

本資料のうち、枠囲みの内容は、機密事項に属しますので公開できません。

柏崎刈羽原子力発電所第7号機 工事計画審査資料	
資料番号	KK7-025 改1
提出年月日	2020年6月11日

## 技術基準要求機器リストに関する説明書

2020年6月

東京電力ホールディングス株式会社

## 目次

1. 技術基準要求機器リスト（ヒアリング用） ..... 1
2. 比較表（技術基準要求機器リスト） .....20

1. 技術基準要求機器リスト (ヒアリング用)

申請対象設備		機器名	DB/SA	関連条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー	性能・機能	明確にする必要が ある仕様 (基本設計方針に 記載する項目)	基本設計方針記載内容 (仕様を明確にする必要がある場合は、その仕様も記載する。)	記載資料名	備考
施設	系統										
燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	—	サイフォンブレイク札	SA	69	69条3	D	燃料プール代替注水系による常設スプレッドヘッドを使用した使用済燃料貯蔵プールへの注水	燃料プール代替注水系による常設スプレッドヘッドを使用した使用済燃料貯蔵プールへの注水	使用済燃料貯蔵プールの水深の遮断能力に関する説明書	—	—
燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	—	G41-F017	SA	69	69条3	E	燃料プール代替注水系による常設スプレッドヘッドを使用した使用済燃料貯蔵プールへの注水	燃料プール代替注水系による常設スプレッドヘッドを使用した使用済燃料貯蔵プールへの注水	同上	—	—
燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	—	汚濁防止機 (6.7号機共用)	SA	70	70条8	C	貯槽内燃料液体等の著しい損傷に至った場合に発生する海洋への放射性物質の拡散抑制	貯槽内燃料液体等の著しい損傷に至った場合に発生する海洋への放射性物質の拡散抑制	高さ 幅 構造	設定根拠に関する説明書(別添)	原子炉格納施設の使用
燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	—	小型船舶(汚濁防止機設置用) (6.7号機共用)	SA	70	70条6	C	貯槽内燃料液体等の著しい損傷に至った場合に発生する海洋への放射性物質の拡散抑制	貯槽内燃料液体等の著しい損傷に至った場合に発生する海洋への放射性物質の拡散抑制	幅	設定根拠に関する説明書(別添)	原子炉格納施設の使用
燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	—	放射性物質吸着材 (6.7号機共用)	SA	70	70条7	C	貯槽内燃料液体等の著しい損傷に至った場合に発生する海洋への放射性物質の拡散抑制	貯槽内燃料液体等の著しい損傷に至った場合に発生する海洋への放射性物質の拡散抑制	重量	設定根拠に関する説明書(別添)	原子炉格納施設の使用
燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	—	使用済燃料貯蔵プール監視カメラ	SA	69, 73	69条31 73条5	B	使用済燃料貯蔵プールの監視	使用済燃料貯蔵プールの監視	個数	使用済燃料貯蔵プールの温度、水位及び漏れを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測制御系等機能作範囲に関する説明書	—
燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	—	使用済燃料貯蔵プール監視カメラ用空冷装置	SA	69, 73	69条32 73条6	C	使用済燃料貯蔵プールの監視	使用済燃料貯蔵プールの監視	構造 容量	設定根拠に関する説明書(別添)	—
燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	—	可搬型計測器	SA	73	73条11 73条12 73条13	B	可搬型計測器による温度、圧力、水位、注水量の計測・監視	可搬型計測器による温度、圧力、水位、注水量の計測・監視	個数	使用済燃料貯蔵プールの温度、水位及び漏れを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測制御系等機能作範囲に関する説明書	計測制御系 施設の使用
燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	—	可搬型計測器 (6.7号機共用) (予備)	SA	73	73条11 73条12 73条13	B	可搬型計測器による温度、圧力、水位、注水量の計測・監視	可搬型計測器による温度、圧力、水位、注水量の計測・監視	個数	同上	計測制御系 施設の使用
燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	—	原子炉建屋(屋根トラス、屋根、壁)	DB	26	26条40 26条41	E	重量物落下防止対策及び壁下対策	原子炉建屋原子炉区域(二次格納施設)の屋根を支持する屋根トラスは、基準地震動Ssに対する発生応力許容耐力を超えず、使用済燃料貯蔵プール内に落下しない設計とする。また、屋根については鋼板(デコアポーツ)の上から鉛板を敷設し、鉛板の床を設けた構造とし、地震による割裂のない構造とする。【26条40】【26条41】	—	—	—
燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	—	代替電源設備からの給電「重大事故等時における使用済燃料貯蔵プールの降熱」	SA	69	69条38	E	電源設備からの給電	燃料プール冷却浄化系は、非常用ディーゼル発電設備並びに原子炉補機冷却水及び原子炉補機冷却海水系が機能喪失した場合でも、常設代替電源設備又は可搬型計測器電源設備及び代替原子炉補機冷却水系を用いて、使用済燃料貯蔵プールの降熱できる設計とする。【69条38】	—	—	—
燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	—	非常用内電源系からの給電「使用済燃料貯蔵プールの温度、水位及び漏れを監視する装置」	DB	34	34条38	E	外部電源喪失時の使用済燃料貯蔵プールの監視機能	使用済燃料貯蔵プールの温度、燃料プール冷却浄化系ポンプ入口温度、使用済燃料貯蔵プールの水位・温度(Ss)は、使用済燃料貯蔵プールの水位及び使用済燃料貯蔵プールの漏れは、外部電源が使用できない場合においても非常用内電源系からの電源供給により、使用済燃料貯蔵プールの水位及び漏れを計測することができる設計とする。【34条38】	—	—	—
燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	—	使用済燃料貯蔵プールと間隔をとり設置している設備は、床面や壁面に確実に固定又は固縛	DB	26	26条38	E	重量物落下防止対策及び壁下対策	使用済燃料貯蔵プールからの漏れを確保できる重量物については、使用済燃料貯蔵プールへ落下するおそれがないよう、転倒を防止しても使用済燃料貯蔵プールに漏れがない構造に設置する。また、転倒防止のため床面や壁面へ固定する。【26条38】	—	—	—
燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	—	燃料プール代替注水系による常設スプレッドヘッドを使用した使用済燃料貯蔵プールへの注水	SA	69	69条3	E	燃料プール代替注水系による常設スプレッドヘッドを使用した使用済燃料貯蔵プールへの注水	燃料プール代替注水系による常設スプレッドヘッドを使用した使用済燃料貯蔵プールへの注水	—	—	—

申請対象設備			DB/SA	関連条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー	性能・機能	明確にする必要がある仕様 (基本設計方針に 記載する項目)	備考	記載資料名	備考
施設	系統	機器名									
原子炉冷却系統施設	— (低圧注水系統)	原子炉格納容器(サブプレッションチェン)	SA	62	62条18	B	低圧注水系統による原子炉の冷却	容量 積数	全交流動力電源喪失により、残熱除去系(低圧注水モード)が起動できない場合の重大事故等対処設備として、常設代替交流電源設備を使用し、残熱除去系(低圧注水モード)である低圧注水系統を復旧できる設計とする。低圧注水系統は、常設代替交流電源設備からの給電により機能を復旧し、残熱除去系ポンプによりサブプレッションチェンパのフル水を原子炉圧力容器へ注水することを中心とする設計とする。本系統に使用する低圧注水は、原子炉補機冷却水系統及び原子炉補機冷却水系統又は代替原子炉補機冷却系から供給できる設計とする。【62条18】	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	原子炉格納施設の兼用
原子炉冷却系統施設	— (残熱除去系)	原子炉格納容器(サブプレッションチェン)	SA	63	63条49 63条53 63条58	B	残熱除去系格納容器スプレイ冷却モードによる格納容器内の減圧、残熱除去系サブプレッションチェンフル水冷却モードによる格納容器内の冷却	容量 積数	格納容器内での冷却を確保するための設備として、想定される重大事故等時において、設計基準事故発生直前にある残熱除去系(原子炉停止冷却モード)、残熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)及び残熱除去系(サブプレッションチェンフル水冷却モード)が使用できる場合は、重大事故等対処設備(設計基準設備)として使用できる設計とする。【63条49】【63条53】【63条58】	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	原子炉格納施設の兼用
原子炉冷却系統施設	— (高圧炉心注水系統)	原子炉格納容器(サブプレッションチェン)	SA	60	60条13	B	高圧炉心注水系統による原子炉の冷却	容量 積数	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備として、想定される重大事故等時において、設計基準事故発生直前にある原子炉隔離時冷却系が使用できる場合は、重大事故等対処設備(設計基準設備)として使用できる設計とする。【60条13】	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	原子炉格納施設の兼用
原子炉冷却系統施設	— (原子炉隔離時冷却系)	E51-F004			60条7	E	原子炉隔離時冷却系による原子炉の冷却	—	原子炉隔離時冷却系は、全交流動力電源及び設置直流電源系統が機能しない場合に、格納容器内原子炉隔離時冷却系(E51-F004)、原子炉隔離時冷却系過熱事故時緊急止め弁(E51-F034)、原子炉隔離時冷却系タービン止め弁(E51-F037)、原子炉隔離時冷却系冷却ファン停止弁(E51-F039)、原子炉隔離時冷却系真空タンクドレン弁(E51-F032)、原子炉隔離時冷却系真空タンク水位検出警報ドレン弁(E51-F033)及び原子炉隔離時冷却系セロウドレン弁(E51-F035)を人工操作することにより起動し、蒸気タービン駆動ポンプにより復水貯蔵槽の水を原子炉圧力容器へ注水することにより原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧対策及び原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時の冷却対策の確保がもたらされる期間にわたり、発電用原子炉の冷却を継続できる設計とする。なお、人力による措置は現場にハンドルを設置することで容易に行える設計とする。【60条7】	—	—
原子炉冷却系統施設	— (原子炉隔離時冷却系)	E51-F034	SA	60	60条7	E	原子炉隔離時冷却系による原子炉の冷却	—	同上	—	—
原子炉冷却系統施設	— (原子炉隔離時冷却系)	E51-F037	SA	60	60条7	E	原子炉隔離時冷却系による原子炉の冷却	—	同上	—	—
原子炉冷却系統施設	— (原子炉隔離時冷却系)	E51-F012	SA	63	60条7	E	原子炉隔離時冷却系による原子炉の冷却	—	同上	—	—
原子炉冷却系統施設	— (原子炉隔離時冷却系)	E51-F652	SA	60	60条7	E	原子炉隔離時冷却系による原子炉の冷却	—	同上	—	—
原子炉冷却系統施設	— (原子炉隔離時冷却系)	E51-F653	SA	60	60条7	E	原子炉隔離時冷却系による原子炉の冷却	—	同上	—	—
原子炉冷却系統施設	— (原子炉隔離時冷却系)	E51-F655	SA	60	60条7	E	原子炉隔離時冷却系による原子炉の冷却	—	同上	—	—
原子炉冷却系統施設	— (原子炉隔離時冷却系)	原子炉格納容器(サブプレッションチェン)	SA	60	60条16	B	原子炉隔離時冷却系による原子炉の冷却	容量 積数	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備として、想定される重大事故等時において、設計基準事故発生直前にある原子炉隔離時冷却系が使用できる場合は、重大事故等対処設備(設計基準設備)として使用できる設計とする。【60条16】	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	原子炉格納施設の兼用
原子炉冷却系統施設	— (高圧代替注水系統)	E51-F004	SA	60	60条5	E	高圧代替注水系統による原子炉の冷却	—	高圧代替注水系統は、常設代替交流電源設備の機能喪失により中央制御室からの操作ができない場合において、現場での人力による高圧代替注水系統注入弁(E51-F004)、高圧代替注水系統タービン止め弁(E51-F005)及び原子炉隔離時冷却系過熱事故時緊急止め弁(E51-F004)の操作により、原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧対策及び原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の冷却対策の確保がもたらされる期間にわたり、発電用原子炉の冷却を継続できる設計とする。なお、人力による措置は現場にハンドルを設置することで容易に行える設計とする。【60条5】	—	—
原子炉冷却系統施設	— (高圧代替注水系統)	E51-F065	SA	60	60条5	E	高圧代替注水系統による原子炉の冷却	—	同上	—	—
原子炉冷却系統施設	— (高圧代替注水系統)	E51-F034	SA	60	60条5	E	高圧代替注水系統による原子炉の冷却	—	同上	—	原子炉冷却系統施設(原子炉隔離時冷却系)の兼用
原子炉冷却系統施設	— (格納容器圧力逃がし装置)	遠隔手動弁操作設備	SA	63	63条10	B	格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の減圧及び除熱	積数	格納容器圧力逃がし装置使用時の排出経路に設置される隔離弁は、遠隔手動弁操作設備(積数)により、原子炉格納施設の設備と原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧に操作可能な設計とする。【63条10】	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	原子炉格納施設の兼用
原子炉冷却系統施設	— (格納容器圧力逃がし装置)	木炭化ナトリウム水溶液(6.7号機共用)	SA	63	63条16	B	格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の減圧及び除熱	容量 pH	スケッチパル制御設備用スケッチパルは、可能要素範囲に格納により駆動し、木炭化ナトリウム水溶液(6.7号機共用)【63条16】(原子炉格納施設の設備を原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧に操作可能な設計として兼用)として兼用。スケッチパル装置に注入し、フィルタ装置内のスケッチパルのpHを【63条16】以上に維持できる設計とする。【63条16】	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	原子炉格納施設の兼用
原子炉冷却系統施設	— (格納容器圧力逃がし装置)	遠隔空気駆動弁操作設備	SA	63	63条11	B	格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の減圧及び除熱	積数	また、排出経路に設置される隔離弁のうち空気駆動弁については、原子炉格納施設の設備と原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧に操作可能な設計とする。【63条11】(原子炉格納施設の設備を原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧に操作可能な設計として兼用)の配管を併用して高圧注水系統を接続することにより、容易に配管を接続可能な設計とする。【63条11】	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	原子炉格納施設の兼用
原子炉冷却系統施設	— (格納容器圧力逃がし装置)	フィルタ装置(pH)	SA	63	63条16	B	格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の減圧及び除熱	pH	フィルタ装置は、発生中に含まれる原子炉冷却材圧力バウンダリのスケッチパルを除去し、より適切なスケッチパルを供給し、スケッチパル装置に注入し、フィルタ装置内のスケッチパルのpHを【63条16】以上に維持できる設計とする。【63条16】	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	原子炉格納施設の兼用
原子炉冷却系統施設	— (耐圧強化ベント系)	遠隔手動弁操作設備	SA	63	63条24	B	耐圧強化ベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱	積数	耐圧強化ベント系使用時の排出経路に設置される隔離弁は、遠隔手動弁操作設備(積数)(原子炉格納施設の設備を原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧に操作可能な設計として兼用)によって人力による操作可能な設計とする。【63条24】	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	原子炉格納施設の兼用
原子炉冷却系統施設	— (耐圧強化ベント系)	遠隔空気駆動弁操作設備	SA	63	63条25	B	耐圧強化ベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱	積数	また、排出経路に設置される隔離弁のうち空気駆動弁(耐圧強化ベント系(T61-F002)(原子炉格納施設の設備を原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧に操作可能な設計として兼用)等)については、原子炉格納施設の設備と原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧に操作可能な設計とする。【63条25】(原子炉格納施設の設備を原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧に操作可能な設計として兼用)の配管を併用して高圧注水系統を接続することにより、容易に配管を接続可能な設計とする。【63条25】	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	原子炉格納施設の兼用
原子炉冷却系統施設	— (耐圧強化ベント系)	T31-F019	SA	63	63条24 63条25	E	耐圧強化ベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱	—	耐圧強化ベント系使用時の排出経路に設置される隔離弁は、遠隔手動弁操作設備(積数)(原子炉格納施設の設備を原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧に操作可能な設計として兼用)によって人力による操作可能な設計とする。【63条24】	—	—
原子炉冷却系統施設	— (耐圧強化ベント系)	T31-F022	SA	63	63条24 63条25	E	耐圧強化ベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱	—	また、排出経路に設置される隔離弁のうち空気駆動弁(耐圧強化ベント系(T61-F002)(原子炉格納施設の設備を原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧に操作可能な設計として兼用)等)については、原子炉格納施設の設備と原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧に操作可能な設計とする。【63条25】	—	—
原子炉冷却系統施設	— (耐圧強化ベント系)	T31-F070	SA	63	63条24	E	耐圧強化ベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱	—	耐圧強化ベント系使用時の排出経路に設置される隔離弁は、遠隔手動弁操作設備(積数)(原子炉格納施設の設備を原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧に操作可能な設計として兼用)によって人力による操作可能な設計とする。【63条24】	—	原子炉格納施設の兼用
原子炉冷却系統施設	— (耐圧強化ベント系)	T31-F072	SA	63	63条24	E	耐圧強化ベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱	—	同上	—	原子炉格納施設の兼用

申請対象設備			DB/SA	関連条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー	性能・機能	明確にする必要がある仕様 (基本設計方針に 記載する項目)	基本設計方針記載内容 (仕様を明確にする必要がある場合は、その仕様も記載する。)	記載資料名	備考
施設	系統	機器名									
原子炉冷却系統施設	— (耐圧強化ベント系)	T61-F002	SA	63	63条24 63条25	E	耐圧強化ベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱	—	耐圧強化ベント系使用時の排気経路に設置される隔離弁は、遠隔手動弁操作設備(個数3)(原子炉格納施設の設備を原子炉冷却系統施設として兼用)によって人力による操作が可能な設計とする。【63条24】 また、排気経路に設置される隔離弁のうち空気作動弁(耐圧強化ベント弁(T61-F002)(原子炉格納施設を原子炉冷却系統施設として兼用)等)については、原子炉格納容器内区域外への遠隔空気駆動弁操作ポンプの設置により、離れた場所から遠隔空気駆動弁操作設備(個数3)(原子炉格納施設の設備を原子炉冷却系統施設として兼用)の配管を經由して高圧要素ガスを供給することによる操作も可能な設計とする。また、排気経路に設置される隔離弁のうち電動弁については、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電による操作も可能な設計とする。これらにより、隔離弁の操作における駆動源の多様性を有する設計とする。【63条25】	—	原子炉格納施設の使用
原子炉冷却系統施設	— (水の供給設備)	原子炉格納容器(サブプレッションチェンバ)	SA	71	71条8	B	重大事故等取戻のための水源	容量 個数	サブプレッションチェンバ(容量約3600m <sup>3</sup> 、個数1)は、想定される重大事故等時において、原子炉圧力容器への注水及び原子炉格納容器へのスプレイに使用する設計基準事故対処設備が機能喪失した場合の代替手段である代替循環冷却弁並びに重大事故等対処設備(設計基準仕様)である原子炉隔離時冷却系、高圧炉心注水系、残留熱除去系(低圧注水モード)、残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)及び残留熱除去系(サブプレッションチェンバプール冷却モード)の水源として使用できる設計とする。【71条8】	原子炉格納施設の使用	原子炉格納施設の使用
原子炉冷却系統施設	— (水の供給設備)	代替淡水源(防火水槽(6,7号機共用))	SA	71	71条2 71条10	E	重大事故等取戻のための水源	—	これら重大事故等の取戻に必要となる水源とは別に、代替淡水源として防火水槽及び淡水貯水池を設ける設計とする。【71条2】 代替淡水源である防火水槽及び淡水貯水池は、想定される重大事故等時において、復元貯蔵槽へ水を供給するための水源であるとともに、原子炉圧力容器への注水及び原子炉格納容器へのスプレイに使用する設計基準事故対処設備が機能喪失した場合の代替手段である低圧代替注水系(可搬型)、代替格納容器スプレイ冷却系(可搬型)及び格納容器注水系(可搬型)の水源として、また、使用済燃料貯蔵プールの冷却又は注水に使用する設計基準事故対処設備が機能喪失した場合の代替手段である燃料プール代替注水の水源及び格納容器注水に使用する燃料貯蔵槽へスクラパ水補給の水源として使用できる設計とする。【71条10】	—	—
原子炉冷却系統施設	— (水の供給設備)	代替淡水源(淡水貯水池(6,7号機共用))	SA	71	71条2 71条10	E	重大事故等取戻のための水源	—	同上	—	—
原子炉冷却系統施設	— (補給水系)	補給水系 6/7号機相互接続ライン	DB	15	15条37	E	相互接続する重要安全施設以外の安全施設	—	復元貯蔵槽及び復元補給水系は、6号機及び7号機間で相互に接続するが、各号機で要求される容量をそれぞれ確保するとともに、連絡時以外においては、各機間の接続の非正常閉鎖となることが物理的に分離し、安全性を損なわない設計とする。連絡時においても、各号機にて設計する圧力に差を生じさせず、安全性を損なわない設計とする。【15条37】	—	—
原子炉冷却系統施設	—	E22-F003B,C	SA	61	61条17 61条18	E	インターフェイスシステムLOCA発生時の重大事故等対処設備として、高圧炉心注水注入隔離弁(E22-F003B,C)は、現場で弁を操作することにより原子炉冷却材の漏えい箇所を隔離できる設計とする。【61条17】 なお、設計基準事故対処設備である高圧炉心注水注入隔離弁(E22-F003B,C)を重大事故等対処設備(設計基準仕様)として使用するところから、重大事故等対処設備としての設計を行う。【61条18】	—	インターフェイスシステムLOCA発生時の重大事故等対処設備として、高圧炉心注水注入隔離弁(E22-F003B,C)は、現場で弁を操作することにより原子炉冷却材の漏えい箇所を隔離できる設計とする。【61条17】 なお、設計基準事故対処設備である高圧炉心注水注入隔離弁(E22-F003B,C)を重大事故等対処設備(設計基準仕様)として使用するところから、重大事故等対処設備としての設計を行う。【61条18】	—	—
原子炉冷却系統施設	—	燃料取替床ブローアウトパネル	SA	61	61条16	B(E)	ブローアウトパネル	設置枚数 開放窓	燃料取替床ブローアウトパネルは、高圧の原子炉冷却材が原子炉格納容器に侵入し、格納容器内に燃料が落下した場合に、格納容器内の圧力が上昇した場合において、外気との圧差により自動的に開放し、原子炉建屋原子炉区域内の圧力及び温度を低下させることができる設計とする。【61条16】	安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書	原子炉格納施設の使用
原子炉冷却系統施設	—	代替電源設備からの給電「高圧代替注水系」	SA	60	60条4	E	電源設備からの給電	—	高圧代替注水系は、常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とし、中央制御室から操作が可能な設計とする。【60条4】	—	—
原子炉冷却系統施設	—	代替電源設備からの給電「原子炉隔離時冷却系」	SA	60	60条9	E	電源設備からの給電	—	原子炉隔離時冷却系は、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電により機能を復旧し、蒸気タービン駆動ポンプにより復元貯蔵槽の水を原子炉圧力容器へ注水することで炉心を冷却できる設計とする。【60条9】	—	—
原子炉冷却系統施設	—	代替電源設備からの給電「主蒸気系」	SA	61	61条13	E	電源設備からの給電	—	全交流動力電源又は常設交流電源が喪失した場合の重大事故等対処設備として、主蒸気系は安全弁は、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備により所内発生電力を供給する受電機、作動に必要な交流電源が供給されることにより機能を復旧し、原子炉冷却材圧力パワダリを減圧できる設計とする。【61条13】	—	—
原子炉冷却系統施設	—	非常用電源設備からの給電「低圧代替注水系」	SA	62	62条3 62条11 62条14	E	電源設備からの給電	—	低圧代替注水系(常設)は、非常用ディーゼル発電設備に加えて、代替所内電気設備を經由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。【62条3】、【62条11】 低圧代替注水系(可搬型)は、非常用ディーゼル発電設備に加えて、代替所内電気設備を經由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。【62条3】、【62条14】	—	—
原子炉冷却系統施設	—	代替電源設備からの給電「低圧代替注水系」	SA	62	62条3 62条11 62条6 62条14	E	電源設備からの給電	—	同上	—	—
原子炉冷却系統施設	—	代替電源設備からの給電「残留熱除去系」	SA	62	62条27 62条18	E	電源設備からの給電	—	原子炉停止時において全交流動力電源喪失により、残留熱除去系(原子炉停止時冷却モード)が起動できない場合の重大事故等対処設備として、常設代替交流電源設備を使用し、残留熱除去系(原子炉停止時冷却モード)を復旧できる設計とする。残留熱除去系(原子炉停止時冷却モード)は、常設代替交流電源設備からの給電により機能を復旧し、冷却材を原子炉圧力容器から残留熱除去系ポンプ及び残留熱除去系熱交換器を經由して原子炉圧力容器に戻すことにより炉心を冷却できる設計とする。本系統に使用する冷却材は、原子炉格納冷却水系及び原子炉格納冷却海水系又は代替原子炉格納冷却系から供給できる設計とする。【62条27】 全交流動力電源喪失により、残留熱除去系(低圧注水モード)が起動できない場合の重大事故等対処設備として、常設代替交流電源設備を使用し、残留熱除去系(低圧注水モード)である低圧注水系を復旧できる設計とする。低圧注水系は、常設代替交流電源設備からの給電により機能を復旧し、残留熱除去系ポンプによりサブプレッションチェンバのプール水を原子炉圧力容器へ注水することで炉心を冷却できる設計とする。本系統に使用する冷却材は、原子炉格納冷却水系及び原子炉格納冷却海水系又は代替原子炉格納冷却系から供給できる設計とする。【62条18】	—	—
原子炉冷却系統施設	—	代替電源設備からの給電「耐圧強化ベント系」	SA	63	63条25	E	電源設備からの給電	—	また、排気経路に設置される隔離弁のうち空気作動弁(耐圧強化ベント弁(T61-F002)(原子炉格納施設を原子炉冷却系統施設として兼用)等)については、原子炉格納容器内区域外への遠隔空気駆動弁操作ポンプの設置により、離れた場所から遠隔空気駆動弁操作設備(個数3)(原子炉格納施設を原子炉冷却系統施設として兼用)の配管を經由して高圧要素ガスを供給することによる操作も可能な設計とする。また、排気経路に設置される隔離弁のうち電動弁については、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電による操作も可能な設計とする。これらにより、隔離弁の操作における駆動源の多様性を有する設計とする。【63条25】	—	—
原子炉冷却系統施設	—	代替電源設備からの給電「格納容器圧力逃がし装置」	SA	63	63条12	E	電源設備からの給電	—	また、排気経路に設置される隔離弁のうち電動弁については、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電により、中央制御室から操作が可能な設計とする。【63条12】	—	—
原子炉冷却系統施設	—	代替電源設備からの給電「熱交換器ユニット」	SA	63,65,69	63条32 65条7 69条40	E	電源設備からの給電	—	熱交換器ユニットは、可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。また、大容量送水車(熱交換器ユニット用)は、ディーゼルエンジンにより駆動できる設計とする。【63条32】、【65条7】、【69条40】	—	—
原子炉冷却系統施設	—	格納容器圧力逃がし装置(系統設計流量)	SA	63	63条2	B	格納容器圧力逃がし装置に設置される原子炉格納容器内の減圧及び除熱	系統設計流量	残留熱除去系の故障等により最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するための重大事故等対処設備として、格納容器圧力逃がし装置は、フィルタ装置(フィルタ容器、スクラパ水、金属ワイヤ等)より構成されるブローアウトパネル、駆動系、計測制御装置等と構成し、原子炉格納容器内雰囲気ガスを不活性ガス系等を経由して、フィルタ装置及びブローアウトパネルから放出(系統設計流量31.6kg/s(2Paにおいて))することで、排気中に含まれる放射性物質の環境への放出量を抑制し、原子炉格納容器内に滞留した熱を最終的に熱の逃げ場がある大気へ輸送できる設計とする。【63条2】	原子炉格納施設の使用	原子炉格納施設の使用
原子炉冷却系統施設	—	耐圧強化ベント系(系統設計流量)	SA	63	63条26	B	耐圧強化ベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱	系統設計流量	耐圧強化ベント系の系統設計流量は15.8kg/s(1Paにおいて)であり、サブプレッションチェンバ及びドライアウトと接続し、いずれも機能を有する設計とする。サブプレッションチェンバからの排気ではサブプレッションチェンバの水面からの高さを確保し、ドライアウト面からの排気では、ダイヤフラムフロア面からの高さを確保する設計とする。これらにより、隔離弁の操作における駆動源の多様性を有する設計とする。【63条26】	原子炉格納施設の使用	原子炉格納施設の使用

申請対象設備			DB/SA	関連条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー	性能・機能	明確にする必要が ある仕様 (基本設計方針に 記載する項目)	基本設計方針記載内容 (仕様を明確にする必要がある場合は、その仕様も記載する。)	記載資料名	備考
施設	系統	機器名									
原子炉冷却系統施設	— (代替原子炉補機冷却系)	海	SA	63, 65, 69	63条31 65条6 69条39	E	代替原子炉補機冷却系による自然除熱、代替原子炉補機冷却系による除熱、代替原子炉補機冷却系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱、重大事故等時における使用済燃料貯蔵プールの除熱	原子炉補機冷却系及び原子炉補機冷却海水系の故障又は全交流動力電源の喪失により、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合の重大事故等対策設備として、代替原子炉補機冷却系は、サブプレシジョンポンプの熱容量をより原子炉補機冷却系が確保できる一定の期間内に、熱交換器ユニットを原子炉補機冷却系に接続し、大容量送水車（熱交換器ユニット用）により熱交換器ユニットに海水を送水することで、残留熱除去系の機器で発生した熱を最終的な熱の逃げ場である海へ輸送できる設計とする。【63条31】 熱交換器ユニットに海水を送水することで、残留熱除去系の機器で発生した熱を最終的な熱の逃げ場である海へ輸送できる設計とする。【65条6】 燃料プール冷却浄化系で使用する代替原子炉補機冷却系は、熱交換器ユニットを原子炉補機冷却系に接続し、大容量送水車（熱交換器ユニット用）により熱交換器ユニットに海水を送水することで、燃料プール冷却浄化系の熱交換器で発生した熱を最終的な熱の逃げ場である海へ輸送できる設計とする。【69条39】	—	原子炉冷却系統施設（水の供給設備）の兼用	
原子炉冷却系統施設	— (水の供給設備)	海	SA	71	71条3 71条11	E	重大事故等取組のための水源	—	また、淡水が枯渇した場合に、海を水源として利用できる設計とする。【71条3】 海は、想定される重大事故等時において、淡水が枯渇した場合、取水貯蔵罐へ水を供給するための水源であるとともに、原子炉圧力容器への注水及び原子炉格納容器へのスプレイに使用する設計基準事故対策設備が機能喪失した場合の代替手段である低圧注水（可搬型）、代替格納容器プールの冷却系（可搬型）及び格納容器下部注水系（可搬型）の水源として、また、使用済燃料貯蔵プールの冷却又は注水に使用する設計基準事故対策設備が機能喪失した場合の代替手段である燃料プール貯蔵注水系の水源として、さらに、代替原子炉補機冷却系及び原子炉建設放水設備の水源として利用できる設計とする。【71条11】	—	—
原子炉冷却系統施設（共通）	—	ホールローダ（6,7号機共用）	SA	54	54条102	B	—	台数	—	安全設備及び重大事故等対策設備が使用される条件下における健全性に関する説明書	
原子炉冷却系統施設（共通）	—	防護対策施設 ・電巻防護ネット (建屋開口部電巻防護ネット)	DB	7	7条電巻19	B	電巻への対応	材料 径 綱目寸法	防護措置として設置する防護対策施設としては、電巻防護ネット（防護ネット（鉄鋼材・径φ4mm、綱目寸法85mm×130mm）及び架橋により構成する。）、電巻防護フード（防護鋼板（ステンレス鋼：板厚17mm以上）及び架橋又は防護壁（鉄筋コンクリート・厚さ21cm以上）により構成する。）、電巻防護網（ステンレス鋼：板厚17mm以上）及び電巻防護網（防護鋼板（鉄鋼材：板厚17mm以上）又はステンレス鋼：板厚9mm以上）及び架橋により構成する。）、を設計し、内包する外部事象防護設備の機能を損なわないよう、外部事象防護対策施設の機能喪失に至る可能性のある飛来物が外部事象防護対策施設に衝突することを防止する設計とする。防護対策施設は、地震等において外部事象防護対策施設に波及的影響を及ぼさない設計とする。【7条電巻19】	電巻用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	
原子炉冷却系統施設（共通）	—	防護対策施設 ・電巻防護フード (建屋開口部電巻防護鋼製フード)	DB	7	7条電巻19	B	電巻への対応	材料 厚さ	同上	電巻用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	
原子炉冷却系統施設（共通）	—	防護対策施設 ・電巻防護フード (建屋開口部電巻防護コンクリート製フード)	DB	7	7条電巻19	B	電巻への対応	材料 厚さ	同上	電巻用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	
原子炉冷却系統施設（共通）	—	防護対策施設 ・電巻防護網	DB	7	7条電巻19	B	電巻への対応	材料 厚さ	同上	電巻用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	
原子炉冷却系統施設（共通）	—	防護対策施設 ・電巻防護鋼板 (機気空調系ダクト防護壁)	DB	7	7条電巻19	B	電巻への対応	材料 厚さ	同上	電巻用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	
原子炉冷却系統施設（共通）	—	防護対策施設 ・電巻防護鋼板 (原子炉補機冷却海水系配管防護壁)	DB	7	7条電巻19	B	電巻への対応	材料 厚さ	同上	電巻用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	
原子炉冷却系統施設（共通）	—	防護対策施設 ・非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ防護板	DB	7	7条電巻19	B	電巻への対応	材料 厚さ	同上	電巻用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	
原子炉冷却系統施設（共通）	—	防護対策施設 ・非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ防護板	DB	7	7条電巻19	B	電巻への対応	材料 厚さ	同上	電巻用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	
原子炉冷却系統施設（共通）	—	防護対策施設 ・非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ防護板 【耐火】構造健全性を維持する設計	DB	7	7条火山5 7条火山20	D	火山による影響への対応	—	外部事象防護対策施設のうち、屋外に設置している施設及び外部事象防護対策施設の内包する施設、並びに防護措置として設置する外部事象防護対策施設については、降下火砕物に接触し、やむを得ず発生する場合には荷重による影響を考慮する。【7条火山5】 外部事象防護対策施設のうち、屋外に設置している施設及び外部事象防護対策施設については、降下火砕物に接触し、やむを得ず発生する場合には、耐火性のある材料の使用又は塗装を実施することにより、降下火砕物による長期的な腐食が発生しない設計とする。【7条火山20】	電巻用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	
原子炉冷却系統施設（共通）	—	防護対策施設 ・非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ防護板 【耐火】構造健全性を維持する設計	DB	7	7条火山20	D	火山による影響への対応	—	同上	電巻用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	
原子炉冷却系統施設（共通）	—	防護対策施設 ・非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ防護板	DB	7	7条外部火災14	D	【外部火災】外部火災全般への対応	—	防護措置として設置する防護対策施設としては、非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプの周囲温度が許容温度以下となるよう耐火性能を確保した防護板を非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ周辺に鋼材で支持する設計とする。防護板は、外部事象防護対策施設である非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプに用いる地震力に対して、支持部材の構造強度と整合的であることを確保し、耐火性のある材料の使用又は塗装を実施することにより、降下火砕物による長期的な腐食が発生しない設計とする。【7条外部火災14】	電巻用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	
原子炉冷却系統施設（共通）	—	7号機地下水排水設備	DB/SA	5,50	5条89 50条91	C	地震による損傷の防止	容量 揚程 原動機出力 検出範囲	建屋の耐震性を確保するため、建屋周囲の地下水を排水できるよう7号機地下水排水設備（サブドレンポンプ（容量45m <sup>3</sup> /h/個、揚程44m、原動機出力15kW/個、個数4）及び水位検出器（個数10、検出範囲サブドレンドレイン底面より+230mm～+1000mm）を設置し、5号機地下水排水設備（サブドレンポンプ（容量45m <sup>3</sup> /h/個、揚程45m、原動機出力15kW/個、個数4）及び水位検出器（個数10、検出範囲サブドレンドレイン底面より+200mm～+1000mm）を設置する。また、基準地震動 S s による地震力に対して、必要機能は維持できる設計とする。7号機地下水排水設備については、非常用電源設備は非常用電源設備からの給電が可能な設計とする。5号機地下水排水設備については、5号機原子炉建屋内緊急時対策用可能型電源設備からの給電が可能な設計とする。【5条89】【50条91】	設定根拠に関する説明書（別添）	
原子炉冷却系統施設（共通）	—	5号機地下水排水設備（6,7号機共用）	SA	50	50条91	C	地震による損傷の防止	容量 揚程 原動機出力 個数 検出範囲	同上	設定根拠に関する説明書（別添）	
計測制御系統施設	—	格納容器内ガスサンプリングポンプ	SA	67, 73	67条41 73条4	C	水素濃度及び酸素濃度の監視	個数 吐出力 容量	格納容器内水素濃度及び格納容器内酸素濃度は、サンプリング装置（格納容器内ガスサンプリングポンプ（個数2、吐出力0.62Nm <sup>3</sup> /以上、容量1l/min/個以上）、格納容器内ガス冷却器（個数2、伝熱面積20m <sup>2</sup> /個以上））により原子炉格納容器内の表面水素ガス原子炉格納容器へ排出し、格納容器内へ滞留すること、格納容器内の水素濃度及び酸素濃度を中央制御室より監視できる設計とする。【67条41】【73条4】	設定根拠に関する説明書（別添）	
計測制御系統施設	—	格納容器内ガス冷却器	SA	67, 73	67条41 73条4	C	水素濃度及び酸素濃度の監視	個数 伝熱面積	同上	設定根拠に関する説明書（別添）	

申請対象設備		DB/SA	関連条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー	性能・機能	明確にする必要が ある仕様 (基本設計方針に 記載する項目)	基本設計方針記載内容 (仕様を明確にする必要がある場合は、その仕様も記載する。)	記載資料名	備考
施設	系統									
計測制御系統施設	—	SA	73	73条3	B	原子炉圧力容器内の温度	鍋殼 計測範囲	重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータは、炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させるために必要な発電用原子炉施設の状態を把握するためのパラメータとし、計測する装置は「第1 計測制御系統施設の主要設備リスト」の「計測装置」に示す重大事故等対処設備の他、原子炉圧力容器温度（個数2、計測範囲0～350℃）、フィルタ装置水位（個数2、計測範囲0～600mm）、フィルタ装置入口圧力（個数1、計測範囲0～10Pa）、フィルタ装置水素濃度（個数2、計測範囲0～100vol%）、フィルタ装置スクラバpH（個数1、計測範囲0～50Pa）、原子炉補機冷却水系統流量（個数3、計測範囲0～3000m <sup>3</sup> /h（区分1、II）、0～2000m <sup>3</sup> /h（区分III））、残留熱除去系熱交換器入口冷却水流量（個数3、計測範囲0～1500m <sup>3</sup> /h）、復水移送ポンプ吐出圧力（個数3、計測範囲0～2MPa）、静的触媒式水素再結合器 動作監視装置（個数4、計測範囲0～300℃）とする。【73条3】	計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	
計測制御系統施設	—	SA	73	73条3	B	最終ヒートシンクの確保（代替自動減圧冷却系）	鍋殼 計測範囲	同上	計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	
計測制御系統施設	—	SA	73	73条3	B	最終ヒートシンクの確保（残留熱除去系）	鍋殼 計測範囲	同上	計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	
計測制御系統施設	—	SA	73	73条3	B	最終ヒートシンクの確保（残留熱除去系）	鍋殼 計測範囲	同上	計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	
計測制御系統施設	—	SA	73	73条3	B	最終ヒートシンクの確保（格納容器圧力逃がし装置）	鍋殼 計測範囲	同上	計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	
計測制御系統施設	—	SA	73	73条3	B	最終ヒートシンクの確保（格納容器圧力逃がし装置）	鍋殼 計測範囲	同上	計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	
計測制御系統施設	—	SA	67, 73	67条7 67条26 73条3	B	格納容器圧力逃がし装置における水素濃度を測定し、監視できるように、水素ガスが蓄積する可能性がある排出経路の配管内部にフィルタ装置水素濃度（個数2、計測範囲0～100vol%）を設ける設計とする。【67条7】 耐圧強化ベント系の排出経路における水素濃度を測定し、監視できるように、水素ガスが蓄積する可能性がある排出経路の配管内部にフィルタ装置水素濃度（個数1、計測範囲0～100vol%）を設ける設計とする。【67条26】	重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータは、炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させるために必要な発電用原子炉施設の状態を把握するためのパラメータとし、計測する装置は「第1 計測制御系統施設の主要設備リスト」の「計測装置」に示す重大事故等対処設備の他、原子炉圧力容器温度（個数2、計測範囲0～350℃）、フィルタ装置水位（個数2、計測範囲0～600mm）、フィルタ装置入口圧力（個数1、計測範囲0～10Pa）、フィルタ装置水素濃度（個数2、計測範囲0～100vol%）、フィルタ装置スクラバpH（個数1、計測範囲0～50Pa）、原子炉補機冷却水系統流量（個数3、計測範囲0～3000m <sup>3</sup> /h（区分1、II）、0～2000m <sup>3</sup> /h（区分III））、残留熱除去系熱交換器入口冷却水流量（個数3、計測範囲0～1500m <sup>3</sup> /h）、復水移送ポンプ吐出圧力（個数3、計測範囲0～2MPa）、静的触媒式水素再結合器 動作監視装置（個数4、計測範囲0～300℃）とする。【73条3】	計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書		
計測制御系統施設	—	SA	73	73条3	B	最終ヒートシンクの確保（格納容器圧力逃がし装置）	鍋殼 計測範囲	同上	計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	
計測制御系統施設	—	SA	73	73条3	B	最終ヒートシンクの確保（格納容器圧力逃がし装置）	鍋殼 計測範囲	同上	計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	
計測制御系統施設	—	SA	73	73条3	B	最終ヒートシンクの確保（格納容器圧力逃がし装置）	鍋殼 計測範囲	同上	計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	
計測制御系統施設	—	SA	68, 73	68条3 73条3	B	静的触媒式水素再結合器動作監視装置	排出器の種類 計測範囲 個数	静的触媒式水素再結合器動作監視装置（個数4、計測範囲0～300℃、輸出機種 熱電対）は、静的触媒式水素再結合器の入口側及び出口側の温度により静的触媒式水素再結合器の動作状態を中央制御室から監視できる設計とし、重大事故等時において測定可能なよう耐環境性を有した熱電対を使用する。【68条3】 重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータは、炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させるために必要な発電用原子炉施設の状態を把握するためのパラメータとし、計測する装置は「第1 計測制御系統施設の主要設備リスト」の「計測装置」に示す重大事故等対処設備の他、原子炉圧力容器温度（個数2、計測範囲0～350℃）、フィルタ装置水位（個数2、計測範囲0～600mm）、フィルタ装置入口圧力（個数1、計測範囲0～10Pa）、フィルタ装置水素濃度（個数2、計測範囲0～100vol%）、フィルタ装置スクラバpH（個数1、計測範囲0～50Pa）、原子炉補機冷却水系統流量（個数3、計測範囲0～3000m <sup>3</sup> /h（区分1、II）、0～2000m <sup>3</sup> /h（区分III））、残留熱除去系熱交換器入口冷却水流量（個数3、計測範囲0～1500m <sup>3</sup> /h）、復水移送ポンプ吐出圧力（個数3、計測範囲0～2MPa）、静的触媒式水素再結合器 動作監視装置（個数4、計測範囲0～300℃）とする。【73条3】	計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	
計測制御系統施設	—	SA	59, 61	59条7 59条2 61条4	B	自動減圧系の起動阻止スイッチ	鍋殼	運転時の異常な過渡変化時において発電用原子炉の運転を緊急に停止することができない事象が発生した場合に、自動減圧系の起動阻止スイッチを自動動作させることで発電用原子炉の自動による減圧を防止できる設計とする。【59条7】 原子炉緊急停止失敗時に自動減圧系が動作すると、高圧炉心注水系及び配圧注水系から大量の冷水が注水される出力の急激な上昇にのみ対応するため、自動減圧系の起動阻止スイッチで自動減圧系の動作を防止できる設計とする。【59条2】【61条4】	発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に関する説明書	
計測制御系統施設	—	SA	73	73条11 73条12 73条13	B	可搬型計測器	鍋殼	また、代替電源設備が喪失し計測に必要な計測電源が喪失した場合、特に重要なパラメータとして、炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させるために必要な発電用原子炉施設の状態を把握するためのパラメータを計測する装置については、温度、圧力、水位及び流量に係るものについて、乾電池を電源とした可搬型計測器（原子炉圧力容器及び原子炉格納容器内の温度、圧力、水位、流量（注水率）等の計測用として測定時の故障を想定した「予備」個数合計セット24個（予備2個（6.7号機共用、5号機専用））により計測できる設計とし、これらを保管する設計とする。なお、可搬型計測器による計測においては、計測対象の測定を行う際の水分を十分に、同一パラメータに対する複数の測定を行う場合は、いずれか一つの適切なチャンネルを選択し計測又は監視するものとする。【73条11】【73条12】【73条13】	計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	
計測制御系統施設	—	SA	73	73条11 73条12 73条13	B	可搬型計測器	鍋殼	同上	計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	

申請対象設備			DB/SA	関連条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー	性能・機能	明確にする必要がある仕様 (基本設計方針に 記載する項目)	基本設計方針記載内容 (仕様を明確にする必要がある場合は、その仕様も記載する。)	記載資料名	備考
施設	系統	機器名									
計測制御系統施設	—	送受話器 (ページング)	DB	47	47条8	E	所内通信連絡設備の多様性	—	原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常の際に、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所に人による操作、作業、退避の指示、事故対策のための集合等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる設備及び音声等により行うことができる設備として、警報装置及び所内通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。警報装置として、十分な数量の送受話器 (ページング) (警報装置) (「7号機設備」, 「6,7号機共用, 5号機に設置」) (以下同じ。), 及び送受話器 (ページング) (警報装置) (コントロール建屋, 廃棄物処理建屋, サービス建屋及び屋外) (「6,7号機共用, 6号機に設置」) (以下同じ。), 並びに多様性を確保した所内通信連絡設備として、十分な数量の送受話器 (ページング) (「7号機設備」, 「6,7号機共用, 5号機に設置」) (以下同じ。), 送受話器 (ページング) (コントロール建屋, 廃棄物処理建屋, サービス建屋及び屋外) (「6,7号機共用, 6号機に設置」) (以下同じ。), 電力保安通信用電話設備 (固定電話機, PHS端末及びFAX) (「7号機設備」, 「6,7号機共用, 5号機に設置」) (以下同じ。), 電力保安通信用電話設備 (固定電話機及びPHS端末) (コントロール建屋, 廃棄物処理建屋, サービス建屋及び屋外) (「6,7号機共用, 6号機に設置」) (以下同じ。), 衛星電話設備 (常設) (「7号機設備」, 「6,7号機共用, 5号機に設置」) (以下同じ。), 衛星電話設備 (可搬型) (「6,7号機共用, 5号機に保管」) (以下同じ。), 無線連絡設備 (常設) (「7号機設備」, 「6,7号機共用, 5号機に設置」) (以下同じ。), 無線連絡設備 (可搬型) (「6,7号機共用, 5号機に保管」) (以下同じ。), 携帯型音声呼出電話設備 (携帯型音声呼出電話機) (「7号機設備」, 「6,7号機共用, 5号機に保管」) (以下同じ。)) を設置又は保管する設計とする。【47条8】	—	—
計測制御系統施設	—	電力保安通信用電話設備 (固定電話機, PHS端末及びFAX)	DB	47	47条8	E	所内通信連絡設備の多様性	—	同上	—	—
計測制御系統施設	—	衛星電話設備 (常設)	DB/SA	47.77	47条8 47条12 77条1 77条12	E	所内通信連絡設備の多様性。所外通信連絡設備の多様性。発電所内の通信連絡。発電所外の通信連絡	—	原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常の際に、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所に人による操作、作業、退避の指示、事故対策のための集合等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる設備及び音声等により行うことができる設備として、警報装置及び所内通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。警報装置として、十分な数量の送受話器 (ページング) (警報装置) (「7号機設備」, 「6,7号機共用, 5号機に設置」) (以下同じ。), 及び送受話器 (ページング) (警報装置) (コントロール建屋, 廃棄物処理建屋, サービス建屋及び屋外) (「6,7号機共用, 6号機に設置」) (以下同じ。), 並びに多様性を確保した所内通信連絡設備として、十分な数量の送受話器 (ページング) (「7号機設備」, 「6,7号機共用, 5号機に設置」) (以下同じ。), 送受話器 (ページング) (コントロール建屋, 廃棄物処理建屋, サービス建屋及び屋外) (「6,7号機共用, 6号機に設置」) (以下同じ。), 電力保安通信用電話設備 (固定電話機, PHS端末及びFAX) (「7号機設備」, 「6,7号機共用, 5号機に設置」) (以下同じ。), 電力保安通信用電話設備 (固定電話機及びPHS端末) (コントロール建屋, 廃棄物処理建屋, サービス建屋及び屋外) (「6,7号機共用, 6号機に設置」) (以下同じ。), 衛星電話設備 (常設) (「7号機設備」, 「6,7号機共用, 5号機に設置」) (以下同じ。), 衛星電話設備 (可搬型) (「6,7号機共用, 5号機に保管」) (以下同じ。), 無線連絡設備 (常設) (「7号機設備」, 「6,7号機共用, 5号機に設置」) (以下同じ。), 無線連絡設備 (可搬型) (「6,7号機共用, 5号機に保管」) (以下同じ。), 携帯型音声呼出電話設備 (携帯型音声呼出電話機) (「7号機設備」, 「6,7号機共用, 5号機に保管」) (以下同じ。)) を設置又は保管する設計とする。【47条8】 設計基準事故が発生した場合において、発電所内の本社、国、地方公共団体、その他関係機関の必要となる所外通信連絡設備として、十分な数量のテレビ会議システム (テレビ会議システム) (専用電話設備 (専用電話設備 (ホットライン) (地方公共団体他向) (「6,7号機共用, 5号機に設置」) (以下同じ。)), 衛星電話設備 (対本社・高気密型) (「6,7号機共用, 5号機に設置」) (以下同じ。)), 衛星電話設備 (常設) (「7号機設備」, 「6,7号機共用, 5号機に設置」) (以下同じ。)) を用いた通信連絡設備 (テレビ会議システム, IP-電話機及びIP-FAX) (「6,7号機共用, 5号機に設置」) (以下同じ。)) を設置又は保管する設計とする。【47条12】 重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な所内通信連絡設備及び計測等を行った時に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有するための必要な所内通信連絡設備として、必要な数量の衛星電話設備 (常設) (「7号機設備」, 「6,7号機共用, 5号機に設置」) (以下同じ。)) を設置又は保管する設計とする。また、5号機屋外緊急連絡用インターフォン (インターフォン) (「6,7号機共用, 5号機に設置」) (以下同じ。)) を5号機原子炉建屋外、5号機原子炉建屋内部緊急時対策所 (対策本部・高気密型) 内に設置又は保管する設計とする。なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予備を保管する。【77条1】 重大事故等が発生した場合において、発電所外 (社内外) の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な所外通信連絡設備及び計測等を行った時に重要なパラメータを発電所外 (社内外) の必要な場所で共有するための必要な所外通信連絡設備として、必要な数量の衛星電話設備 (常設) (「7号機設備」, 「6,7号機共用, 5号機に設置」) (以下同じ。)) を設置又は保管する設計とする。また、5号機屋外緊急連絡用インターフォン (インターフォン) (「6,7号機共用, 5号機に設置」) (以下同じ。)) を5号機原子炉建屋外、5号機原子炉建屋内部緊急時対策所 (対策本部・高気密型) 内に設置又は保管する設計とする。なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予備を保管する。【77条12】	—	—
計測制御系統施設	—	衛星電話設備 (常設) (中央制御室待避室)	SA	74.77	74条12 77条4 77条15	E	発電所内の通信連絡の確保 (通信連絡設備)・発電所外の通信連絡	—	中心の著しい損傷が発生した場合においても中央制御室に運転員といるため、中央制御室待避室に待避した運転員が、5号機原子炉建屋内部緊急時対策所 (対策本部・高気密型) と通信連絡を行うために、必要な数量の衛星電話設備 (常設) 及び無線連絡設備 (常設) を設置する設計とする。【74条12】 また、中央制御室内に設置する衛星電話設備 (常設) 及び無線連絡設備 (常設) は、中央制御室待避室においても使用できる設計とする。【77条15】 また、中央制御室内に設置する衛星電話設備 (常設) は、中央制御室待避室においても使用できる設計とする。【77条15】	—	—
計測制御系統施設	—	無線連絡設備 (常設)	DB/SA	47.77	47条8 77条1	E	所内通信連絡設備の多様性。発電所内の通信連絡	—	原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常の際に、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所に人による操作、作業、退避の指示、事故対策のための集合等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる設備及び音声等により行うことができる設備として、警報装置及び所内通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。警報装置として、十分な数量の送受話器 (ページング) (警報装置) (「7号機設備」, 「6,7号機共用, 5号機に設置」) (以下同じ。), 及び送受話器 (ページング) (警報装置) (コントロール建屋, 廃棄物処理建屋, サービス建屋及び屋外) (「6,7号機共用, 6号機に設置」) (以下同じ。), 並びに多様性を確保した所内通信連絡設備として、十分な数量の送受話器 (ページング) (「7号機設備」, 「6,7号機共用, 5号機に設置」) (以下同じ。), 送受話器 (ページング) (コントロール建屋, 廃棄物処理建屋, サービス建屋及び屋外) (「6,7号機共用, 6号機に設置」) (以下同じ。), 電力保安通信用電話設備 (固定電話機, PHS端末及びFAX) (「7号機設備」, 「6,7号機共用, 5号機に設置」) (以下同じ。), 電力保安通信用電話設備 (固定電話機及びPHS端末) (コントロール建屋, 廃棄物処理建屋, サービス建屋及び屋外) (「6,7号機共用, 6号機に設置」) (以下同じ。), 衛星電話設備 (常設) (「7号機設備」, 「6,7号機共用, 5号機に設置」) (以下同じ。), 衛星電話設備 (可搬型) (「6,7号機共用, 5号機に保管」) (以下同じ。), 無線連絡設備 (常設) (「7号機設備」, 「6,7号機共用, 5号機に設置」) (以下同じ。), 無線連絡設備 (可搬型) (「6,7号機共用, 5号機に保管」) (以下同じ。), 携帯型音声呼出電話設備 (携帯型音声呼出電話機) (「7号機設備」, 「6,7号機共用, 5号機に保管」) (以下同じ。)) を設置又は保管する設計とする。【47条8】 重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な所内通信連絡設備及び計測等を行った時に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有するための必要な所内通信連絡設備として、必要な数量の衛星電話設備 (常設) (「7号機設備」, 「6,7号機共用, 5号機に設置」) (以下同じ。)) を設置又は保管する設計とする。また、5号機屋外緊急連絡用インターフォン (インターフォン) (「6,7号機共用, 5号機に設置」) (以下同じ。)) を5号機原子炉建屋外、5号機原子炉建屋内部緊急時対策所 (対策本部・高気密型) 内に設置又は保管する設計とする。なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予備を保管する。【77条1】	—	—



申請対象設備			DB/SA	関連条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー	性能・機能	明確にする必要がある仕様 (基本設計方針に 記載する項目)	基本設計方針記載内容 (仕様を明確にする必要がある場合は、その仕様も記載する。)	記載資料名	備考
施設	系統	機器名									
計測制御系統施設	—	無線連絡設備 (常設) (中央制御室待避室)	SA	74.77	74条12 77条4	E	発電所内の通信連絡、居住性の確保 (通信連絡設備)	—	中心の密しい構築が発生した場合においても中央制御室に運転員がとどまるため、中央制御室待避室に待避した運転員が、5号機原子炉建屋内部緊急時対策所 (対策本部・高気密室) と通信連絡を行うため、必要な数の衛星電話設備 (常設) 及び無線連絡設備 (常設) を設置する設計とする。【74条12】 また、中央制御室内に設置する衛星電話設備 (常設) 及び無線連絡設備 (常設) は、中央制御室待避室においても使用できる設計とする。【77条4】	—	—
計測制御系統施設	—	携帯型音声呼出電話設備 (携帯型音声呼出電話機)	DB/SA	47.77	47条8 77条1	E	所内通信連絡設備の多様性、発電所内の通信連絡	—	原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常の際に、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の人へ操作、作業、退避の指示、事故対策のための集合等の連絡をブザー・鳴動等により行うことができる設備及び音声等により行うことができる設備として、警報装置及び所内通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。警報装置として、十分な数の送受話器 (ページング) (警報装置) (「7号機設備」, 「6,7号機共用, 5号機に設置」 (以下同じ。)) 及び送受話器 (ページング) (警報装置) (コントロール建屋、廃棄物処理建屋、サービス建屋及び屋外) (「6,7号機共用, 6号機に設置」 (以下同じ。)) 並びに多様性を確保した所内通信連絡設備として、十分な数の送受話器 (ページング) (「7号機設備」, 「6,7号機共用, 5号機に設置」 (以下同じ。))、送受話器 (ページング) (コントロール建屋、廃棄物処理建屋、サービス建屋及び屋外) (「6,7号機共用, 6号機に設置」 (以下同じ。))、電力保安通信用電話設備 (固定電話機、PHS端末及びFAX) (「7号機設備」, 「6,7号機共用, 5号機に設置」 (以下同じ。))、電力保安通信用電話設備 (固定電話機、PHS端末) (コントロール建屋、廃棄物処理建屋、サービス建屋及び屋外) (「6,7号機共用, 6号機に設置」 (以下同じ。))、衛星電話設備 (常設) (「7号機設備」, 「6,7号機共用, 5号機に設置」 (以下同じ。))、衛星電話設備 (可搬型) (「6,7号機共用, 5号機に保管」 (以下同じ。))、無線連絡設備 (常設) (「7号機設備」, 「6,7号機共用, 5号機に設置」 (以下同じ。))、無線連絡設備 (可搬型) (「6,7号機共用, 5号機に保管」 (以下同じ。)) 及び携帯型音声呼出電話設備 (携帯型音声呼出電話機) (「7号機設備」, 「6,7号機共用, 5号機に保管」 (以下同じ。)) を設置又は保管する設計とする。【47条8】 重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡を確保するために必要な所内通信連絡設備及び計測制御系統施設 (必要ならパラメータ表示システム) を共有するために必要な所内通信連絡設備として、必要な数の衛星電話設備 (常設)、無線連絡設備 (常設) 及び携帯型音声呼出電話設備 (携帯型音声呼出電話機) を中央制御室及び5号機原子炉建屋内部緊急時対策所 (対策本部・高気密室) 内に設置又は保管し、必要な数の衛星電話設備 (可搬型) 及び無線連絡設備 (可搬型) を5号機原子炉建屋内部緊急時対策所 (対策本部・高気密室) 内に保管する設計とする。また、5号機屋外緊急連絡用インターフォン (インターフォン) (「6,7号機共用, 5号機に設置」 (以下同じ。)) を5号機原子炉建屋内部緊急時対策所 (対策本部・高気密室) 内に設置又は保管する設計とする。なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予備を保管する。【77条1】	—	—
計測制御系統施設	—	電力保安通信用回線 (有線系) (6,7号機共用)	DB	47	47条14	E	多様性を確保した専用通信回線	—	所外通信連絡設備及びデータ伝送設備については、有線系又は衛星系回線による通信方式の多様性を備えた構成の通信回線に接続する。テレビ会議システム (社内内)、専用電話設備 (専用電話設備 (ホットライン) (地方公共団体他局)、衛星電話設備 (社内内)、テレビ会議システム (社内内) 及び衛星電話設備 (社内内)) を用いた通信連絡設備 (テレビ会議システム、IP-電話機及びIP-FAX) 及びデータ伝送設備は、専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく高帯域での通信を行う。また、これらの専用通信回線の容量は通信及びデータ伝送に必要な容量に対し十分な余裕を確保した設計とする。【47条14】	—	—
計測制御系統施設	—	通信事業者回線 (有線系、衛星系回線) (6,7号機共用)	DB	47	47条14	E	多様性を確保した専用通信回線	—	同上	—	—
計測制御系統施設	—	安全パラメータ表示システム (SPDS)	DB/SA	47,73,77	47条9 73条15 77条2	E	必要な情報を把握できる設備、発電所内の通信連絡	—	また、5号機原子炉建屋内部緊急時対策所 (対策本部・高気密室) へ重大事故等の情報を必要データを伝送する設備 (「7号機設備」, 「6,7号機共用, 5号機に設置」 (以下同じ。)) を一式設置する設計とする。なお、5号機原子炉建屋内部緊急時対策所内に設置又は保管する所内通信連絡設備は、計測制御系統施設の設備を緊急時対策所の設備として兼用する。安全パラメータ表示システム (SPDS) は、計測制御系統施設の設備を緊急時対策所の設備として兼用する。【47条9】 重大事故等の対応に必要なパラメータは、安全パラメータ表示システム (SPDS) (「7号機設備」, 「緊急時対策支援システム伝送装置及びCSPS表示装置は6,7号機共用, 5号機に設置」) のうち緊急時対策支援システム伝送装置にて電磁的に記録、保存し、記録装置により保持した記録がわたることも機能出力できる設計とする。また、記録は必要な容量を確保できる設計とする。【73条15】 5号機原子炉建屋内部緊急時対策所 (対策本部・高気密室) へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するための設備として、安全パラメータ表示システム (SPDS) のうちデータ伝送装置をコントロール建屋内に一式設置し、緊急時対策支援システム伝送装置及びCSPS表示装置は、5号機原子炉建屋内部緊急時対策所 (対策本部・高気密室) 内に一式設置する設計とする。なお、5号機原子炉建屋内部緊急時対策所内に設置又は保管する所内通信連絡設備は、計測制御系統施設の設備を緊急時対策所の設備として兼用する。5号機屋外緊急連絡用インターフォン (インターフォン) 及び安全パラメータ表示システム (SPDS) は、計測制御系統施設の設備を緊急時対策所の設備として兼用する。【47条9】	—	—
計測制御系統施設	—	電力保安通信用電話設備 (固定電話機、PHS端末及びFAX) (6,7号機共用)	DB	47	47条8	E	所内通信連絡設備の多様性	—	原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常の際に、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の人へ操作、作業、退避の指示、事故対策のための集合等の連絡をブザー・鳴動等により行うことができる設備及び音声等により行うことができる設備として、警報装置及び所内通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。警報装置として、十分な数の送受話器 (ページング) (警報装置) (「7号機設備」, 「6,7号機共用, 5号機に設置」 (以下同じ。)) 及び送受話器 (ページング) (警報装置) (コントロール建屋、廃棄物処理建屋、サービス建屋及び屋外) (「6,7号機共用, 6号機に設置」 (以下同じ。)) 並びに多様性を確保した所内通信連絡設備として、十分な数の送受話器 (ページング) (「7号機設備」, 「6,7号機共用, 5号機に設置」 (以下同じ。))、送受話器 (ページング) (コントロール建屋、廃棄物処理建屋、サービス建屋及び屋外) (「6,7号機共用, 6号機に設置」 (以下同じ。))、電力保安通信用電話設備 (固定電話機及びPHS端末) (コントロール建屋、廃棄物処理建屋、サービス建屋及び屋外) (「6,7号機共用, 6号機に設置」 (以下同じ。))、衛星電話設備 (常設) (「7号機設備」, 「6,7号機共用, 5号機に設置」 (以下同じ。))、衛星電話設備 (可搬型) (「6,7号機共用, 5号機に保管」 (以下同じ。))、無線連絡設備 (常設) (「7号機設備」, 「6,7号機共用, 5号機に設置」 (以下同じ。))、無線連絡設備 (可搬型) (「6,7号機共用, 5号機に保管」 (以下同じ。)) 及び携帯型音声呼出電話設備 (携帯型音声呼出電話機) (「7号機設備」, 「6,7号機共用, 5号機に保管」 (以下同じ。)) を設置又は保管する設計とする。【47条8】	—	—
計測制御系統施設	—	送受話器 (ページング) (6,7号機共用)	DB	47	47条8	E	所内通信連絡設備の多様性	—	同上	—	—
計測制御系統施設	—	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 (テレビ会議システム、IP-電話機及びIP-FAX) (6,7号機共用)	DB/SA	47,77	47条12 77条12	E	所外通信連絡設備の多様性、データ伝送設備、発電所外の通信連絡	—	設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本社、国、地方公共団体、その他関係機関の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる所外通信連絡設備として、十分な数のテレビ会議システム (テレビ会議システム (社内内)) (「6,7号機共用, 5号機に設置」 (以下同じ。))、専用電話設備 (専用電話設備 (ホットライン) (地方公共団体他局)) (「6,7号機共用, 5号機に設置」 (以下同じ。))、衛星電話設備 (社内内) (テレビ会議システム (社内内) 及び衛星社内電話機) (「6,7号機共用, 5号機に設置」 (以下同じ。))、衛星電話設備 (常設) (衛星電話設備 (可搬型) 及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 (テレビ会議システム、IP-電話機及びIP-FAX) (「6,7号機共用, 5号機に設置」 (以下同じ。)) を設置又は保管する設計とする。【47条12】 重大事故等が発生した場合において、発電所外 (社内外) の通信連絡を確保するために必要な所外通信連絡設備として、必要な数の衛星電話設備 (常設) を中央制御室及び5号機原子炉建屋内部緊急時対策所 (対策本部・高気密室) 内に設置又は保管し、必要な数の衛星電話設備 (可搬型) 及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 (テレビ会議システム、IP-電話機及びIP-FAX) を5号機原子炉建屋内部緊急時対策所 (対策本部・高気密室) 内に設置又は保管する設計とする。なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予備を保管する。【77条12】	—	—
計測制御系統施設	—	テレビ会議システム (テレビ会議システム (社内内)) (6,7号機共用)	DB	47	47条12	E	所外通信連絡設備の多様性	—	設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本社、国、地方公共団体、その他関係機関の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる所外通信連絡設備として、十分な数のテレビ会議システム (テレビ会議システム (社内内)) (「6,7号機共用, 5号機に設置」 (以下同じ。))、専用電話設備 (専用電話設備 (ホットライン) (地方公共団体他局)) (「6,7号機共用, 5号機に設置」 (以下同じ。))、衛星電話設備 (社内内) (テレビ会議システム (社内内) 及び衛星社内電話機) (「6,7号機共用, 5号機に設置」 (以下同じ。))、衛星電話設備 (常設) (衛星電話設備 (可搬型) 及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 (テレビ会議システム、IP-電話機及びIP-FAX) (「6,7号機共用, 5号機に設置」 (以下同じ。)) を設置又は保管する設計とする。【47条12】	—	—

申請対象設備			DB/SA	関連条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー	性能・機能	明確にする必要 がある仕様 (基本設計方針に 記載する項目)	基本設計方針記載内容 (仕様を明確にする必要がある場合は、その仕様も記載する。)	記載資料名	備考
施設	系統	機器名									
計測制御系統施設	—	専用電話設備(専用電話設備(ホットライン)(地方公共団体他向))(6,7号機共用)	DB	47	47条12	E	所外通信連絡設備の多様性	—	同上	—	—
計測制御系統施設	—	衛星電話設備(常設)(6,7号機共用)	DB/SA	47.77	47条8 47条12 77条1 77条12	E	所内通信連絡設備の多様性、所外通信連絡設備の多様性、発電所内の通信連絡、発電所外の通信連絡	—	原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常の際に、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所に人検知、作業者、過剰の指示、事故対策のための集合等の連絡をブザー・鳴動等により行うことができる設備及び音声等により行うことができる設備として、警報装置及び所内通信連絡設備を配置又は保管する設計とする。警報装置として、十分な数量の送受話器(ベージング)(警報装置)(17号機設置)、(6,7号機共用、5号機に設置)(以下同じ。))及び送受話器(ベージング)(警報装置)(コントロール建屋、廃棄物処理建屋、サービス建屋及び屋外)(16,7号機共用、6号機に設置)(以下同じ。))並びに多様性を確保した所内通信連絡設備として、十分な数量の送受話器(ベージング)(17号機設置)、(6,7号機共用、5号機に設置)(以下同じ。))、送受話器(ベージング)(コントロール建屋、廃棄物処理建屋、サービス建屋及び屋外)(16,7号機共用、6号機に設置)(以下同じ。))、電力保安通信用電話設備(固定電話機、PIS端末及びFAX)(17号機設置)、(6,7号機共用、5号機に設置)(以下同じ。))、電力保安通信用電話設備(固定電話機及びPIS端末)(コントロール建屋、廃棄物処理建屋、サービス建屋及び屋外)(16,7号機共用、6号機に設置)(以下同じ。))、衛星電話設備(常設)(17号機設置)、(6,7号機共用、5号機に設置)(以下同じ。))、衛星電話設備(可搬型)(16,7号機共用、5号機に保管)(以下同じ。))及び携帯型音声呼出電話設備(携帯型音声呼出電話機)(17号機設置)、(6,7号機共用、5号機に保管)(以下同じ。))を配置又は保管する設計とする。【47条8】設計基準事故が発生した場合において、発電所の本社、国、地方公共団体、その他関係機関の必要箇所へ事故の発生に係る連絡を音声等により行うことのできる所内通信連絡設備として十分な数量のテレビ会議システム(テレビ会議システム(社内向))(16,7号機共用、5号機に設置)(以下同じ。))、専用電話設備(専用電話設備(ホットライン)(地方公共団体他向))(16,7号機共用、5号機に設置)(以下同じ。))、衛星電話設備(社内向)(テレビ会議システム(社内向)及び衛星社内電話機)(16,7号機共用、5号機に設置)(以下同じ。))、衛星電話設備(常設)、衛星電話設備(可搬型)及び統合原子炉防災ネットワークを用いた通信連絡設備(テレビ会議システム、IP-電話機及びIP-FAX)(16,7号機共用、5号機に設置)(以下同じ。))を配置又は保管する設計とする。【47条12】重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡を行うために必要な所外通信連絡設備及び計画等を行った時に重要なパラメータを発電所内の必要な場所と共有するために必要な所内通信連絡設備として、必要な数量の衛星電話設備(常設)、無線連絡設備(常設)及び携帯型音声呼出電話設備(携帯型音声呼出電話機)を中央制御室及び原子炉建屋内部緊急時対策所(対策本部・高気密室)内に設置又は保管し、必要な数量の衛星電話設備(可搬型)及び無線連絡設備(可搬型)を5号機原子炉建屋内部緊急時対策所(対策本部・高気密室)内に保管する設計とする。また、5号機屋外緊急連絡用インターフォン(インターフォン)(16,7号機共用、5号機に設置)(以下同じ。))を5号機原子炉建屋内部緊急時対策所(対策本部・高気密室)内に設置又は保管する設計とする。なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予備を保管する。【47条8】重大事故等が発生した場合において、発電所外(社内外)の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡を行うために必要な所外通信連絡設備として、十分な数量の送受話器(ベージング)を配置又は保管する設計とする。【47条8】重大事故等が発生した場合において、発電所外(社内外)の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡を行うために必要な所外通信連絡設備として、必要な数量の衛星電話設備(常設)を中央制御室及び5号機原子炉建屋内部緊急時対策所(対策本部・高気密室)内に設置し、必要な数量の衛星電話設備(可搬型)及び統合原子炉防災ネットワークを用いた通信連絡設備(テレビ会議システム、IP-電話機及びIP-FAX)を5号機原子炉建屋内部緊急時対策所(対策本部・高気密室)内に設置又は保管する設計とする。なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予備を保管する。【47条12】	—	—
計測制御系統施設	—	衛星電話設備(可搬型)(6,7号機共用)	DB/SA	47.77	47条8 47条12 77条1 77条12	E	所内通信連絡設備の多様性、所外通信連絡設備の多様性、発電所内の通信連絡、発電所外の通信連絡	—	同上	—	—
計測制御系統施設	—	無線連絡設備(常設)(6,7号機共用)	DB/SA	47.77	47条8 47条12 77条1	E	所内通信連絡設備の多様性	—	原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常の際に、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所に人検知、作業者、過剰の指示、事故対策のための集合等の連絡をブザー・鳴動等により行うことができる設備及び音声等により行うことができる設備として、警報装置及び所内通信連絡設備を配置又は保管する設計とする。警報装置として、十分な数量の送受話器(ベージング)(警報装置)(17号機設置)、(6,7号機共用、5号機に設置)(以下同じ。))及び送受話器(ベージング)(警報装置)(コントロール建屋、廃棄物処理建屋、サービス建屋及び屋外)(16,7号機共用、6号機に設置)(以下同じ。))並びに多様性を確保した所内通信連絡設備として、十分な数量の送受話器(ベージング)(17号機設置)、(6,7号機共用、5号機に設置)(以下同じ。))、送受話器(ベージング)(コントロール建屋、廃棄物処理建屋、サービス建屋及び屋外)(16,7号機共用、6号機に設置)(以下同じ。))、電力保安通信用電話設備(固定電話機、PIS端末及びFAX)(17号機設置)、(6,7号機共用、5号機に設置)(以下同じ。))、電力保安通信用電話設備(固定電話機及びPIS端末)(コントロール建屋、廃棄物処理建屋、サービス建屋及び屋外)(16,7号機共用、6号機に設置)(以下同じ。))、衛星電話設備(常設)(17号機設置)、(6,7号機共用、5号機に設置)(以下同じ。))、衛星電話設備(可搬型)(16,7号機共用、5号機に保管)(以下同じ。))及び携帯型音声呼出電話設備(携帯型音声呼出電話機)(17号機設置)、(6,7号機共用、5号機に保管)(以下同じ。))を配置又は保管する設計とする。【47条8】重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡を行うために必要な所内通信連絡設備及び計画等を行った時に重要なパラメータを発電所内の必要な場所と共有するために必要な所内通信連絡設備として、必要な数量の衛星電話設備(常設)、無線連絡設備(常設)及び携帯型音声呼出電話設備(携帯型音声呼出電話機)を中央制御室及び原子炉建屋内部緊急時対策所(対策本部・高気密室)内に設置又は保管し、必要な数量の衛星電話設備(可搬型)及び無線連絡設備(可搬型)を5号機原子炉建屋内部緊急時対策所(対策本部・高気密室)内に保管する設計とする。また、5号機屋外緊急連絡用インターフォン(インターフォン)(16,7号機共用、5号機に設置)(以下同じ。))を5号機原子炉建屋内部緊急時対策所(対策本部・高気密室)内に設置又は保管する設計とする。なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予備を保管する。【47条8】	—	—
計測制御系統施設	—	無線連絡設備(可搬型)(6,7号機共用)	DB/SA	47.77	47条8 77条1	E	所内通信連絡設備の多様性	—	同上	—	—
計測制御系統施設	—	安全パラメータ表示システム(SPDS)(6,7号機共用)	DB/SA	47.73,77	47条9 73条16 77条22 77条2	E	必要な情報を把握できる設備、発電所内の通信連絡	—	また、5号機原子炉建屋内部緊急時対策所(対策本部・高気密室)へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、安全パラメータ表示システム(SPDS)(17号機設置)、(6,7号機共用、5号機に設置)(以下同じ。))を一式設置する設計とする。なお、5号機原子炉建屋内部緊急時対策所内に設置又は保管する所内通信連絡設備は、計測制御系統施設の設備と緊急時対策所の設備として兼用する。安全パラメータ表示システム(SPDS)は、計測制御系統施設の設備と緊急時対策所の設備として兼用する。【47条9】5号機原子炉建屋内部緊急時対策所(対策本部・高気密室)内に設置する衛星電話設備(常設)、無線連絡設備(常設)、5号機屋外緊急連絡用インターフォン(インターフォン)、安全パラメータ表示システム(SPDS)、統合原子炉防災ネットワークを用いた通信連絡設備(テレビ会議システム、IP-電話機及びIP-FAX)及び原子炉建屋内部緊急時対策所(対策本部・高気密室)内に設置又は保管する所内通信連絡設備は、発電所内の通信連絡を確保すること、必要な情報(相互のプラント状況、運転員の対応状況)を共有し、考慮しながら、総合的な管理(事故処理を含む。)を行うことができ、安全性の向上に貢献することから、6号機及び7号機で共用する設計とする。【73条16】【77条22】5号機原子炉建屋内部緊急時対策所(対策本部・高気密室)へ重大事故等に対応するために必要なデータを伝送するための設備として、安全パラメータ表示システム(SPDS)のうちデータ伝送装置をコントロール建屋内に一式設置し、緊急時対策支援システム伝送装置(CSPDS伝送装置)は、5号機原子炉建屋内部緊急時対策所(対策本部・高気密室)内に各一式設置する設計とする。なお、5号機原子炉建屋内部緊急時対策所内に設置又は保管する所内通信連絡設備は、計測制御系統施設の設備と緊急時対策所の設備として兼用する。5号機屋外緊急連絡用インターフォン(インターフォン)及び安全パラメータ表示システム(SPDS)は、計測制御系統施設の設備と緊急時対策所の設備として兼用する。【77条2】	—	—
計測制御系統施設	—	機能的分離(防護装置)	DB	35	35条8	E	不正アクセス等	—	安全保護装置は、外部ネットワークと物理的分離及び機能的分離、外部ネットワークからの遠隔操作防止及びウイルス等の侵入防止並びに物理的アクセスの制限を設け、シフトの運用、更新、試験、保守等、承認されていない者の操作及びウイルス等の侵入を防止する措置を講じたこと、不正アクセス行本その他の電算機に使用目的に沿った動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせる行為による被害を防止できる設計とする。【35条8】	—	—

申請対象設備			DB/SA	関連条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー	性能・機能	明確にする必要がある仕様 (基本設計方針に 記載する項目)	基本設計方針記載内容 (仕様を明確にする必要がある場合は、その仕様も記載する。)	記載資料名	備考
施設	系統	機器名									
計測制御系統施設	—	携帯型音声呼出電話設備 (携帯型音声呼出電話機) (6,7号機共用)	DB/SA	47.77	47条8 77条1	E	所内通信連絡設備の多様性、発電所内の通信連絡	—	原子炉制御系統に係る発電用原子炉施設の構築又は故障その他の異常の際に、中央制御室等から人が立ち入り可能な可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所に人へ操作、作業、退避の指示、事故対策のための集合等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる設備及び音声等により行うことができる設備として、警報装置及び所内通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。警報装置として、十分な数量の送受話器 (ベージング) (警報装置) (7号機設置)、(6,7号機共用、5号機に設置) (以下同じ。)、及び送受話器 (ベージング) (警報装置) (コントロール建屋、廃棄物処理建屋、サービス建屋及び屋外) (16,7号機共用、6号機に設置) (以下同じ。))並びに多様性を確保した所内通信連絡設備として、十分な数量の送受話器 (ベージング) (7号機設置)、(6,7号機共用、5号機に設置) (以下同じ。))、送受話器 (ベージング) (コントロール建屋、廃棄物処理建屋、サービス建屋及び屋外) (16,7号機共用、6号機に設置) (以下同じ。))、電力保安通信用電話設備 (固定電話機、PHS端末及びFAX) (7号機設置)、(6,7号機共用、5号機に設置) (以下同じ。))、電力保安通信用電話設備 (固定電話機及びPHS端末) (コントロール建屋、廃棄物処理建屋、サービス建屋及び屋外) (16,7号機共用、6号機に設置) (以下同じ。))、衛星電話設備 (常設) (7号機設置)、(6,7号機共用、5号機に設置) (以下同じ。))、無線連絡設備 (可搬型) (6,7号機共用、5号機に保管) (以下同じ。))及び携帯型音声呼出電話設備 (携帯型音声呼出電話機) (7号機設置)、(6,7号機共用、5号機に保管) (以下同じ。))と設置又は保管する設計とする。【47条8】 重大事故が発生した場合において、発電所内の通信連絡を必要とする場所以ては、必要となる所内通信連絡設備及び計測等を行った時に必要なパラメータを発電所内の必要な場所以て共有するために必要な所内通信連絡設備として、必要な数量の衛星電話設備 (常設)、無線連絡設備 (常設) 及び携帯型音声呼出電話設備 (携帯型音声呼出電話機) を中央制御室及び5号機原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部・高気密室) 内に設置又は保管し、必要な数量の衛星電話設備 (可搬型) 及び無線連絡設備 (可搬型) を5号機原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部・高気密室) 内に保管する設計とする。また、5号機原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部・高気密室) 内に設置又は保管する設計とする。なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予備を保管する。【77条1】	—	—
計測制御系統施設	—	衛星電話設備 (社内向) (テレビ会議システム (社内向) 及び衛星社内電話機) (6,7号機共用)	DB	47	47条12	E	所外通信連絡設備の多様性	—	設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本社、国、地方公共団体、その他関係機関の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等より行うことができる所外通信連絡設備として、十分な数量のテレビ会議システム (テレビ会議システム (社内向)) (6,7号機共用、5号機に設置) (以下同じ。))、専用電話設備 (専用電話設備 (ホットライン)) (地方公共団体) (6,7号機共用、5号機に設置) (以下同じ。))、衛星電話設備 (社内向) (テレビ会議システム (社内向) 及び衛星社内電話機) (6,7号機共用、5号機に設置) (以下同じ。))、衛星電話設備 (常設)、衛星電話設備 (可搬型) 及び統合原子力IPネットワークを用いた衛星連絡設備 (テレビ会議システム (社内向) 及び衛星社内電話機) (6,7号機共用、5号機に設置) (以下同じ。))を配置又は保管する設計とする。【47条12】	—	—
計測制御系統施設	—	データ伝送設備 (6,7号機共用)	DB/SA	47.77	47条13 77条13	E	所外通信連絡設備の多様性、データ伝送設備、発電所外の通信連絡	—	また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム (ERSS) 等へ必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備 (16,7号機共用、5号機に設置) (以下同じ。))を一設置する設計とする。なお、5号機原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部・高気密室) に設置又は保管する所外通信連絡設備及びデータ伝送設備は、計測制御系統施設の設備を緊急時対策所として兼用する。【47条13】 また、重大事故が発生した場合において、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム (ERSS) 等へ必要なデータを伝送できる設備として、緊急時対策支援システム伝送装置で構成するデータ伝送設備を5号機原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部・高気密室) 内に設置する設計とする。なお、5号機原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部・高気密室) に設置又は保管する所外通信連絡設備及びデータ伝送設備は、計測制御系統施設の設備を緊急時対策所の設備として兼用する。【77条13】	—	—
計測制御系統施設	—	送受話器 (ベージング) (コントロール建屋、廃棄物処理建屋、サービス建屋及び屋外) (6,7号機共用)	DB	47	47条8	E	所内通信連絡設備の多様性	—	原子炉制御系統に係る発電用原子炉施設の構築又は故障その他の異常の際に、中央制御室等から人が立ち入り可能な可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所に人へ操作、作業、退避の指示、事故対策のための集合等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる設備及び音声等により行うことができる設備として、警報装置及び所内通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。警報装置として、十分な数量の送受話器 (ベージング) (警報装置) (7号機設置)、(6,7号機共用、5号機に設置) (以下同じ。))及び送受話器 (ベージング) (警報装置) (コントロール建屋、廃棄物処理建屋、サービス建屋及び屋外) (16,7号機共用、6号機に設置) (以下同じ。))並びに多様性を確保した所内通信連絡設備として、十分な数量の送受話器 (ベージング) (7号機設置)、(6,7号機共用、5号機に設置) (以下同じ。))、送受話器 (ベージング) (コントロール建屋、廃棄物処理建屋、サービス建屋及び屋外) (16,7号機共用、6号機に設置) (以下同じ。))、電力保安通信用電話設備 (固定電話機、PHS端末及びFAX) (7号機設置)、(6,7号機共用、5号機に設置) (以下同じ。))、電力保安通信用電話設備 (固定電話機及びPHS端末) (コントロール建屋、廃棄物処理建屋、サービス建屋及び屋外) (16,7号機共用、6号機に設置) (以下同じ。))、衛星電話設備 (常設) (7号機設置)、(6,7号機共用、5号機に設置) (以下同じ。))、無線連絡設備 (可搬型) (6,7号機共用、5号機に保管) (以下同じ。))、無線連絡設備 (可搬型) (6,7号機共用、5号機に保管) (以下同じ。))及び携帯型音声呼出電話設備 (携帯型音声呼出電話機) (7号機設置)、(6,7号機共用、5号機に保管) (以下同じ。))と設置又は保管する設計とする。【47条8】	—	—
計測制御系統施設	—	送受話器 (ベージング) (警報装置)	DB	47	47条8	E	警報装置	—	同上	—	—
計測制御系統施設	—	送受話器 (ベージング) (警報装置) (6,7号機共用)	DB	47	47条8	E	警報装置	—	同上	—	—
計測制御系統施設	—	送受話器 (ベージング) (警報装置) (コントロール建屋、廃棄物処理建屋、サービス建屋及び屋外) (6,7号機共用)	DB	47	47条8	E	警報装置	—	同上	—	—
計測制御系統施設	—	電力保安通信用電話設備 (固定電話機及びPHS端末) (コントロール建屋、廃棄物処理建屋、サービス建屋及び屋外) (6,7号機共用)	DB	47	47条8	E	所内通信連絡設備の多様性	—	同上	—	—
計測制御系統施設	—	5号機屋外緊急連絡用インターフォン (インターフォン) (6,7号機共用)	SA	77	77条1	E	発電所内の通信連絡	—	重大事故が発生した場合において、発電所内の通信連絡を必要とする場所以ては、必要となる所内通信連絡設備及び計測等を行った時に必要なパラメータを発電所内の必要な場所以て共有するために必要な所内通信連絡設備として、必要な数量の衛星電話設備 (常設)、無線連絡設備 (常設) 及び携帯型音声呼出電話設備 (携帯型音声呼出電話機) を中央制御室及び5号機原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部・高気密室) 内に設置又は保管し、必要な数量の衛星電話設備 (可搬型) 及び無線連絡設備 (可搬型) を5号機原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部・高気密室) 内に保管する設計とする。また、5号機原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部・高気密室) 内に設置又は保管する設計とする。なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予備を保管する。【77条1】	—	—
計測制御系統施設	—	許装用圧縮空気系 6/7号機相互接続ライン	DB	15	15条38	E	相互接続する重要安全施設以外の安全施設	—	許装用圧縮空気系は、6号機及び7号機間で相互に接続するが、各号機で要求される容量をそれぞれ確保するとともに、連絡以外においては、7号機の接続部の弁を常閉閉鎖することにより物理的に安全を確保し、安全性を損なわない設計とする。連絡設備においても、各号機にて設計する圧力に差異を生じさせず、安全性を損なわない設計とする。【15条38】	—	—
計測制御系統施設	—	残留熱除去系ポンプ運転 (代替自動減圧系起動条件)	SA	61	61条3	E	原子炉減圧の自動化	—	自動減圧機能が喪失した場合の重大事故等対処設備として、代替自動減圧ポンプ (代替自動減圧機) は、原子炉減圧ポンプ (1) 及び残留熱除去系ポンプ運転 (低圧注水モード) の場合に、主蒸気流が安全弁用電圧弁を起動させることにより、主蒸気流又は安全弁用電圧弁の閉鎖により、原子炉内部圧力パワングリを減圧させることができる設計とする。なお、18個の主蒸気流が安全弁のうち、4個がこの機能を有するとともに、自動減圧系との干渉及び自動減圧システムの異常動作の時間的余裕を考慮し、時間遅れを設ける設計とする。【61条3】	—	—
放射線管理施設	—	中央制御室換気空調系 (中央制御室外気取入ダクト) (6,7号機共用)	SA	74	74条8	E	居住性の確保 換気設備 及び遮蔽設備	—	中央制御室換気空調系のMCR通常時外気取入隔離ダンパ (U41-FO01A,B) (6,7号機共用)、MCR排気隔離ダンパ (U41-FO02A,B) (6,7号機共用)、MCR非常時外気取入隔離ダンパ (U41-FO03A,B) (6,7号機共用)、MCR外気取入ダンパ (U41-DAMG01A,B) (6号機設置、6,7号機共用)、MCR非常用外気取入ダンパ (U41-DAMG02A,B) (6号機設置、6,7号機共用) 及びMCR排気ダンパ (U41-DAMG04A,B) (6号機設置、6,7号機共用) を閉鎖することによって、中央制御室の外気との連絡口を遮断することが可能となる設計とする。中央制御室換気空調系 (中央制御室外気取入ダクト) (6,7号機共用) 及び中央制御室換気空調系 (中央制御室排気ダクト) (6,7号機共用) は中央制御室換気空調系パワングリを形成しており、重大事故等発生時において中央制御室内にとどまる運転員の居住性を確保するために必要な気密性を有する設計とする。【74条8】	—	—

申請対象設備			DB/SA	関連条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 ブロー	性能・機能	明確にする必要がある仕様 (基本設計方針に記載する項目)	基本設計方針記載内容 (仕様を明確にする必要がある場合は、その仕様も記載する。)	記載資料名	備考
施設	系統	機器名									
放射線管理施設	—	中央制御室換気空調系 (中央制御室排気ダクト) (6,7号機共用)	SA	74	74条8	E	居住性の確保 (換気空調設備及び遮断設備)	—	同上	—	—
放射線管理施設	—	中央制御室換気空調系 (中央制御室外気取入ダクト) (6号機設備, 6,7号機共用)	SA	74	74条8	E	居住性の確保 (換気空調設備及び遮断設備)	—	同上	—	—
放射線管理施設	—	中央制御室換気空調系 (中央制御室排気ダクト) (6号機設備, 6,7号機共用)	SA	74	74条8	E	居住性の確保 (換気空調設備及び遮断設備)	—	同上	—	—
放射線管理施設	—	可搬型ダスト・よう素サンプラ (6,7号機共用)	SA	75	75条3	B	放射線観測系の代替測定装置、放射性物質濃度 (空気中・水中・土壌中) 及び放射性核種濃度 (空気中・水中・土壌中) 及び海上モニタリング	継続	重大事故等が発生した場合に発電所及びその周辺 (発電所の周辺海域を含む。) において、発電所原子炉施設から放出される放射性物質の濃度 (空気中、水中、土壌中) 及び放射線量を監視するための移動式周辺モニタリング設備として、NaIシンチレーションサーベイメータ (6,7号機共用) (以下同じ。)、GM汚染サーベイメータ (6,7号機共用) (以下同じ。)、ZnSシンチレーションサーベイメータ (6,7号機共用) (以下同じ。)) を設け、測定結果を記録し、保存できるように測定値を表示できる設計とし、可搬型ダスト・よう素サンプラ (6,7号機共用) (以下同じ。)) (個数2 (予備1)) 及び小型船舶 (海上モニタリング用) (6,7号機共用) (以下同じ。)) (個数1 (予備1)) を保管する設計とする。【75条3】	管理区域の出入管理設備及び環境式料分析装置に関する説明書	—
放射線管理施設	—	U41-F001A,B MCR非常時外気取入隔離ダンパ (A), (B) (6,7号機共用)	DB/SA	15,74	15条14 74条8	E	共用又は相互接続する重要安全施設、居住性の確保 (換気空調設備及び遮断設備)	—	中央制御室換気空調系 (下部中央制御室の換気を除く。) については、6号機及び7号機で共用するが、各号機で必要な容量を確保した上で、共用により多重性を確保することで、6号機及び7号機の安全性が向上する設計とする。各号機に設置する当該系統の両側扉 (パネル) についても、共用により多重性を確保することで、6号機及び7号機の安全性が向上する設計とする。【15条14】中央制御室換気空調系のMCR非常時外気取入隔離ダンパ (U41-F001A,B) (6,7号機共用)、MCR排気隔離ダンパ (U41-F002A,B) (6,7号機共用)、MCR非常時外気取入隔離ダンパ (U41-F003A,B) (6,7号機共用)、MCR外気取入ダンパ (U41-DM001A,B) (6,7号機共用)、MCR非常用外気取入ダンパ (U41-DM002A,B) (6,7号機共用) 及びMCR排気ダンパ (U41-DM003A,B) (6,7号機共用) を用件すること、中央制御室換気空調系のMCR非常時外気取入ダクト (6,7号機共用) 及び中央制御室換気空調系 (中央制御室排気ダクト) (6,7号機共用) は中央制御室換気空調系 (中央制御室) とともに運転員の被ばく量を低減するために必要な気密性を有する設計とする。【14条9】	—	—
放射線管理施設	—	U41-F002A,B MCR排気隔離ダンパ (A), (B) (6,7号機共用)	DB/SA	15,74	15条14 74条8	E	共用又は相互接続する重要安全施設、居住性の確保 (換気空調設備及び遮断設備)	—	同上	—	—
放射線管理施設	—	U41-F003A,B MCR非常時外気取入隔離ダンパ (A), (B) (6,7号機共用)	DB/SA	15,74	15条14 74条8	E	共用又は相互接続する重要安全施設、居住性の確保 (換気空調設備及び遮断設備)	—	同上	—	—
放射線管理施設	—	U41-DM001A,B MCR外気取入ダンパ (A), (B) (6号機設備, 6,7号機共用)	DB/SA	15,74	15条14 74条8	E	共用又は相互接続する重要安全施設、居住性の確保 (換気空調設備及び遮断設備)	—	同上	—	—
放射線管理施設	—	U41-DM002A,B MCR非常用外気取入ダンパ (A), (B) (6号機設備, 6,7号機共用)	DB/SA	15,74	15条14 74条8	E	共用又は相互接続する重要安全施設、居住性の確保 (換気空調設備及び遮断設備)	—	同上	—	—
放射線管理施設	—	U41-DM003A,B MCR排気ダンパ (A), (B) (6号機設備, 6,7号機共用)	DB/SA	15,74	15条14 74条8	E	共用又は相互接続する重要安全施設、居住性の確保 (換気空調設備及び遮断設備)	—	同上	—	—
放射線管理施設	—	屋外放射線監視システム (6,7号機共用)	DB	34	34条29	E	必要な情報の把握、伝送系の多様性	—	通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、周辺監視区域境界付近の空間線量率を監視するための固定式周辺モニタリング設備としてモニタリングポスト (1,2,3,4,5,6,7号機共用, 1号機設備 (以下同じ。)) を設け、放射線モニタリングポスト及び可搬型気象測定装置用 (伝送用) (6,7号機共用) (以下同じ。)) に監視できる設計とする。また、計測結果を記録し、保存できる設計とする。【34条29】	—	—
放射線管理施設	—	データ処理装置 (可搬型モニタリングポスト) 及び可搬型気象測定装置用 (伝送用) (6,7号機共用)	SA	75	75条6	E	放射線量の代替測定、放射線量の測定、気象観測設備の代替測定	—	可搬型モニタリングポストは、モニタリングポストを代替し得るものとして設計する。また、計測結果を記録し、保存できる設計とし、5号機原子炉建屋内部緊急時対策でデータ処理装置 (可搬型モニタリングポスト及び可搬型気象測定装置用) (伝送用) (6,7号機共用) (以下同じ。)) に監視できる設計とする。【75条6】	—	—
放射線管理施設	—	無停電電源装置 (1,2,3,4,5,6,7号機共用)	DB	34	34条31	E	非常用所内電源に接続しない場合の電源確保	—	モニタリングポストは、5号機の常用所内電源が使用できない場合においても、電源喪失までの期間、専用の無停電電源装置 (1,2,3,4,5,6,7号機共用, 1号機設備 (以下同じ。)) からの電源供給により、空間線量率を計測することができる設計とする。また、モニタリングポストは、専用の無停電電源装置により、電源喪失までの期間、無停電電源装置を確保することにより、重大事故等が発生した場合に、代替電源設備であるモニタリングポスト用発電機から給電できる設計とする。【34条31】【75条6】	—	—
放射線管理施設	—	可搬型気象観測装置 (6,7号機共用)	SA	75	75条10	B	気象観測設備の代替測定	継続	重大事故等が発生した場合に発電所において、風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するための設備とし、可搬型気象観測装置 (6,7号機共用) (以下同じ。)) (個数1 (予備1)) を設ける設計とする。【75条10】	環境測定装置の取付箇所を示した図面 (表紙15)	—
放射線管理施設	—	小型船舶 (海上モニタリング用) (6,7号機共用)	SA	75	75条3	C	放射線量の測定、放射性物質濃度 (空気中・水中・土壌中) 及び海上モニタリング	継続	重大事故等が発生した場合に発電所及びその周辺 (発電所の周辺海域を含む。) において、発電所原子炉施設から放出される放射性物質の濃度 (空気中、水中、土壌中) 及び放射線量を監視するための移動式周辺モニタリング設備として、NaIシンチレーションサーベイメータ (6,7号機共用) (以下同じ。)、GM汚染サーベイメータ (6,7号機共用) (以下同じ。)) 及び電離箱サーベイメータ (6,7号機共用) (以下同じ。)) を設け、測定結果を記録し、保存できるように測定値を表示できる設計とし、可搬型ダスト・よう素サンプラ (6,7号機共用) (以下同じ。)) (個数2 (予備1)) 及び小型船舶 (海上モニタリング用) (6,7号機共用) (以下同じ。)) (個数1 (予備1)) を保管する設計とする。【75条3】	設定書 (別添)	—
放射線管理施設	—	5号機原子炉建屋内部緊急時対策用可搬型電源内蔵型照明 (ランタンプ) (6,7号機共用)	SA	76	76条5 76条6 76条7	E	汚染の持ち込みを防止するための設備	—	5号機原子炉建屋内部緊急時対策用は、重大事故等が発生し、5号機原子炉建屋内部緊急時対策用の外箱が放射性物質により汚染したような状況下において、要員が5号機原子炉建屋内部緊急時対策室内に放射性物質による汚染を付着することを防止するため、身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設ける設計とする。身体サーベイの備え、要員の汚染を確認した場合は、要員の除染を行うことができる区画を、身体サーベイを行う区画に隣接して設置することができるように考慮する。身体サーベイ、作業服の着替え等に必要となる備えの備えは、5号機原子炉建屋内部緊急時対策用可搬型電源内蔵型照明 (ランタンプ) (6,7号機共用, 5号機に保管) により確保できる設計とする。【76条5】【76条6】【76条7】	—	—
放射線管理施設	—	中央制御室用可搬型電源内蔵型照明 (ランタンプ) (6,7号機共用)	SA	74	74条22	E	汚染の持ち込みを防止するための設備	—	重大事故等時に、身体サーベイ、作業服の着替え等に必要となる備えの確保は、発電所内蔵型照明 (ランタンプ) (6,7号機共用) (個数4 (予備1)) によりできる設計とする。【74条22】	—	—
放射線管理施設	—	非常用所内電源系からの給電「プロセス」エリアモニタリング設備	DB	34	34条27 34条28	E	外部電源喪失時の使用済燃料貯蔵プール監視機能	—	エリアモニタリング設備のうち、燃料貯蔵プールエリア放射線モニタは、外部電源が使用できない場合においても非常用所内電源系からの電源供給により、線量当量率を計測することができる設計とする。【34条27】プロセスモニタリング設備のうち、原子炉区域換気空調系排気放射線モニタ及び燃料貯蔵エリア排気放射線モニタは、外部電源が使用できない場合においても非常用所内電源系からの電源供給により、線量当量率を計測することができる設計とする。【34条28】	—	—

申請対象設備			DB/SA	関連条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー	性能・機能	明確にする必要がある仕様 (基本設計方針に 記載する項目)	基本設計方針記載内容 (仕様を明確にする必要がある場合は、その仕様も記載する。)	記載資料名	備考
施設	系統	機器名									
放射線管理施設	—	記録の管理(放射線管理)	SA	75	75条3	E	放射線量の代 替測定、放射 能測定装置 放射線量の測 定、放射線物 質測定(空気 中、水中、土 壌中)及び海 上モニタリ ング、気象観 測設備の代替 測定	—	重大事故等が発生した場合に発電所及びその周辺(発電所の周辺海域を含む。)において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度(空気中、水中、土壌中)及び放射線量を監視するための移動式周辺モニタリング設備として、GM汚染サーベイメータ(「6.7号機共用」。(以下同じ。))、GM汚染サーベイメータ(「6.7号機共用」。(以下同じ。))、ZnSシンチレーションサーベイメータ(「6.7号機共用」。(以下同じ。))及び電離箱サーベイメータ(「6.7号機共用」。(以下同じ。))を設け、測定結果を記録し、保存できるように測定値を表示できる設計とし、可搬型ダクト、よう素センサー(「6.7号機共用」。(以下同じ。)) (個数2(予備1))及び小型船舶(海上モニタリング用) (「6.7号機共用」。(以下同じ。)) (個数1(予備1))を保管する設計とする。【75条3】 モニタリングホストが機体喪失した場合にその機体を代替する移動式周辺モニタリング設備として、可搬型モニタリングホストを設け、重大事故等が発生した場合に、周辺監視区域境界付近において、発電用原子炉施設から放出される放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できる設計とする。記録は、電磁的に記録、保存し、電圧喪失により発生した記録が失われない必要な容量を確保できる設計とする。【75条3】【75条4】 放射線監視車のダクト、よう素センサー、よう素測定装置又はGM放射線量監視車を使用した場合にその機体を代替する周辺監視等対応設備として、可搬型ダクト、よう素センサー、ZnSシンチレーションサーベイメータ、GM汚染サーベイメータを設け、重大事故等が発生した場合に、発電所とその周辺において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度(空気中)を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録し、保存できるように測定値を表示できる設計とし、放射線監視車を代替し得る十分な機数を保管する設計とする。【75条3】 気象観測設備が機体喪失した場合にその機体を代替する重大事故等対応設備として、可搬型気象観測装置は、重大事故等が発生した場合に発電所内において、監視、観測その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録できる設計とする。記録は、電磁的に記録、保存し、電圧喪失により発生した記録が失われない必要な容量を確保できる設計とする。可搬型気象観測装置の運用中は、衛星回線により伝送し、5号機原子炉建屋内部緊急時専用データ処理装置(可搬型モニタリングホスト及び可搬型気象測定装置用)に伝送して監視できる設計とする。【75条11】【75条13】	—	—
					63条15 63条20 63条26 63条61 64条5 64条10 64条17 64条24 64条38 64条43 65条11 65条27 66条7 66条13 67条16 67条38						
原子炉格納施設	—	ダイヤフラムフロア	DB	63.64, 65.6 6.67		E	重大事故等時 における原子 炉格納容器等 の機能	—	想定される重大事故等時において、ドライウェル圧力がサブプレッションチェンバール圧力より低下した場合には、ドライウェルとサブプレッションチェンバール間に設置された8個の真空破壊弁が、圧差により自動的に働き、サブプレッションチェンバールのフル水レベル液面及びドライウェルとサブプレッションチェンバールの密閉を防止する設計とする。【63条15】【63条20】【63条26】【64条5】【64条10】【64条17】【64条24】【64条38】【64条43】【65条11】【65条27】【66条7】【66条13】【67条16】【67条38】	—	—
原子炉格納施設	— (格納容器圧力逃がし装置)	フロッツ装置 (pH)	SA	67	67条5	B	格納容器圧力 逃がし装置に 係る原子炉格 納容器の空 気ガス及び酸 素ガスの排出	pH	フロッツ装置は、排気中に含まれる粒子状放射性物質及びガスの無機および有機成分を除去し、排気ガスは、排気中に含まれる無機および有機成分を除去する設計とする。また、無機および有機成分を水中に捕集・保持するためにアルカリ性の状態(約pH11)に維持する設計とする。【67条5】	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書の適用
原子炉格納施設	— (格納容器圧力逃がし装置)	フロッツ装置 (pH)	SA	68	68条16	B	格納容器圧力 逃がし装置に 係る原子炉格 納容器の空 気ガス及び酸 素ガスの排出	pH	同上	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書の適用
原子炉格納施設	—	汚濁防止膜 (6.7号機共用)	SA	70	70条8	C	高 幅 幅 効果	汚濁防止膜は、海洋への放射性物質の拡散を抑制するため、設置場所に応じた高さ及び幅を有する設計とする。必要数は、各設置場所に必要な幅に対して汚濁防止膜を二重に設置することとし、1枚の水目3箇所の設置場所は計1本(高さ30m、幅約20m)及び1枚の水目2箇所の設置場所は計2本(高さ30m、幅約30m)を合計38本使用する設計とする。また、汚濁防止膜については、保守点検は目視点検であり、目視点検でも使用可能であるため、保守点検時に発生した破損の検出時に予備として設置場所毎に2本ずつの計2本の数を確保することとし、予備を含めた保有数として設置場所毎に4本の合計16本を保管する。【70条8】	設定書(別添)	設定書(別添)	
原子炉格納施設	—	小型船舶(汚濁防止膜設置用) (6.7号機共用)	SA	70	70条6	C	幅 効果	船舶への放射性物質の拡散を抑制するための水陸兼用船舶として、海洋拡散抑制設備は、汚濁防止膜(「6.7号機共用」(以下同じ。))と燃料物質の取除施設及び貯蔵施設の設備と兼用し、燃料物質の取除施設及び貯蔵施設の設備と兼用し、汚濁防止膜は、汚染水が発電所から海洋に流出する4箇所(北放水口1箇所及び東放水口3箇所)に小型船舶(汚濁防止膜設置用) (6.7号機共用) 合計11隻(1号機1隻、2号機2隻、3号機2隻、4号機2隻)の設備と兼用)により設置できる設計とする。【70条6】	設定書(別添)	設定書(別添)	
原子炉格納施設	—	放射性物質吸着材(6.7号機共用)	SA	70	70条7	C	重量	放射性物質吸着材は、雨水排水路等に流入した汚染水が通過する際に放射性物質を吸着できるよう、6号機及び7号機の雨水排水路集水機に加え、6号機又は7号機雨水排水路集水機の頂部等により汚染水が漏れ出し得る場合のバックアップとして号機雨水排水路集水機とフラッグバルブ入口3箇所の計6箇所に、鋼目状の袋に非状の放射性物質吸着材を詰めたもの約1020kg(7号機雨水排水路集水機約1020kg(6号機雨水排水路集水機約1020kg(5号機雨水排水路集水機約1020kg(4号機雨水排水路集水機約1020kg))を、1号機雨水排水路集水機又は2号機雨水排水路集水機に設置する設計とする。放射性物質吸着材は、各設置場所に必要となる保有数に加え、6号機又は7号機雨水排水路集水機用放射性物質吸着材の取替用として約1020kgを保管する。【70条7】	設定書(別添)	設定書(別添)	
原子炉格納施設	— (格納容器下部注水系)	コリウムシールド	SA	66	66条5 66条11	B	高 厚 材 質 効果	格納容器下部注水系(常設)による原子炉格納容器下部注水系(可搬型)による原子炉格納容器下部への注水	コリウムシールドは、溶融炉心が原子炉格納容器下部へ落下した場合において、ドライウェル高電圧電流センサー及びワイエール高電圧電流センサーへの溶融炉心の流入を抑制する設計とする。さらに格納容器下部注水系(常設)を使用することにより、ドライウェル高電圧電流センサー及びワイエール高電圧電流センサーのコンクリートの侵食を抑制し、溶融炉心が原子炉格納容器バックダリに接触することを防止できる設計とする。なお、コリウムシールドは、平均高さ3.06m、厚5.01m、材料がジルコニア(ZrO <sub>2</sub> )、個数が1個の設計とし、耐震性を有する設計とする。【66条5】	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書の適用
原子炉格納施設	— (原子炉建屋放水設備)	泡原液混合装置(6.7号機共用)	SA	70	70条11	C	幅 効果	泡原液混合装置は、緊急機燃料火災に対応するため、大容量注水機(原子炉建屋放水設備)及び放水機を併用し、泡原液混合装置の保有数は、緊急機燃料火災に対応するため、1個と故障時の予備として1個の合計2個を確保する。【70条11】	設定書(別添)	設定書(別添)	
原子炉格納施設	— (原子炉建屋放水設備)	泡消火薬剤(6.7号機共用)	SA	70	70条12	C	容量	泡原液混合装置(「6.7号機共用」)は、緊急機燃料火災への泡消火に対応するための必要容量の泡消火薬剤を保管する設計とする。泡消火薬剤の保有数は、必要となる設計として640Lを、故障時の予備用として640Lの計1280Lを保管する。【70条12】	設定書(別添)	設定書(別添)	
原子炉格納施設	— (サブプレッションチェンバール水冷却系)	原子炉格納容器(サブプレッションチェン)	SA	64	64条21 64条40	B	容 積 効果	サブプレッションチェンバール冷却モード)は、常設代替交流電源設備からの給電により機能を復旧し、残部除去ポンプ及び滞留槽を共同駆動することにより、サブプレッションチェンバールのフル水を冷却することにより原子炉格納容器を冷却できる設計とする。本系に使用する冷却水は原子炉格納容器冷却水(5号機雨水排水路冷却水又は6号機雨水排水路冷却水)から供給できる設計とする。【64条21】【64条40】	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書の適用	
原子炉格納施設	— (格納容器スプレイ冷却系)	原子炉格納容器(サブプレッションチェン)	SA	64	64条14 64条35	B	容 積 効果	格納容器スプレイ冷却モード)は、常設代替交流電源設備からの給電により機能を復旧し、残留熱除去系ポンプにサブプレッションチェンバール内にスプレイすることにより原子炉格納容器を冷却できる設計とする。本系に使用する冷却水は原子炉格納容器冷却水(5号機雨水排水路冷却水又は6号機雨水排水路冷却水)から供給できる設計とする。【64条14】【64条35】	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書の適用	

申請対象設備			DB/SA	関連条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー	性能・機能	明確にする必要 がある仕様 (基本設計方針に 記載する項目)	基本設計方針記載内容 (仕様を明確にする必要がある場合は、その仕様も記載する。)	記載資料名	備考
施設	系統	機器名									
原子伊格納施設	— (格納容器圧力逃がし装置)	遠隔手動弁操作設備選定	SA	65.67	65条21 67条14 67条36	B	格納容器圧力逃がし装置による原子伊格納容器内の減圧及び除熱、格納容器圧力逃がし装置による原子伊格納容器内の水素ガス及び酸素ガスの排出、耐圧強化ベント系による原子伊格納容器内の水素ガス及び酸素ガスの排出	材料 原さ	格納容器圧力逃がし装置及び耐圧強化ベント系使用時の排出経路に設置される隔離弁に設ける遠隔手動弁操作設備の操作場所は、原子伊格納施設内の原子伊格納区域外とし、一次隔離弁（サブプレッションチェーン）の操作は、二次隔離弁（ドライウェル側）の操作を行う。二次隔離弁には遠隔手動弁操作設備を選定し、放射線防護を考慮した設計とする。遠隔手動弁操作設備選定は、中心の奪い規制において、格納容器圧力逃がし装置及び耐圧強化ベント系の隔離弁操作ができるよう、 [65条21] [67条14] [67条36] 選定原さを有する設計とする。	原子伊格納施設の設計条件に関する説明書	
原子伊格納施設	— (格納容器圧力逃がし装置)	遠隔手動弁操作設備	SA	65.67	65条20 67条11	B	格納容器圧力逃がし装置による原子伊格納容器内の減圧及び除熱、格納容器圧力逃がし装置による原子伊格納容器内の水素ガス及び酸素ガスの排出	個数	格納容器圧力逃がし装置使用時の排出経路に設置される隔離弁は、遠隔手動弁操作設備（個数5）（原子伊格納施設内の設備及び可燃性ガス濃度制御設備で兼用）によって人力により容易かつ確実に操作可能な設計とする。【65条20】 格納容器圧力逃がし装置使用時の排出経路に設置される隔離弁は、遠隔手動弁操作設備（個数5）（圧力逃がし装置の設備を可燃性ガス濃度制御設備として兼用）によって人力により容易かつ確実に操作可能な設計とする。【67条11】	原子伊格納施設の設計条件に関する説明書	
原子伊格納施設	— (格納容器圧力逃がし装置)	遠隔空気駆動弁操作設備	SA	65.67	65条22 67条13	B	格納容器圧力逃がし装置による原子伊格納容器内の減圧及び除熱、格納容器圧力逃がし装置による原子伊格納容器内の水素ガス及び酸素ガスの排出	個数	また、排出経路に設置される隔離弁のうち空気駆動弁については、原子伊格納施設内の原子伊格納区域外への遠隔空気駆動弁操作ポンプの設置により、離れた場所から遠隔空気駆動弁操作設備（個数3）（原子伊格納施設内の設備及び可燃性ガス濃度制御設備で兼用）の配管を経由して高圧窒素ガスを供給することにより、容易かつ確実に操作可能な設計とする。【65条22】 また、排出経路に設置される隔離弁のうち空気駆動弁については、原子伊格納施設内の原子伊格納区域外から遠隔空気駆動弁操作設備（個数3）（格納容器圧力逃がし装置を可燃性ガス濃度制御設備として兼用）により遠隔空気駆動弁操作ポンプへの高圧窒素ガスを供給することにより、容易かつ確実に操作可能な設計とする。【67条13】	原子伊格納施設の設計条件に関する説明書	
原子伊格納施設	— (格納容器圧力逃がし装置)	水酸化ナトリウム水溶液（6.7号機共用）	SA	65.67	65条30 67条20	B	格納容器圧力逃がし装置による原子伊格納容器内の減圧及び除熱、格納容器圧力逃がし装置による原子伊格納容器内の水素ガス及び酸素ガスの排出	容量 μ	スクラバ水調製設備用ポンプは、可燃性蒸気蒸気装置により駆動し、水酸化ナトリウム水溶液（6.7号機共用）を格納容器圧力逃がし装置に注入し、フィルタ装置内のスクラバ水の油を0.1以上維持できる設計とする。【65条30】 スクラバ水調製設備用ポンプは、可燃性蒸気蒸気装置により駆動し、水酸化ナトリウム水溶液（6.7号機共用）を格納容器圧力逃がし装置に注入し、フィルタ装置内のスクラバ水の油を0.1以上維持できる設計とする。【67条20】	原子伊格納施設の設計条件に関する説明書	
原子伊格納施設	— (耐圧強化ベント系)	T31-F022	SA	67	67条35	E	格納容器圧力逃がし装置による原子伊格納容器内の水素ガス及び酸素ガスの排出、耐圧強化ベント系による原子伊格納容器内の水素ガス及び酸素ガスの排出	—	また、排出経路に設置される隔離弁のうち空気駆動弁（耐圧強化ベント系（T61-F002）（原子伊格納施設内の設備で兼用）等）については、原子伊格納施設内の原子伊格納区域外への遠隔空気駆動弁操作ポンプの設置により、離れた場所から遠隔空気駆動弁操作設備（個数2）（圧力逃がし装置の設備を可燃性ガス濃度制御設備として兼用）の配管を経由して高圧窒素ガスを供給することにより、容易かつ確実に操作可能な設計とする。【67条35】		
原子伊格納施設	— (耐圧強化ベント系)	T31-F070	SA	67	67条35	E	格納容器圧力逃がし装置による原子伊格納容器内の水素ガス及び酸素ガスの排出、耐圧強化ベント系による原子伊格納容器内の水素ガス及び酸素ガスの排出	—	同上		
原子伊格納施設	— (耐圧強化ベント系)	T31-F072	SA	67	67条35	E	格納容器圧力逃がし装置による原子伊格納容器内の水素ガス及び酸素ガスの排出、耐圧強化ベント系による原子伊格納容器内の水素ガス及び酸素ガスの排出	—	同上		
原子伊格納施設	— (耐圧強化ベント系)	T61-F002	SA	67	67条35	E	耐圧強化ベント系による原子伊格納容器内の水素ガス及び酸素ガスの排出	—	同上		
原子伊格納施設	— (耐圧強化ベント系)	遠隔手動弁操作設備	SA	67	67条33	B	耐圧強化ベント系による原子伊格納容器内の水素ガス及び酸素ガスの排出	個数	耐圧強化ベント系使用時の排出経路に設置される隔離弁は、遠隔手動弁操作設備（個数4）（格納容器圧力逃がし装置の設備を可燃性ガス濃度制御設備として兼用）によって人力により容易かつ確実に操作可能な設計とする。【67条33】	原子伊格納施設の設計条件に関する説明書	原子伊格納施設（格納容器圧力逃がし装置）の兼用
原子伊格納施設	— (耐圧強化ベント系)	遠隔空気駆動弁操作設備	SA	67	67条35	B	耐圧強化ベント系による原子伊格納容器内の水素ガス及び酸素ガスの排出	個数	また、排出経路に設置される隔離弁のうち空気駆動弁（耐圧強化ベント系（T61-F002）（原子伊格納施設内の設備で兼用）等）については、原子伊格納施設内の原子伊格納区域外への遠隔空気駆動弁操作ポンプの設置により、離れた場所から遠隔空気駆動弁操作設備（個数2）（圧力逃がし装置の設備を可燃性ガス濃度制御設備として兼用）の配管を経由して高圧窒素ガスを供給することにより、容易かつ確実に操作可能な設計とする。【65条22】	原子伊格納施設の設計条件に関する説明書	原子伊格納施設（格納容器圧力逃がし装置）の兼用
原子伊格納施設	— (代替格納冷却系)	原子伊格納容器（サブプレッションチェーン）	SA	65	65条2	B	代替格納冷却系による原子伊格納容器内の減圧及び除熱	容量 個数	代替格納冷却系は、潜水移送ポンプによりサブプレッションチェーンのプール水を残留熱除去系熱交換器にて冷却し、残留熱除去系等を経由して原子伊格納容器又は原子伊格納容器下部へ注水するとともに、原子伊格納容器内へブレイクすることで、原子伊格納容器バウダリを維持しながら原子伊格納容器内の圧力及び温度を低下できる設計とする。【65条2】	原子伊格納施設の設計条件に関する説明書	
原子伊格納施設	—	燃料取扱床ブローアウトパネル閉止装置	SA	74	74条26	B	運転員の被ばくを低減するための設備	個数	中心の奪い騒音が発生し、非常停止する必要がある場合には、中央制御室から燃料取扱床ブローアウトパネル閉止装置（個数4）を操作し、容易かつ確実に閉止装置を閉止する設計とする。また、燃料取扱床ブローアウトパネル閉止装置設置位置において、人力により操作できる設計とする。【74条26】		安全設備及び重大事故等対応設備が使用される条件下における健全性に関する説明書
原子伊格納施設	—	燃料取扱床ブローアウトパネル	DB	38 44	38条22 44条26	E	二次格納施設のパウダリ機能	—	中央制御室選定、中央制御室待避室選定（常設）、中央制御室待避室選定（可搬型）、5号機原子伊格納施設緊急時対策所（待本部）選定、5号機原子伊格納施設緊急時対策所（待機場所）選定、5号機原子伊格納施設緊急時対策所（待機場所）室内選定、二次選定選定及び補助選定は、(1)中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置に示す居住性に係る判断基準を満足する設計とする。【38条22】【74条】【76条】 原子伊格納施設原子伊格納区域（二次格納施設）に開口部を設ける場合には、気密性を確保する設計とする。【44条26】		
原子伊格納施設	—	主蒸気系トンネル室ブローアウトパネル	SA	74	74条26	B	運転員の被ばくを低減するための設備	設置枚数 開放圧	原子伊格納施設原子伊格納区域（二次格納施設）は、重大事故等時において、非常停止が必要となる場合に、内部の気密性を確保する必要がある設計とする。原子伊格納施設原子伊格納区域（二次格納施設）の気密バウダリの一部として原子伊格納施設原子伊格納区域（二次格納施設）に設置されるブローアウトパネルは、閉状態の維持可能な設計とする。【74条27】		安全設備及び重大事故等対応設備が使用される条件下における健全性に関する説明書
原子伊格納施設	—	非常用電源設備からの給電「代替格納容器スプレイ冷却系」	SA	64	64条3 64条28 64条7 64条30	E	電源設備からの給電	—	代替格納容器スプレイ冷却系（常設）は、非常用ディーゼル発電設備に備えて、代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能となる設計とする。【64条3】【64条28】 代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）は、非常用ディーゼル発電設備に備えて、代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能となる設計とする。また、可搬型代替注水ポンプ（A=2機）は、ディーゼレンジンにより駆動できる設計とする。【64条7】【64条30】		
原子伊格納施設	—	代替電源設備からの給電「代替格納容器スプレイ冷却系」	SA	64	64条7 64条30	E	電源設備からの給電	—	同上		
原子伊格納施設	—	代替電源設備からの給電「格納容器スプレイ冷却系」	SA	64	64条14 64条35	E	電源設備からの給電	—	残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却モード）は、常設代替交流電源設備からの給電により機能回復し、残留熱除去系ポンプによりサブプレッションチェーンのプール水をドライウェル内及びサブプレッションチェーン内にスプレイすることで原子伊格納容器を冷却できる設計とする。本系統に使用する冷水水は原子伊格納冷却水系及び原子伊格納冷却水系又は代替格納冷却水系から供給される設計とする。【64条14】【64条35】		
原子伊格納施設	—	代替電源設備からの給電「サブプレッションチェーンプール水冷却系」	SA	64	64条21 64条40	E	電源設備からの給電	—	残留熱除去系（サブプレッションチェーンプール水冷却モード）は、常設代替交流電源設備からの給電により機能回復し、残留熱除去系ポンプ及び残留熱除去系熱交換器により、サブプレッションチェーンのプール水を冷却することで原子伊格納容器を冷却できる設計とする。本系統に使用する冷水水は原子伊格納冷却水系及び原子伊格納冷却水系又は代替格納冷却水系から供給される設計とする。【64条21】【64条40】		

申請対象設備			DB/SA	関連条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー	性能・機能	明確にする必要 がある仕様 (基本設計方針に 記載する項目)	基本設計方針記載内容 (仕様を明確にする必要がある場合は、その仕様も記載する。)	記載資料名	備考
施設	系統	機器名									
原子炉格納施設	—	代替電源設備からの給電「代替格納冷却系」	SA	65	65条4	E	電源設備からの給電	—	代替格納冷却系は、代替格納内電気設備を経由した常設代替交流電源設備又は可換型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。【65条4】	—	—
原子炉格納施設	—	代替電源設備からの給電「格納容器圧力逃がし装置」	SA	65, 67	65条23 67条12	E	電源設備からの給電	—	また、排出経路に設置される隔離弁のうち電動弁については、常設代替交流電源設備又は可換型代替交流電源設備からの給電により、中央制御室から操作が可能な設計とする。【65条23】【67条12】	—	—
原子炉格納施設	—	代替電源設備からの給電「格納容器下部注水系」	SA	66	66条4 66条9	E	電源設備からの給電	—	格納容器下部注水系(常設)は、代替格納内電気設備を経由した常設代替交流電源設備又は可換型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。【66条4】 格納容器下部注水系(可換型)は、代替格納内電気設備を経由した常設代替交流電源設備又は可換型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。また、可換型代替注水ポンプ(4-308)は、ディーゼルエンジンにより駆動できる設計とする。【66条9】	—	—
原子炉格納施設	—	代替電源設備からの給電「低圧代替注水系」	SA	66	66条16 66条20	E	電源設備からの給電	—	低圧代替注水系(常設)は、非常用ディーゼル発電設備に加えて、代替格納内電気設備を経由した常設代替交流電源設備又は可換型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。【66条16】 低圧代替注水系(可換型)は、非常用ディーゼル発電設備に加えて、代替格納内電気設備を経由した常設代替交流電源設備又は可換型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。【66条20】	—	—
原子炉格納施設	—	代替電源設備からの給電「高圧代替注水系」	SA	66	66条27	E	電源設備からの給電	—	高圧代替注水系は、常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とし、中央制御室からの操作が可能な設計とする。【66条27】	—	—
原子炉格納施設	—	非常用電源設備からの給電「ほう酸水注入系」	SA	66	66条30	E	電源設備からの給電	—	ほう酸水注入系は、非常用ディーゼル発電設備に加え、代替格納内電気設備を経由した常設代替交流電源設備又は可換型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。【66条30】	—	—
原子炉格納施設	—	代替電源設備からの給電「ほう酸水注入系」	SA	66	66条30	E	電源設備からの給電	—	ほう酸水注入系は、非常用ディーゼル発電設備に加え、代替格納内電気設備を経由した常設代替交流電源設備又は可換型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。【66条30】	—	—
原子炉格納施設	—	非常用電源設備からの給電「低圧代替注水系」	SA	66	66条16 66条20	E	電源設備からの給電	—	低圧代替注水系(常設)は、非常用ディーゼル発電設備に加えて、代替格納内電気設備を経由した常設代替交流電源設備又は可換型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。【66条16】 低圧代替注水系(可換型)は、非常用ディーゼル発電設備に加えて、代替格納内電気設備を経由した常設代替交流電源設備又は可換型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。【66条20】	—	—
原子炉格納施設	—	代替電源設備からの給電「耐圧強化ベント系」	SA	67	67条34	E	電源設備からの給電	—	また、排出経路に設置される隔離弁のうち電動弁については、常設代替交流電源設備又は可換型代替交流電源設備からの給電により、中央制御室から操作が可能な設計とする。【67条34】	—	—
原子炉格納施設	—	代替電源設備からの給電「格納容器圧力逃がし装置の可換型要素供給装置」	SA	67	67条21	E	電源設備からの給電	—	可換型要素供給装置は、可換型要素供給装置用電源設備から給電が可能な設計とする。【67条21】	—	—
原子炉格納施設	—	代替電源設備からの給電「耐圧強化ベント系の可換型要素供給装置」	SA	67	67条30	E	電源設備からの給電	—	可換型要素供給装置は、可換型要素供給装置用電源設備から給電が可能な設計とする。【67条30】	—	—
原子炉格納施設	—	代替電源設備からの給電「非常用ガス処理系」	SA	74	74条24	E	電源設備からの給電	—	非常用ガス処理系は、非常用ディーゼル発電設備に加えて、常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。また、燃料取扱プラントパネル閉止装置は、常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。【74条24】	—	—
原子炉格納施設	—	非常用電源設備からの給電「非常用ガス処理系」	SA	74	74条24	E	電源設備からの給電	—	同上	—	—
原子炉格納施設	—	代替電源設備からの給電「燃料取扱プラントパネル閉止装置」	SA	74	74条24	E	電源設備からの給電	—	同上	—	—
原子炉格納施設	—	格納容器圧力逃がし装置は、フィルタ装置(フィルタ容器、スクラバ、金属フィルタ)、よう素フィルタ、ラプチャーディスク、配管・弁類、計測制御装置等で構成し、原子炉格納容器内雰囲気ガスを不活性ガスとすることで、フィルタへ導き、放射性物質を低減させた後に原子炉建屋風上に設ける放出口から排出(系統設計流量31.6kg/s (DPAにおいて))することで、排気中に含まれる放射性物質の総量の放出量を低減しつつ、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下できる設計とする。【65条14】	SA	65, 67	65条14 67条4	B	系統設計流量	系統設計流量	原子炉格納施設内の滞留する水素ガス及び酸素ガスを大気へ排出するための重大事故等対応設備として、格納容器圧力逃がし装置は、フィルタ装置(フィルタ容器、スクラバ、金属フィルタ)、配管・弁類、計測制御装置等で構成し、原子炉格納容器内雰囲気ガスを不活性ガスとすることで、放射性物質を低減させた後に原子炉建屋風上に設ける放出口から排出(系統設計流量31.6kg/s (DPAにおいて))することで、排気中に含まれる放射性物質の総量の放出量を低減しつつ、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下できる設計とする。【67条4】	—	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書
原子炉格納施設	—	耐圧強化ベント系の系統設計流量は15.8kg/s (DPAにおいて)であり、サプレッションチェンバ及びDフラスコのいずれにも接続するが、炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器内の水素ガス及び酸素ガスを排出するために使用する場合は、サプレッションチェンバのフルールによるスクラビング効果は維持できずサプレッションチェンバからの排出経路のみを使用する設計とする。【67条25】	SA	67	67条25	B	系統設計流量	系統設計流量	耐圧強化ベント系の系統設計流量は15.8kg/s (DPAにおいて)であり、サプレッションチェンバ及びDフラスコのいずれにも接続するが、炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器内の水素ガス及び酸素ガスを排出するために使用する場合は、サプレッションチェンバのフルールによるスクラビング効果は維持できずサプレッションチェンバからの排出経路のみを使用する設計とする。【67条25】	—	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書
その他発電用原子炉の附属施設 1 非常用電源設備	—	直流125V充電器 (7A)	SA	72	72条13 72条14 72条62	C	容量 個数	容量 個数	所内蓄電式直流電源設備は、直流125V充電器7A、直流125V蓄電池7A-2、AM用直流125V充電器、直流125V充電器7A、直流125V充電器7A-2、AM用直流125V充電器、直流125V主母線整7A、125V同時投入防止用切替盤、直流125V IPAC MCC (125V、600Aのもの1個)、電路、計測制御装置等で構成し、直流125V蓄電池7A、直流125V蓄電池7A-2及びAM用直流125V充電器は、直流母線へ電力を供給できる設計とする。所内蓄電式直流電源設備の直流125V蓄電池7A、直流125V充電器7A-2及びAM用直流125V充電器は、全交流動力電源喪失から8時間後に不要な負荷の切り離しを行うことで、全交流動力電源喪失から4時間以内で、直流125V蓄電池7A、直流125V充電器7A-2及びAM用直流125V充電器から電力を供給できる設計とする。【72条13】【72条14】	—	設定根拠に関する説明書(別添)
その他発電用原子炉の附属施設 1 非常用電源設備	—	直流125V充電器 (7A-2)	SA	72	72条13 72条14 72条62	C	容量 個数	容量 個数	所内蓄電式直流電源設備は、直流125V充電器7A、直流125V蓄電池7A、直流125V充電器7A-2、AM用直流125V充電器、直流125V主母線整7A、125V同時投入防止用切替盤、直流125V IPAC MCC (125V、600Aのもの1個)、電路、計測制御装置等で構成し、直流125V蓄電池7A、直流125V蓄電池7A-2及びAM用直流125V充電器は、直流母線へ電力を供給できる設計とする。所内蓄電式直流電源設備の直流125V蓄電池7A、直流125V充電器7A-2及びAM用直流125V充電器は、全交流動力電源喪失から8時間後に不要な負荷の切り離しを行うことで、全交流動力電源喪失から4時間以内で、直流125V蓄電池7A、直流125V充電器7A-2及びAM用直流125V充電器から電力を供給できる設計とする。【72条13】【72条14】	—	設定根拠に関する説明書(別添)
その他発電用原子炉の附属施設 1 非常用電源設備	—	直流125V充電器 (7B)	SA	72	72条62	C	容量 個数	容量 個数	非常用直流電源設備の直流125V蓄電池、直流125V充電器(125V、700Aのもの3個、125V、400Aのもの2個)、直流125V主母線整(125V、1000Aのもの4個)、125V同時投入防止用切替盤(125V、800Aのもの1個)は、指定される重大事故等時において、重大事故等対応設備(設計基準仕様)として使用できる設計とする。【72条62】	—	設定根拠に関する説明書(別添)
その他発電用原子炉の附属施設 1 非常用電源設備	—	直流125V充電器 (7C, 7D)	SA	72	72条62	C	容量 個数	容量 個数	非常用直流電源設備の直流125V蓄電池、直流125V充電器(125V、700Aのもの3個、125V、400Aのもの2個)、直流125V主母線整(125V、1000Aのもの4個)、125V同時投入防止用切替盤(125V、800Aのもの1個)は、指定される重大事故等時において、重大事故等対応設備(設計基準仕様)として使用できる設計とする。【72条62】	—	設定根拠に関する説明書(別添)
その他発電用原子炉の附属施設 1 非常用電源設備	—	直流125V主母線整 (7A)	SA	72	72条13 72条14 72条62	C	容量 個数	容量 個数	所内蓄電式直流電源設備は、直流125V蓄電池7A、直流125V蓄電池7A-2、AM用直流125V充電器、直流125V充電器7A、直流125V充電器7A-2、AM用直流125V充電器、直流125V主母線整7A、125V同時投入防止用切替盤、直流125V IPAC MCC (125V、600Aのもの1個)、電路、計測制御装置等で構成し、直流125V蓄電池7A、直流125V蓄電池7A-2及びAM用直流125V充電器は、直流母線へ電力を供給できる設計とする。所内蓄電式直流電源設備の直流125V蓄電池7A、直流125V充電器7A-2及びAM用直流125V充電器は、全交流動力電源喪失から8時間後に不要な負荷の切り離しを行うことで、全交流動力電源喪失から4時間以内で、直流125V蓄電池7A、直流125V充電器7A-2及びAM用直流125V充電器から電力を供給できる設計とする。【72条13】【72条14】	—	設定根拠に関する説明書(別添)
その他発電用原子炉の附属施設 1 非常用電源設備	—	直流125V主母線整 (7B)	SA	72	72条62	C	容量 個数	容量 個数	非常用直流電源設備の直流125V蓄電池、直流125V充電器(125V、700Aのもの3個、125V、400Aのもの2個)、直流125V主母線整(125V、1000Aのもの4個)、125V同時投入防止用切替盤(125V、800Aのもの1個)は、指定される重大事故等時において、重大事故等対応設備(設計基準仕様)として使用できる設計とする。【72条62】	—	設定根拠に関する説明書(別添)
その他発電用原子炉の附属施設 1 非常用電源設備	—	直流125V主母線整 (7C, 7D)	SA	72	72条62	C	容量 個数	容量 個数	非常用直流電源設備の直流125V蓄電池、直流125V充電器(125V、700Aのもの3個、125V、400Aのもの2個)、直流125V主母線整(125V、1000Aのもの4個)、125V同時投入防止用切替盤(125V、800Aのもの1個)は、指定される重大事故等時において、重大事故等対応設備(設計基準仕様)として使用できる設計とする。【72条62】	—	設定根拠に関する説明書(別添)
その他発電用原子炉の附属施設 1 非常用電源設備	—	動力変圧器	SA	72	72条21	C	容量 個数	容量 個数	非常用所内電気設備は、3系統の非常用母線等(スタックラッド開閉装置(6900V、1200Aのもの3個)、パワーセンタ(480V、4000Aのもの2個)、480V、3000Aのもの4個)、モータコントロールセンタ(480V、400Aのもの2個、480V、600Aのもの2個、480V、300Aのもの2個)、動力変圧器(3330kVA、6900/480Vのもの2個、2000kVA、6900/480Vのもの4個)により構成することにより、非連続状態で運転を行うこととなり、少くとも1系統は電力供給機能の維持及び人の安全性の確保を図る設計とする。【72条21】	—	設定根拠に関する説明書(別添)

申請対象設備		DB/SA	関連条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー	性能・機能	明確にする必要が ある仕様 (基本設計方針に 記載する項目)	基本設計方針記載内容 (仕様を明確にする必要がある場合は、その仕様も記載する。)	記載資料名	備考
施設	系統									
その他発電用原子炉の附属施設 1 非常用電源設備	—	DB	45	45a9	D	保安電源設備の高エネルギーのアーキ放電による電気設備の損失の拡大防止	—	加えて、重要安全施設への電力供給に係る電気盤及び当該電気盤に影響を与えるおそれのある電気盤(安全施設(重要安全施設を除く。))への電力供給に係るものに限定。))について、遮断器の遮断時間の適切な設定等により、高エネルギーのアーキ放電によるこれらの電気盤の損傷の拡大を防止することができる設計とする(非常用発電機に接続される電気盤に関する措置に係る部分を除く。))【45a9】	非常用発電装置の出力の決定に関する説明書	
その他発電用原子炉の附属施設 1 非常用電源設備	—	SA	72	72a21	C	代替所内電気設備による給電	容量 個数	非常用所内電気設備は、3系統の非常用母線等(メタルクラッド開閉装置(6900V,1200Aのもの3個)、パワーセンタ(480V,4000Aのもの2個)、480V,3000Aのもの4個)、モータコントロールセンタ(480V,400Aのもの3個)、動力変圧器(3330kVA,6900/480Vのもの2個、2000kVA,6900/480Vのもの4個))により構成することにより、共通要因で機能を失うことなく、少なくとも1系統は電力供給機能の維持及び人の接近性の確保を図る設計とする。【72a21】	設定根拠に関する説明書(別添)	
その他発電用原子炉の附属施設 1 非常用電源設備	—	DB	45	45a9	D	保安電源設備の高エネルギーのアーキ放電による電気設備の損失の拡大防止	—	加えて、重要安全施設への電力供給に係る電気盤及び当該電気盤に影響を与えるおそれのある電気盤(安全施設(重要安全施設を除く。))への電力供給に係るものに限定。))について、遮断器の遮断時間の適切な設定等により、高エネルギーのアーキ放電によるこれらの電気盤の損傷の拡大を防止することができる設計とする(非常用発電機に接続される電気盤に関する措置に係る部分を除く。))【45a9】	非常用発電装置の出力の決定に関する説明書	
その他発電用原子炉の附属施設 1 非常用電源設備	—	SA	72	72a21	C	非常用所内電気設備	容量 個数	非常用所内電気設備は、3系統の非常用母線等(メタルクラッド開閉装置(6900V,1200Aのもの3個)、パワーセンタ(480V,4000Aのもの2個)、480V,3000Aのもの4個)、モータコントロールセンタ(480V,400Aのもの3個)、動力変圧器(3330kVA,6900/480Vのもの2個、2000kVA,6900/480Vのもの4個))により構成することにより、共通要因で機能を失うことなく、少なくとも1系統は電力供給機能の維持及び人の接近性の確保を図る設計とする。【72a21】	設定根拠に関する説明書(別添)	
その他発電用原子炉の附属施設 1 非常用電源設備	—	DB	45	45a9	D	保安電源設備の高エネルギーのアーキ放電による電気設備の損失の拡大防止	—	加えて、重要安全施設への電力供給に係る電気盤及び当該電気盤に影響を与えるおそれのある電気盤(安全施設(重要安全施設を除く。))への電力供給に係るものに限定。))について、遮断器の遮断時間の適切な設定等により、高エネルギーのアーキ放電によるこれらの電気盤の損傷の拡大を防止することができる設計とする(非常用発電機に接続される電気盤に関する措置に係る部分を除く。))【45a9】	非常用発電装置の出力の決定に関する説明書	
その他発電用原子炉の附属施設 1 非常用電源設備	—	SA	72	72a21	C	非常用所内電気設備	容量 個数	非常用所内電気設備は、3系統の非常用母線等(メタルクラッド開閉装置(6900V,1200Aのもの3個)、パワーセンタ(480V,4000Aのもの2個)、480V,3000Aのもの4個)、モータコントロールセンタ(480V,400Aのもの3個)、動力変圧器(3330kVA,6900/480Vのもの2個、2000kVA,6900/480Vのもの4個))により構成することにより、共通要因で機能を失うことなく、少なくとも1系統は電力供給機能の維持及び人の接近性の確保を図る設計とする。【72a21】	設定根拠に関する説明書(別添)	
その他発電用原子炉の附属施設 1 非常用電源設備	—	DB	45	45a9	D	保安電源設備の高エネルギーのアーキ放電による電気盤の損失の拡大防止	—	加えて、重要安全施設への電力供給に係る電気盤及び当該電気盤に影響を与えるおそれのある電気盤(安全施設(重要安全施設を除く。))への電力供給に係るものに限定。))について、遮断器の遮断時間の適切な設定等により、高エネルギーのアーキ放電によるこれらの電気盤の損傷の拡大を防止することができる設計とする(非常用発電機に接続される電気盤に関する措置に係る部分を除く。))【45a9】	非常用発電装置の出力の決定に関する説明書	
その他発電用原子炉の附属施設 1 非常用電源設備	—	SA	72	72a21	C	非常用所内電気設備	容量 個数	非常用所内電気設備は、3系統の非常用母線等(メタルクラッド開閉装置(6900V,1200Aのもの3個)、パワーセンタ(480V,4000Aのもの2個)、480V,3000Aのもの4個)、モータコントロールセンタ(480V,400Aのもの3個)、動力変圧器(3330kVA,6900/480Vのもの2個、2000kVA,6900/480Vのもの4個))により構成することにより、共通要因で機能を失うことなく、少なくとも1系統は電力供給機能の維持及び人の接近性の確保を図る設計とする。【72a21】	設定根拠に関する説明書(別添)	
その他発電用原子炉の附属施設 1 非常用電源設備	—	SA	72	72a22 72a23	C	代替所内電気設備による給電	容量 個数	これとは別に設計基準事故対処設備の非常用所内電気設備が機能喪失した場合の重大事故等対処設備として、代替所内電気設備を使用できる設計とする。代替所内電気設備は、緊急用遮断器(6.7号機共用)(以下同じ)(6900V,600Aのもの2個)、緊急用電源切替箱(6900V,600Aのもの1個)、緊急用電源切替箱接続装置(6900V,1200Aのもの2個)、AM用動力変圧器(800kVA,6900/480Vのもの3個)、AM用切替装置(480V,50Aのもの1個、480V,800Aのもの3個)、AM用切替装置(480V,50Aのもの2個)、AM用機能、メタルクラッド開閉装置及びメタルクラッド開閉装置ED、電路、計測制御装置等、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備又は可搬型直流電源設備の電路として使用し電力を供給できる設計とする。【72a22】【72a23】	設定根拠に関する説明書(別添)	
その他発電用原子炉の附属施設 1 非常用電源設備	—	SA	72	72a22 72a23	C	代替所内電気設備による給電	容量 個数	同上	設定根拠に関する説明書(別添)	
その他発電用原子炉の附属施設 1 非常用電源設備	—	SA	72	72a22 72a23	C	代替所内電気設備による給電	容量 個数	同上	設定根拠に関する説明書(別添)	
その他発電用原子炉の附属施設 1 非常用電源設備	—	SA	72	72a22 72a23	C	代替所内電気設備による給電	容量 個数	同上	設定根拠に関する説明書(別添)	
その他発電用原子炉の附属施設 1 非常用電源設備	—	SA	72	72a22 72a23	C	代替所内電気設備による給電	容量 個数	同上	設定根拠に関する説明書(別添)	
その他発電用原子炉の附属施設 1 非常用電源設備	—	SA	72	72a13 72a14 72a16 72a17	C	代替所内電気設備による給電	容量 個数	設計基準事故対処設備の交流電源が喪失(全交流動力電源喪失)した場合に、重大事故等の対応に必要な設備に直流電力を供給する重大事故等対処設備として、所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備を使用できる設計とする。所内蓄電式直流電源設備は、直流125V蓄電池7A、直流125V蓄電池7A-2、AM用直流125V蓄電池、直流125V充電器7A、直流125V充電器7A-2、AM用直流125V充電器、直流125V主母線7A、125V同時投入防止用切替装置、計測制御装置等と構成し、直流125V蓄電池7A、直流125V蓄電池7A-2及びAM用直流125V蓄電池は、全交流動力電源喪失から8時間後に不要な負荷の切り離しを行うこと、全交流動力電源喪失から24時間以内、重大事故等の対応に必要な設備に直流電力を供給する重大事故等対処設備として可搬型直流電源設備を使用できる設計とする。可搬型直流電源設備は、電源車、AM用直流125V充電器、直流125V HPAC MCC、軽軌タンク、タンクローリ(8t)、電路、計測制御装置等と構成し、電源車を代替所内電気設備及びAM用直流125V充電器を経由して直流母線に接続することで電力を供給できる設計とする。【72a13】【72a14】	設定根拠に関する説明書(別添)	
その他発電用原子炉の附属施設 1 非常用電源設備	—	SA	72	72a22 72a23	C	代替所内電気設備による給電	容量 個数	設計基準事故対処設備の非常用所内電気設備が機能喪失した場合の重大事故等対処設備として、代替所内電気設備を使用できる設計とする。代替所内電気設備は、緊急用遮断器(6.7号機共用)(以下同じ)(6900V,600Aのもの2個)、緊急用電源切替箱(6900V,600Aのもの1個)、緊急用電源切替箱接続装置(6900V,1200Aのもの2個)、AM用動力変圧器(800kVA,6900/480Vのもの3個)、AM用切替装置(480V,50Aのもの1個、480V,800Aのもの3個)、AM用切替装置(480V,50Aのもの2個)、AM用機能、メタルクラッド開閉装置及びメタルクラッド開閉装置ED、電路、計測制御装置等、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備又は可搬型直流電源設備の電路として使用し電力を供給できる設計とする。【72a22】【72a23】	設定根拠に関する説明書(別添)	
その他発電用原子炉の附属施設 1 非常用電源設備	—	SA	72	72a22 72a23	E	代替所内電気設備による給電	—	同上	—	
その他発電用原子炉の附属施設 1 非常用電源設備	—	SA	72	72a22 72a23	E	代替所内電気設備による給電	—	同上	—	
その他発電用原子炉の附属施設 1 非常用電源設備	—	SA	72	72a13 72a14 72a16 72a17	C	代替所内電気設備による給電	容量 個数	設計基準事故対処設備の交流電源が喪失(全交流動力電源喪失)した場合に、重大事故等の対応に必要な設備に直流電力を供給する重大事故等対処設備として、所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備を使用できる設計とする。所内蓄電式直流電源設備は、直流125V蓄電池7A、直流125V蓄電池7A-2、AM用直流125V蓄電池、直流125V充電器7A、直流125V充電器7A-2、AM用直流125V充電器、直流125V主母線7A、125V同時投入防止用切替装置、計測制御装置等と構成し、直流125V蓄電池7A、直流125V蓄電池7A-2及びAM用直流125V蓄電池は、全交流動力電源喪失から8時間後に不要な負荷の切り離しを行うこと、全交流動力電源喪失から24時間以内、重大事故等の対応に必要な設備に直流電力を供給する重大事故等対処設備として可搬型直流電源設備を使用できる設計とする。可搬型直流電源設備は、電源車、AM用直流125V充電器、直流125V HPAC MCC、軽軌タンク、タンクローリ(8t)、電路、計測制御装置等と構成し、電源車を代替所内電気設備及びAM用直流125V充電器を経由して直流母線に接続することで電力を供給できる設計とする。【72a13】【72a14】	設定根拠に関する説明書(別添)	



申請対象設備			DB/SA	関連条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー	性能・機能	明確にする必要 がある仕様 (基本設計方針に 記載する項目)	基本設計方針記載内容 (仕様を明確にする必要がある場合は、その仕様も記載する。)	記載資料名	備考
施設	系統	機器名									
その他発電用原子炉の附属施設 1 非常用電源設備	—	号炉間電力融通ケーブル (常設) (6,7号機共用)	SA	72	72条11 72条12	C	号炉間電力融通ケーブルによる給電	容量 個数	設計基準事故対応設備の交流電源が喪失(全交流動力電源喪失)した場合の重大事故等対応設備として、号炉間電力融通ケーブルを使用できる設計とする。号炉間電力融通ケーブルは、号炉間電力融通ケーブル(常設) (6,7号機共用) (6,7号機共用)に設置し、以下同じ。 (6900V, 258.3Aのもの3本)。号炉間電力融通ケーブル(可搬型) (6,7号機共用) (以下同じ。 (6900V, 258.3Aのもの3本)。許容断面積を確保し、号炉間電力融通ケーブル(常設)をあらかじめ敷設し、6号機及び7号機の緊急用電源切替断路器に手動で接続することで、6号機の電源設備からメタルクラッド開閉装置TC及びメタルクラッド開閉装置TDに電力を融通できる設計とする。また、号炉間電力融通ケーブル(常設)が使用できない場合に、予備ケーブルとして号炉間電力融通ケーブル(可搬型)を6号機及び7号機の緊急用電源切替断路器に手動で接続することで、6号機の電源設備からメタルクラッド開閉装置TC及びメタルクラッド開閉装置TDに電力を融通できる設計とする。【72条11】【72条12】	設定仕様に関する 説明書(別添)	
その他発電用原子炉の附属施設 1 非常用電源設備	—	号炉間電力融通ケーブル(可搬型) (6,7号機共用)	SA	72	72条11 72条12	C	号炉間電力融通ケーブルによる給電	容量 個数	同上	設定仕様に関する 説明書(別添)	
その他発電用原子炉の附属施設 1 非常用電源設備	—	AM切替装置 (SRV)	SA	61	61条7	C	可搬型直流電源設備による 減圧	容量 個数	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備のうち、主要気流が安全弁の機能回復のための重大事故等対応設備として、可搬型直流電源設備は、主要気流が安全弁の作動に必要な常設減圧電源系が喪失した場合においても、AM切替装置 (SRV) (125V, 50Aのもの1個)を切り替えることにより、主要気流が安全弁 (8個)の作動に必要な電源を供給できる設計とする。【61条7】	設定仕様に関する 説明書(別添)	
その他発電用原子炉の附属施設 1 非常用電源設備	—	可搬ケーブル (6,7号機共用)	SA	76	76条31	C	電源設備から の給電	容量 個数	5号機原子炉建屋内緊急時対応用可搬型電源設備 (6,7号機共用) (以下同じ。 )は、5号機原子炉建屋内緊急時対応用分電盤 (6,7号機共用, 5号機に設置) (以下同じ。 ) (440V, 225Aのもの1個)、5号機原子炉建屋内緊急時対応用主母線盤 (6,7号機共用, 5号機に設置) (以下同じ。 ) (110V, 225Aのもの1個)、5号機原子炉建屋内緊急時対応用交流110V分電盤1 (6,7号機共用, 5号機に設置) (以下同じ。 ) (110V, 225Aのもの1個)、5号機原子炉建屋内緊急時対応用交流110V分電盤2 (6,7号機共用, 5号機に設置) (以下同じ。 ) (110V, 225Aのもの1個)、5号機原子炉建屋内緊急時対応用交流110V分電盤3 (6,7号機共用, 5号機に設置) (以下同じ。 ) (110V, 225Aのもの1個)、可搬ケーブル (6,7号機共用) (以下同じ。 ) (440V, 290Aのもの)を經由して5号機原子炉建屋内緊急時対応用(対象室)可搬型圧空調機 (号機専用) (以下同じ。 ) (6,7号機共用, 5号機に設置)、5号機原子炉建屋内緊急時対応用(対象室)可搬型外気取入送風機 (6,7号機共用, 5号機に設置)、5号機原子炉建屋内緊急時対応用(対象室)可搬型圧空調機 (以下同じ。 ) (6,7号機共用, 5号機に設置)、衛生電話設備 (常設) (6,7号機共用, 5号機に設置)、統合安全防炎ネットワークを用いた通信連絡設備 (テレビジョンシステム、IP-電話及びTIP-FAX) (6,7号機共用, 5号機に設置)及び安全パラメータ表示システム (SPDS)等へ給電できる設計とする。【76条31】	設定仕様に関する 説明書(別添)	
その他発電用原子炉の附属施設 1 非常用電源設備	—	5号機原子炉建屋内緊急時対応用交流110V分電盤1 (6,7号機共用)	SA	76	76条31	C	電源設備から の給電	容量 個数	同上	設定仕様に関する 説明書(別添)	
その他発電用原子炉の附属施設 1 非常用電源設備	—	5号機原子炉建屋内緊急時対応用交流110V分電盤2 (6,7号機共用)	SA	76	76条31	C	電源設備から の給電	容量 個数	同上	設定仕様に関する 説明書(別添)	
その他発電用原子炉の附属施設 1 非常用電源設備	—	5号機原子炉建屋内緊急時対応用交流110V分電盤3 (6,7号機共用)	SA	76	76条31	C	電源設備から の給電	容量 個数	同上	設定仕様に関する 説明書(別添)	
その他発電用原子炉の附属施設 1 非常用電源設備	—	5号機原子炉建屋内緊急時対応用主母線盤 (6,7号機共用)	SA	76	76条31	C	電源設備から の給電	容量 個数	同上	設定仕様に関する 説明書(別添)	
その他発電用原子炉の附属施設 1 非常用電源設備	—	5号機原子炉建屋内緊急時対応用受電盤 (6,7号機共用)	SA	76	76条31	C	電源設備から の給電	容量 個数	同上	設定仕様に関する 説明書(別添)	
その他発電用原子炉の附属施設 1 非常用電源設備	—	5号機原子炉建屋内緊急時対応用6/7号機電源切替装置 (6,7号機共用)	SA	76	76条34	C	電源設備から の給電	容量 個数	5号機原子炉建屋内緊急時対応用受電盤、5号機原子炉建屋内緊急時対応用主母線盤、5号機原子炉建屋内緊急時対応用交流110V分電盤1、5号機原子炉建屋内緊急時対応用交流110V分電盤2及び5号機原子炉建屋内緊急時対応用交流110V分電盤3の設計とすることにより、起動操作や燃料供給に必要な時間及び要員を最小化することで安全性を向上させることができることになり、6号機及び7号機で使用する設計とする。5号機原子炉建屋内緊急時対応用受電盤、5号機原子炉建屋内緊急時対応用主母線盤、5号機原子炉建屋内緊急時対応用交流110V分電盤1、5号機原子炉建屋内緊急時対応用交流110V分電盤2及び5号機原子炉建屋内緊急時対応用交流110V分電盤3は、共用により悪影響を及ぼさないよう、6号機及び7号機を5号機原子炉建屋内緊急時対応用6/7号機電源切替装置 (6,7号機共用) (480V, 225Aのもの)の遮断器により系統を隔離して使用する設計とする。【76条34】	設定仕様に関する 説明書(別添)	
その他発電用原子炉の附属施設 1 非常用電源設備	—	5号機電力保安通信用電話設備用48V蓄電池 (6,7号機共用)	DB	47	47条11	C	非常用内電源 系又は無停電 電源への接続	容量 個数	送受話器(ベージング)用48V蓄電池 (6,7号機共用, 6号機に設置) (以下同じ。 ) (48V, 2400Ah/組 (10時間率)のもの1組 (1組当たり24個) )及び5号機電力保安通信用電話設備用48V蓄電池 (6,7号機共用, 5号機に設置) (以下同じ。 ) (48V, 1000Ah/組 (10時間率)のもの1組 (1組当たり25個) )は、内蔵電圧が低下できない場合においても、通信連絡設備の動作に必要な電力を給電できる設計とする。【47条11】	設定仕様に関する 説明書(別添)	
その他発電用原子炉の附属施設 1 非常用電源設備	—	送受話器 (ベージング) 用48V蓄電池 (6,7号機共用)	DB	47	47条11	C	非常用内電源 系又は無停電 電源への接続	容量 個数	同上	設定仕様に関する 説明書(別添)	
その他発電用原子炉の附属施設 2 常用电源設備	—	500kV送電線 (東京電力パワーグリッド株式会社新富線幹線及び東京電力パワーグリッド株式会社利用新富線幹線) (1,2,3,4,5,6,7号機共用)	DB	45	45条16	E	保安電源設備 の異常の検知 とその拡大防 止、電線路の 独立性、電線 路の物理的分 離、電源喪失 防止	—	設計基準事故対応設備は、送電可能な回路として500kV送電線 (東京電力パワーグリッド株式会社新富線幹線及び東京電力パワーグリッド株式会社利用新富線幹線) (1,2,3,4,5,6,7号機共用, 1号機に設置) (以下同じ。 )及び受電電線の回路として154kV送電線 (東北電力株式会社荒浜線) 16-1回路 (11,2,3,4,5,6,7号機共用, 1号機に設置) (以下同じ。 )の合計3ルート5回路にて、電力系統に接続する設計とする。【45条16】		
その他発電用原子炉の附属施設 2 常用电源設備	—	154kV送電線 (東北電力株式会社荒浜線) (1,2,3,4,5,6,7号機共用)	DB	45	45条16	E	保安電源設備 の異常の検知 とその拡大防 止、電線路の 独立性、電線 路の物理的分 離、電源喪失 防止	—	同上		
その他発電用原子炉の附属施設 2 常用电源設備	—	碍子	DB	45	45条24	E	十分な支持性 能の確保及び 耐震性の確保	—	開閉所から主幹電線の送電設備は、十分な支持性能を持つ地盤に設置するとともに、耐震性の高い、可塑性のある懸垂碍子並びに重心の低いガス絶縁開閉装置及びガス遮断器を設置する設計とする。【45条24】		
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備	—	漏えい・拡大防止対策、防塵対策 (溶接構造・シール構造、扉、ボンベ閉鎖用)	DB+1	11.52	11.52 52条10 52条21	E	火災の発生防 止、留意事項	—	潤滑油又は燃料油を内包する設備は、溶接構造、シール構造の採用による漏えいの防止及び防爆の対策を講じるとともに、壁等を設置し、漏えいした潤滑油又は燃料油が拡散することを防止する設計とし、潤滑油又は燃料油を内包する設備の火災により発電用原子炉施設の安全機能及び重大事故等に対する機能を損なわないよう、壁等の設置又は隔離による配置を行う設計とする。【11.52】 【52条10】	※1:52条要 含む	
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備	—	可燃性の蒸気対策 (有機溶剤持ち込み管理)	DB+1	11.52	11.52 29 22	E	火災の発生防 止、留意事項	—	水素ガスボンベは、運転に必要な量を考慮し貯蔵する設計とする。また、使用時を除きボンベ弁を閉する運用として保安規定に定めて、管理する。【11.52】 【52条21】		
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備	—	換気対策 (機械換気又は自然換気)	DB+1	11.52	11.52 52条12	E	火災の発生防 止、留意事項	—	火災の発生防止のため、火災区域又は火災区域において有機溶剤を使用する場合は必要量を持ち込まない運用として保安規定に定めて、管理するとともに、可燃性の蒸気が滞留するおそれがある場合は、使用する作業場所において、換気、通風、拡散の措置を行うとともに、壁等の設置及び隔離による換気により蒸留を防止する設計とする。【11.52】 【52条22】	※1:52条要 含む	
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備	—	火災受信機盤	DB+1	11.52	11.52 59 52条49	E	火災感知設 備、消火設 備、留意事項	—	潤滑油又は燃料油を内包する設備を設置する火災区域又は火災区域は、空響機器による機械換気又は自然換気を行う設計とする。【11.52】 【52条22】	※1:52条要 含む	
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備	—	アナログ式熱感知器	DB+1	11.52	11.52 54 52	E	火災感知設 備、消火設 備、留意事項	—	火災感知設備のうち火災受信機盤は中央制御室等に設置し、火災感知設備の作動状態を常監視できる設計とする。また、火災受信機盤は、構成されるアナログ式の受信機により作動した火災感知設備を1つずつ特定できる設計とする。【11.52】 【52条49】	※1:52条要 含む	
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備	—	アナログ式煙感知器	DB+1	11.52	11.52 54 52	E	火災感知設 備、消火設 備、留意事項	—	火災感知設備の火災感知器は、火災区域又は火災区域における放射線、取付高さ、湿度、湿度、空気等の環境条件、予想される火災の性質を考慮し、火災感知器を設置する火災区域又は火災区域の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対応設備の機能に抵触し、火災を早期に感知できるよう、固有の信号を発生するアナログ式の検出部、アナログ式受信機等、又は火災発生時に外部へ又は警報を感知するため発生した時点で感知することができ火災の早期感知に機能が備わったアナログ式の感知器から、異なる種類の火災感知器を組み合わせて設置する設計とする。【11.52】 【52条54】 【52条52】	※1:52条要 含む	
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備	—	非アナログ式炎感知器	DB+1	11.52	11.52 54 52	E	火災感知設 備、消火設 備、留意事項	—	同上	※1:52条要 含む	

申請対象設備			DB/SA	関連条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー	性能・機能	明確にする必要がある仕様 (基本設計方針に 記載する項目)	基本設計方針記載内容 (仕様を明確にする必要がある場合は、その仕様も記載する。)	記載資料名	備考	
施設	系統	機器名										
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備		光電分離型煙感知器	DB*1	11.52	11.56 52.53	E	火災感知設備、消火設備、留意事項	—	なお、基本設計のとおり火災感知器を設置できない箇所は、上記感知器の代わりに環境条件や火災の性質を考慮し、光電分離型煙感知器、煙吸引検出設備、光ファイバケーブル式熱感知器、熱感知カメラ、非アナログ式の携帯型熱感知器、非アナログ式の防護型熱感知器及び非アナログ式の熱感知器も含めた組み合わせで設置する設計とする。【11.56】【52.53】	—	#1:52条要求含む	
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備		煙吸引検出設備	DB*1	11.52	11.56 52.53	E	火災感知設備、消火設備、留意事項	—	同上	—	—	#1:52条要求含む
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備		光ファイバケーブル式熱感知器	DB*1	11.52	11.56 52.53	E	火災感知設備、消火設備、留意事項	—	同上	—	—	#1:52条要求含む
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備		熱感知カメラ	DB*1	11.52	11.56 52.53	E	火災感知設備、消火設備、留意事項	—	同上	—	—	#1:52条要求含む
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備		非アナログ式防護型煙感知器	DB*1	11.52	11.56 52.53	E	火災感知設備、消火設備、留意事項	—	同上	—	—	#1:52条要求含む
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備		非アナログ式熱感知器	DB*1	11.52	11.56 52.53	E	火災感知設備、消火設備、留意事項	—	同上	—	—	#1:52条要求含む
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備		過熱防止対策（保温材）	DB*1	11.52	11.32 52.27	E	火災の発生防止、留意事項	—	大災の発生防止のため、発火源への対策として、設備を金属製の躯体内に収める等、火災発外部に出ない設備を設置するとともに、高温部分を保温材で覆うことによって、可燃性物質との接触防止や潤滑油等可燃物の過熱防止を行う設計とする。【11.32】【52.27】	—	—	#1:52条要求含む
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備		火花対策（金属製の本体への収納）	DB*1	11.52	11.32 52.27	E	火災の発生防止、留意事項	—	同上	—	—	#1:52条要求含む
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備		水素ガス対策	DB*1	11.52	11.18 52.11	E	火災の発生防止、留意事項	—	水素ガスを内包する設備のうち気体廃棄物処理設備及び発電機水素ガス供給設備の配管等は水素ガスの漏えいを考慮した溶接構造とし、管グラウト部から水素ガスの漏えいの可能性がある年は、ペローズ弁等を用いて防漏の対策を行う設計とし、水素ガスを内包する設備の火花により、発電用原子炉施設の安全機能及び重大事故等に対する機能を損なわないよう、配管の設置による配管上の考慮を行う設計とする。【11.18】【52.11】	—	—	#1:52条要求含む
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備		蓄電池室の火災防護対策	DB*1	11.52	11.19 52.13	E	火災の発生防止、留意事項	—	水素ガスを内包する設備である蓄電池、気体廃棄物処理設備、発電機水素ガス供給設備及び水素ガスポンプを設置する火災区域又は火災区画は、送風機及び排風機による機械換気を行い、水素濃度を燃焼限界濃度以下とする設計とする。【11.19】【52.13】	—	—	#1:52条要求含む
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備		水素濃度検出器	DB*1	11.52	11.22 52.25	E	火災の発生防止、留意事項	—	大災の発生防止における水素ガス漏えい検知は、蓄電池室の上部に水素濃度検出器を設置し水素ガスの燃焼限界濃度である4vol%の1/4に達する前の濃度にて中央制御室に警報を発する設計とする。【11.22】【52.25】	—	—	#1:52条要求含む
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備		放射線分解による水素ガスの蓄積防止対策	DB*1	11.52	11.32 52.45	E	火災の発生防止、留意事項	—	大災の発生防止のため、放射線分解により水素ガスが発生する火災区域又は火災区画における、水素ガスの蓄積防止対策として、社団法人火力原子力発電技術協会（JPEC）が定める火災区域又は火災区画に蓄積防止に関するガイドライン（平成27年10月）等に基づき、原子炉の安全性を損なうおそれがある場合には水素ガスの蓄積を防止する設計とする。【11.32】【52.45】	—	—	#1:52条要求含む
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備		過熱・使用防止対策（保護継電器、遮断器）	DB*1	11.52	11.33 52.18	E	火災の発生防止、留意事項	—	大災の発生防止のため、発電用原子炉施設内の電気系統は、保護継電器及び遮断器によって故障回路を早期に遮断し、過電流による過熱及び燃焼を防止する設計とする。【11.33】【52.18】	—	—	#1:52条要求含む
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備		不燃性材料又は難燃性材料による火災の発生防止対策（可燃性材料又は難燃性材料と同等のもの、ステンレス鋼、低合金鋼、炭素鋼等の金属材料又はコンクリート等の不燃性材料、絶縁油を内包しない変圧器・遮断器、燃焼ケーブル、換気設備、燃焼性フィルタ、チャコールフィルタ保管用鋼製容器、保温材、内装材等）	DB*1	11.52	11.35 52.28 11.36 52.32 11.38 52.34 11.39 52.35 11.37 52.29 11.44 52.31 11.45 52.38 11.46 52.39 11.43 52.37 11.40 52.33 11.44 52.30 11.42 52.36	E	火災の発生防止、留意事項	—	大災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設は、不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし、不燃性材料又は難燃性材料が使用できない場合は、不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するもの（以下「代替材料」という。）を使用する設計とし、若しくは、当該機器、系統及び機器の機能を確保するために必要と認められる場合、当該機器、系統及び機器の機能を確保する設計とする。【11.35】【52.28】【52.32】 大災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち、機器、配管、ダクト、トレイ、電線管、盤の筐体及びこれらの支持構造の主要な構造材は、ステンレス鋼、低合金鋼、炭素鋼等の金属材料又はコンクリート等の不燃性材料を使用する設計とする。【11.36】【52.32】 ただし、配管のハット部は、その機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難であるため、金属で覆われた状態に設置し直接火災に晒されることのない設計とする。【11.36】【52.34】 金属に覆われたポンプ及び弁等の駆動部の潤滑油並びに金属に覆われた機器筐体内部に設置する電気配線は、発火した場合でも他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に波及しないことから、不燃性材料又は難燃性材料でない材料を使用する設計とする。【11.39】【52.35】 大災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用する保温材は、原則、平成12年建設省告示140号に定められたもの又は建築基準法で不燃性材料として認められたものを使用する設計とする。【11.37】【52.29】 大災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する建屋の内装材は、建築基準法で不燃性材料として認められたものを使用する設計とする。【11.44】【52.31】 ただし、管理区域外から、原子炉格納容器内の床やダクトに使用する耐火放射線、除染性、防毒性又は耐腐食性のコーディング剤は、不燃性材料であるコンクリート表面に塗布すること、難燃性が認められた材料であること、加熱源に接した場合はその燃焼部分が広がらないこと、原子炉格納容器内を含む建屋内に設置する大災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設は、不燃性又は難燃性の材料を使用し、その周辺における可燃物を管理すること、難燃性材料を使用する設計とする。【11.45】【52.38】 また、中央制御室の床は、防毒性を有するカーペットを使用する設計とする。【11.46】【52.39】 大災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用するケーブルは、実火試験により自己消火性（UL垂直燃焼試験）及び耐火性能（1 E 1 E 1 9 8（光ファイバケーブルの場合は1 E 1 E 1 2 0 2）垂直トレイ燃焼試験）を確証した難燃ケーブルを使用する設計とする。【11.43】【52.37】 ただし、実火試験より耐燃性が確認できない設計ケーブル及び放射線モニタケーブルは、難燃ケーブルと同等以上の性能を有する設計とするが、代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該ケーブルの火災に起因して他の火災防護上重要な機器等、重大事故等対処施設において火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。【11.40】【52.33】 大災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち、換気空調設備のフィルタはチャコールフィルタを除く。「J I S L 1 0 9 1（織物製品の燃焼性試験方法）」又は「J A C A N o. 1 1 A - 2 0 0 3（空気清浄装置用有機物燃焼試験方法指針（公益社団法人日本空気清浄協会）」を満足する難燃性材料を使用する設計とする。【11.41】【52.30】 大災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち、建屋内の変圧器及び遮断器は、可燃性物質である絶縁油を内包していないものを使用する設計とする。【11.42】【52.36】	—	—	#1:52条要求含む
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備		自然現象による火災の発生防止対策（雷害計、接地網、線上傳導体、架空地線）	DB*1	11.52	11.49 52.42	E	火災の発生防止、留意事項	—	落雷によって、発電用原子炉施設内の構築物、系統及び機器に火災が発生しないよう、避雷設備の設置及び接地網の敷設を行う設計とする。【11.49】【52.42】	—	—	#1:52条要求含む
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備		消火設備の破損、誤動作又は誤操作対策	DB*1	11.52	11.105 52.48	E	火災感知設備、消火設備、留意事項	—	なお、消火設備の破損、誤動作又は誤操作に伴う漏水による安全機能及び重大事故等に対する機能への影響については、浸水防護施設の基本設計方針にて確認する。【11.105】【52.48】	—	—	#1:52条要求含む
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備		消火栓（屋外消火栓、屋内消火栓）	DB*1	11.52	11.63 52.85 11.84 52.88	E	火災感知設備、消火設備、留意事項	—	大災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難とならない場合は、消火器、移動式消火設備又は消火栓により消火を行う設計とする。【11.63】【52.85】 屋内、屋外の消火栓は、消火活動に基く最大放水量を確保する設計とする。 大災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画に設置する屋内、屋外の消火栓は、消防法施行令に準拠し、配置する設計とする。【11.64】【52.88】	—	—	#1:52条要求含む
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備		消火器	DB*1	11.52	11.63 52.85	E	火災感知設備、消火設備、留意事項	—	大災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難とならない場合は、消火器、移動式消火設備又は消火栓により消火を行う設計とする。【11.63】【52.85】 移動式消火設備は、指針の消火設備の代替として消火栓より消火を行う設計とする。【11.64】【52.88】	—	—	#1:52条要求含む
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備		移動式消火設備（化学消防自動車、泡消火薬剤用自動車、水槽付消防自動車、消防ポンプ自動車）	DB*1	11.52	11.63 52.85 11.89 52.74	E	火災感知設備、消火設備、留意事項	—	大災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難とならない場合は、消火器、移動式消火設備又は消火栓により消火を行う設計とする。【11.63】【52.85】 移動式消火設備は、指針の消火設備の代替として消火栓より消火を行う設計とする。【11.64】【52.88】 移動式消火設備は、指針の消火設備の代替として消火栓より消火を行う設計とする。【11.64】【52.88】 水槽付消防自動車及び消防ポンプ自動車を備える設計とする。【11.89】【52.74】	—	—	#1:52条要求含む
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備		管理区域から放出火炎の流出防止対策（罐、建屋内排水系、液体廃棄物処理室）	DB*1	11.52	11.63 52.72	E	火災感知設備、消火設備、留意事項	—	管理区域から放出した水は、放射線物質を含むおそれがあることから、管理区域外への流出を防止するとともに、管理区域と非管理区域の境界に堰等を設置するとともに、各フロアの建屋内排水系により液体廃棄物処理室に回収し、処理する設計とする。【11.63】【52.72】	—	—	#1:52条要求含む
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備		蓄電池を内蔵する照明	DB*1	11.52	11.90 52.75	E	火災感知設備、留意事項	—	建屋内の消火栓、消火設備現場盤の設置場所及び設置場所主たる経路には、移動及び消火設備の操作を行うため、消防法で要求される消火活動期間中に燃焼への移動の時間も考慮し、12時間以上の容量の蓄電池を内蔵する照明器具を設置する設計とする。【11.90】【52.75】	—	—	#1:52条要求含む

申請対象設備			DB/SA	関連条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー	性能・機能	明確にする必要がある仕様 (基本設計方針に 記載する項目)	基本設計方針記載内容 (仕様を明確にする必要がある場合は、その仕様も記載する。)	記載資料名	備考
施設	系統	機器名									
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備	—	ケーブル処理室の火災防護対策 (2ヶ所の扉)	DB#1	11.52	11.94 52.84	E	火災感知設備、消火設備、留意事項	—	ケーブル処理室は、消火活動のための箇所の入口を設置する設計とする。【11.94】【52.84】	—	#1:52.84要求含む
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備	—	電気品室の火災防護対策	DB#1	11.52	11.34 52.19	E	火災の発生防止、留意事項	—	電気品室は、電源供給のために使用する設計とする。【11.34】【52.19】	—	#1:52.84要求含む
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備	—	ポンプ室の塵排気対策	DB#1	11.52	11.91 52.81	E	火災感知設備、消火設備、留意事項	—	火災発生時の煙の発生により消火活動が困難となるポンプ室には、消火活動によらなくとも迅速に消火できるように固定式消火設備を設置し、鎮火の確認のために運転員や消防隊員がポンプ室に入る場合には、消火器やホースが利用できること、十分に冷却時間を確保した上で扉の開放、換気空調系及び可変排煙装置により換気する設計とする。【11.91】【52.81】	—	#1:52.84要求含む
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備	—	使用済燃料貯蔵設備及び新燃料貯蔵設備の火災防護対策	DB#1	11.52	11.92 52.82 11.93 52.83	E	火災感知設備、消火設備、留意事項	—	使用済燃料貯蔵設備は、水中に設置されたラックに燃料を貯蔵することで未臨界性が確保される設計とする。【11.92】【52.82】 新燃料貯蔵設備については、消火活動により消火が噴霧され、水分が蒸発気化した状態となっても未臨界性が確保される設計とする。【11.93】【52.83】	—	#1:52.84要求含む
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備	—	放射性廃棄物処理設備及び放射性廃棄物貯蔵設備の火災防護対策	DB#1	11.52	11.27 52.16	E	火災感知設備、消火設備、留意事項	—	放射性廃棄物処理設備及び放射性廃棄物貯蔵設備において、崩壊熱が発生し、火災事象に至るような放射性廃棄物を貯蔵しない設計とする。また、放射性物質を含んだ使用済イオン交換樹脂、チャコールフィルタ等は、固形廃棄物として処理を行うまでの間、金属容器や不燃シートに包んで保管することを保安規定に定めて、管理する。【11.27】【52.16】	—	#1:52.84要求含む
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備	—	凍結防止対策 (不凍式消火栓、保温材料)	DB#1	11.52	11.100 52.93 11.101 52.95	E	火災感知設備、消火設備、留意事項	—	屋外消火設備の配管は、保温材等により配管内部の水が凍結しない設計とする。【11.100】【52.93】 通常外消火栓は、凍結を防止するため、通常はフロア弁を常時閉として消火栓本体の水が排水され、使用時にフロア弁を閉にして放水する設計とする。【11.101】【52.95】	—	#1:52.84要求含む
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備	—	風水害対策 (浸水対策、建屋内配置、屋外仕様、機械式)	DB#1	11.52	11.102 52.96	E	火災感知設備、消火設備、留意事項	—	消火用水供給系の消火設備を構成する電動機駆動消火ポンプ、ディーゼル駆動消火ポンプ、二酸化炭素消火設備、小空間固定式火災設備、SLCポンプ/局所消火設備、電源室・制御室消火設備、ケーブルトレイ消火設備、5号機原子炉建屋内緊急時対策用消火設備及び中央制御室床下フリーアクセスフロア消火設備は、風水害により性能が著しく低下することを防止し、建屋内に設置する設計とする。【11.102】【52.96】	—	#1:52.84要求含む
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備	—	地震変異対策	DB#1	11.52	11.103 52.97 11.104 52.98	E	火災感知設備、留意事項	—	地震時における地震変異対策として、屋外消火設備は、タンクと配管の接合部へのフレキシブル継手を使用する設計や、建屋等の接合部における消火活動の増加による配管の地震変異による配管の曲り変形で吸気を行う設計とする。【11.103】【52.97】 さらに、屋外消火設備が破断した場合でも移動式消火設備を用いた屋内内気圧降下消火活動を可能とする。電圧に給水接続口を設置する設計とする。【11.104】【52.98】	—	#1:52.84要求含む
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備	—	3時間以上の耐火能力を有する耐火壁 (強化石膏ボード、貫通部シール、防火扉、防火ダンパ、天井デッキスラブ)	DB	11	11.6	E	火災の影響軽減、留意事項	—	建屋内のうち、火災の影響軽減の対策が必要な原子炉の高温停止及び低圧停止を達成し、維持するための安全機能を有する構築物、系統及び機器等は放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器を設置する火災区域は、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁とし、3時間耐火力に必要となるコンクリート壁厚である123mm以上の壁厚を有するコンクリート壁や耐火壁又は耐火壁に等価の耐火壁を有するコンクリート壁や耐火壁 (強化石膏ボード、貫通部シール、防火扉、防火ダンパ、天井デッキスラブを含む。)により隣接する他の火災区域と分離するよう設計する。【11.6】	—	#1:52.84要求含む
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備	—	3時間以上の耐火能力を確認した隔壁等 (耐火間仕切り、ケーブルトレイ等耐火ラッピング)	DB	11	11.110	E	火災の影響軽減、留意事項	—	高い耐火能力を確認した隔壁等火災防護対象機器等は、火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を確認した隔壁等で分離する設計とする。【11.110】	—	—
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備	—	中央制御室制御室内の火災防護対策機器等	DB	11	11.111 11.112 11.113 11.114 11.115 11.116 11.117 11.118 11.119	E	火災の影響軽減、留意事項	—	中央制御室制御室内の火災防護対策機器等は、実証試験結果に基づき隣接する火災区域との耐火距離、高感度煙検出設備の設置による早期の火災感知及び影響する運転員による早期の火災感知に加え、火災により中央制御室制御室の1つの区画の安全機能がすべて喪失しても、他の区画の制御室は機能が維持されることを確認することにより、原子炉の高温停止及び低圧停止の達成、維持ができることを確認し、上記(1)a.と同等の火災の影響軽減対策を講じる設計とする。【11.111】 隣接する区画との耐火距離として、中央制御室制御室については、安全系区分ごとに別々の区画で分離する設計とし、1つの制御室内に複数の安全系区分のケーブルや機器を設置しているものは、安全系区分ごとに金属製の仕切りを設置する。ケーブルは、当該ケーブルに火災が発生しても経途せず、また、周囲へ火災の影響を及ぼさない金属外装ケーブル、耐火ビニルケーブル、難燃仕様のETFE電線及び難燃ケーブルを使用し、操作スイッチの個数等により系統分離する設計とする。【11.112】 中央制御室内には、異なる2種類の火災感知器を設置する設計とする。火災発生時には常時動作する検知器による早期の火災活動によって、異なる安全系区分への影響を軽減する設計とする。これに加えて室内へ高感度煙検出設備を設置する設計とする。【11.113】 火災の発生箇所を特定可能な場合も想定し、サーモグラフィカメラの配置によって、火災の発生箇所を特定できる設計とする。【11.114】 中央制御室の火災防護対策機器等は、運転員の操作性及び視認性向上を目的として適切に設置することから、中央制御室床下フリーアクセスフロアに設置する火災防護対策ケーブルは、互いに相連する系列の時間以上の耐火能力を有する隔壁による分離、又は水平距離を6m以上確保することが困難である。このため、中央制御室床下フリーアクセスフロアについては、下記に示す分離対策等を行い、上記(1)a.と同等の火災の影響軽減対策を講じる設計とする。【11.115】 中央制御室床下フリーアクセスフロアに敷設する互いに相連する系列の火災防護ケーブルについては、非安全系ケーブルを含む1時間以上の耐火能力を有する隔壁又は隔壁で分離する設計とする。また、ある区分の火災防護対策ケーブルが敷設されている箇所別に別々のケーブルを敷設する場合は、1時間以上の耐火能力を有する耐火材で覆った電線管又はトレイに敷設する設計とする。【11.116】 中央制御室床下フリーアクセスフロアには、固有の信号を発生する異なる2種類の火災感知器として、遠感知器と熱感知器を組み合わせて設置する設計とする。これらの火災感知器は、アナログ機能も有するものとする。【11.117】 また、火災感知器は、外部電源喪失時においても火災の感知が可能となるように、非常用電源から受電するとともに、火災受信機は中央制御室に設置し、常時動作する設計とする。火災受信機は、作動した火災感知器を1つずつ特定できる機能を有する設計とする。【11.118】 中央制御室床下フリーアクセスフロアは、系統分離の観点から中央制御室からの手動操作により早期の起動が可能で中央制御室床下フリーアクセスフロア消火設備を設置する設計とする。この消火設備は、故障警報及び起動前の警報を中央制御室に発生する設計とする。また、外部電源喪失時においても作動可能となるように、非常用電源から受電する。【11.119】	—	—
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備	—	原子炉格納容器内の火災の影響軽減対策	DB	11	11.120 11.121 11.122 11.123 11.124 11.125 11.126 11.127 11.128 11.129	E	火災の影響軽減、留意事項	—	原子炉格納容器内には、プラント運転中は窒素ガスが封入され、火災の発生は想定されない。窒素ガスが封入されていない期間には原子炉が冷却停止する期間があるが、これが「火災」に等しい期間もあることを踏まえ、上記(1)a.と同等の火災の影響軽減対策を講じる設計とする。【11.120】 また、原子炉格納容器内の特定の可燃物は、冷却期間、可燃物質量等を保安規定に定めて、管理する。【11.121】 a. 原子炉格納容器内の火災防護対策機器等の系統分離は以下のとおり対策を行う設計とする。【11.122】 (a) 火災防護対策機器等は、難燃ケーブルを使用するとともに、耐火性能を確認した電線管又は金属製の閉鎖管の使用により火災の影響軽減対策を行う設計とする。【11.122】 (b) 原子炉格納容器内の火災防護対策機器等は、系統分離の観点から安全系区分1と安全系区分2機器等の水平距離を6m以上確保し、異なる安全系区分間の機器間にある介在物 (ケーブル、電線管) については、金属製の管体で覆ったことで経路対策を行う設計とする。【11.124】 (c) 原子炉格納容器内の火災防護対策ケーブルは、可能な限り距離的分散を図る設計とする。【11.125】 (d) 原子炉圧力容器下部においては、火災防護対策機器である起動機モニタの横装架ケーブルを一部露出して敷設するが、火災の影響軽減の観点から、起動機モニタはケーブルを位置的分散を図って設置する設計とする。【11.126】 b. 火災感知器については、アナログ式の異なる2種類の火災感知器 (遠感知器及び熱感知器) を設置する設計とする。【11.127】 c. 原子炉格納容器内の消火については、運転員及び初期消火要員による消火器又は消火活動を用いた速やかな消火活動により消火ができる設計とする。【11.128】 なお、原子炉格納容器内点検終了後から窒素ガス充填完了までの間で原子炉格納容器内の火災が発生した場合は、火災による経路防止の観点から窒素ガス封入作業の継続による窒息消火を行う。【11.129】	—	—
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備	—	非常用ディーゼル発電機軽油タンク及び燃料移送ポンプの火災の影響軽減対策 (防護板、隔離距離)	DB	11	11.130 11.131 11.132 11.133	E	火災の影響軽減、留意事項	—	非常用ディーゼル発電機軽油タンク及び燃料移送ポンプについては、以下の対策を行い、上記(1)a.と同等の火災の影響軽減対策を講じる設計とする。【11.130】 a. 燃料タンクの非常用ディーゼル発電機軽油タンク及び燃料移送ポンプに間には互いに相連する系列間を水平距離を6m以上確保する設計とする。【11.131】 b. 火災感知器については、固有の信号を発生する異なる2種類の火災感知器を設置する設計とする。【11.132】 c. 消火については、消火器又は移動式消火設備を用いた運転員及び初期消火要員による速やかな初期消火活動を行う設計とする。【11.133】	—	—
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備	—	換気設備に対する火災の影響軽減対策	DB	11	11.134 11.135	E	火災の影響軽減、留意事項	—	火災防護上重要な機器等を設置する火災区域又は火災区域に関連する換気設備には、他の火災区域又は火災区域からの境界となる箇所に3時間耐火性能を有する防火扉を設置する設計とする。【11.134】 換気設備のフィルタは、チャコールフィルタを除き難燃性のものを使用する設計とする。【11.135】	—	—

申請対象設備			DB/SA	関連条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー	性能・機能	明確にする必要がある仕様 (基本設計方針に 記載する項目)	基本設計方針記載内容 (仕様を明確にする必要がある場合は、その仕様も記載する。)	記載資料名	備考
施設	系統	機器名									
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備	—	ケーブル処理室に対する火災の影響軽減対策 (ケーブルトレイ間の隔離距離)	DB	11	11条140	E	火災の影響軽減、留意事項	—	ケーブル処理室の最も分離距離を確保しなければならない並列の動力ケーブルトレイ間は、互いに相連する系列間を水平方向0.3m、垂直方向1.5mの最も隔離距離を確保する設計とする。その他のケーブルトレイ間については1.5mを確保し、ケーブル処理室の火災影響軽減のために必要な分離距離を確保する設計とする。【11条140】	—	—
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備	—	煙に対する火災の影響軽減対策	DB	11	11条136 11条137 11条138	E	火災の影響軽減、留意事項	—	運転員が常駐する中央制御室には、火災発生時の煙を排除するため、建築基準法に準拠した容量の排煙設備を設置する設計とする。【11条136】 火災防護上重要な機器等を設置する火災区域又は火災区域のうち、電気ケーブルや引火性液体が密集する火災区域又は火災区域については、二酸化炭素消火設備、小空間固定式消火設備又は中央制御室床下フリーアクセスフロア消火設備による早期の消火により火災発生時の煙の発生が抑制されることから、煙の排除は不要である。【11条137】 なお、引火性液体が密集する非常用ディーゼル発電機排煙タンクは、屋外に設置されるため、煙が火災に放出されることから、排煙設備を設置しない設計とする。【11条138】	—	—
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備	—	高感度煙検出設備	DB	11	11条111 11条113	E	火災の影響軽減、留意事項	—	中央制御室制御室内の火災防護対象機器等は、実証試験結果に基づく隔離距離等による分散対策、高感度煙検出設備の設置による早期の火災感知及び常駐する運転員による早期の消火活動に加え、火災により中央制御室制御室の1つの正面の安全機能がすべて喪失しても、他の区域の制御室機能及び維持されることを確認することにより、原子炉の高温停止及び高温停止の達成、維持ができることを確認し、上記(1)と同等の火災の影響軽減対策を講じる設計とする。【11条111】	—	—
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備	—	分離板	DB	11	11条116	E	火災の影響軽減、留意事項	—	中央制御室床下フリーアクセスフロアに敷設する互いに相連する系列の火災防護ケーブルについては、非接触ケーブルとすることで時間以上の耐火能力を有する分離板又は壁で分散する設計とする。また、ある区分の火災防護対象ケーブルが敷設されている箇所以外のケーブルを敷設する場合は、1階以上の耐火能力を有する耐火材で覆った電線管又はトレイに敷設する設計とする。【11条116】	—	—
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備	—	サーモグラフィカメラ	DB	11	11条114	E	火災の影響軽減、留意事項	—	火災の発生箇所の特長が困難な場合も想定し、サーモグラフィカメラの機能によって、火災の発生箇所を特定できる設計とする。【11条114】	—	—
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備	—	煙等流入防止装置	DB	11	11条9	E	火災の影響軽減、留意事項	—	火災区域又は火災区域のファンネルは、煙等流入防止装置の設置によって、他の火災区域又は火災区域からの煙の流入を防止する設計とする。【11条9】	—	—
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備	—	火災感知設備、消火設備、排煙設備	DB	11	11条136 11条138	E	火災の影響軽減、留意事項	—	運転員が常駐する中央制御室には、火災発生時の煙を排除するため、建築基準法に準拠した容量の排煙設備を設置する設計とする。【11条136】 なお、引火性液体が密集する非常用ディーゼル発電機排煙タンクは、屋外に設置されるため、煙が火災に放出されることから、排煙設備を設置しない設計とする。【11条138】	—	—
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備	—	油タンクに対する火災の影響軽減対策(排気ファン又はベント管)	DB	11	11条139	E	火災の影響軽減、留意事項	—	火災区域又は火災区域に設置される油タンクは、換気空調設備による排気又はベント管により屋外に排気する設計とする。【11条139】	—	—
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備	—	貯蔵対策(潤滑油又は燃料油の必要貯蔵)	DB+1	11, 52	11条17 52条20	E	火災の影響軽減、留意事項	—	潤滑油又は燃料油を貯蔵する設備は、貯蔵量一定時間の運転に必要な量を貯蔵することを考慮した設計とする。【11条17】【52条20】	—	*1:52条要求含む
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備	—	消火用水の優先供給対策(隔離弁)	DB+1	11, 52	11条75 52条64	E	火災感知設備、消火設備、留意事項	—	消火用水供給系は、飲料水系や水道水系等と共用の場合には、隔離弁を設置し、通常時を閉とすることで消火用水供給系の供給を優先する設計とする。【11条75】【52条64】	—	*1:52条要求含む
その他発電用原子炉の附属施設 5 浸水防護設備	—	7号機地下排水設備	DB	12	12条38	C	容量 揚程 原動力出力 検出範囲	—	また、地下水に対しては、7号機地下排水設備の停止により建屋周囲の水位が周辺の地下水位まで上昇することを想定し、建屋外周部における壁、扉、扉等による浸水防護区域内に付する建屋内への流入を防止するとともに、地震による建屋外周部からの地下水の流入の可能性を安全側に考慮しても、防護すべき設備が浸水機能を有しない設計とする。さらに、耐震性を有する7号機地下排水設備(サブドレンポンプ及び排水配管等)により地下水の水位上昇を抑制し、浸水防護区域内に付する建屋外へ侵襲しない状態を維持する浸水防護設備として、試験又は机上評価にて止水性を確認する設計とする。【12条38】	—	—
その他発電用原子炉の附属施設 5 浸水防護設備	—	保護カバー(蒸気防護カバー)	DB	12	12条29 12条32	D	—	—	防護すべき設備は、浸水に対する保護構造を有しており、浸水影響を受けても要求される機能をなおおそれない設備について、詳細な浸水条件を考慮して要求される浸水影響を有さない場合は、機能を有するおそれない構造、保護カバーによる要求される機能を有するおそれない設計又は浸水影響を発生しないよう、水消火を行わない消火手段(固定式消火設備等)を採用する等により、浸水の影響が発生しない設計とする。【12条29】 また、浸水の影響を有する設備は、浸水の影響を緩和するための対策を実施する。具体的には、防護すべき設備に対し、浸水時の蒸気発生を考慮しても安全機能を有しないことを蒸気発生機により確認した保護カバーにより蒸気影響を緩和する設計とする。【12条32】	—	—
その他発電用原子炉の附属施設 5 浸水防護設備	—	循環水系隔離システム	DB	12	12条36	B	自動隔離時間	—	具体的には、浸水水位及び水位に対して止水性を維持する層、床ドレンパン浸水防止治具の設置及び貫通部止水装置を実施し、浸水の広げを防止する設計とする。循環水系の破損による浸水漏れ防止については、循環水系の破損からの浸水を早期に自動検知し、自動隔離を行うために、循環水系隔離システム(漏れ検知器、浸水漏水室出入口及び検知制御盤)により、隔離信号受信機で浸水漏水室出入口を自動閉止する設計とする。【12条36】	—	—
その他発電用原子炉の附属施設 5 浸水防護設備	—	タービン補機冷却水系隔離システム	DB	12	12条37	B	自動隔離時間	—	タービン補機冷却水系配管の破損による浸水量の低減については、タービン補機冷却水系配管の破損からの浸水を早期に自動検知し、自動隔離を行うために、タービン補機冷却水系隔離システム(漏れ検知器、タービン補機冷却水系ポンプ出入口及び検知制御盤)により、隔離信号受信機でタービン補機冷却水系ポンプ出入口を自動閉止する設計とする。【12条37】	—	—
その他発電用原子炉の附属施設 5 浸水防護設備	—	燃料取扱床ブローアウトパネル	DB	12	12条33	B	設置枚数 開放圧	—	また、主蒸気破断事故時等には、原子炉建屋内外の差圧による燃料取扱床ブローアウトパネル(設置枚数R2、開放圧0.344kPa以下)及び主蒸気トンネル室ブローアウトパネル(設置枚数BOP-R1、70枚、BOP-R2、R3:9枚、開放圧T.88kPa以下)の開放により、浸水防護区内において蒸気影響を軽減する設計とする。【12条33】	—	—
その他発電用原子炉の附属施設 5 浸水防護設備	—	主蒸気トンネル室ブローアウトパネル	DB	12	12条33	B	設置枚数 開放圧	—	同上	—	—
その他発電用原子炉の附属施設 5 浸水防護設備	—	取水槽水位計	DB+1	6, 51	6条42 51条39	B	津波監視機能	計測範囲	津波監視設備のうち取水槽水位計は、7号機の非常用電源設備から給電し、T.H.S.L. -5.0m~+0.0mを測定範囲として、原子炉補機冷却水配管が設置された補機冷却海水取水槽の上層及び下層の水位を中央制御室から監視可能な設計とする。【6条42】【51条39】	—	—
その他発電用原子炉の附属施設 5 浸水防護設備	—	津波監視カメラ(6,7号機共用)	DB+1	6, 51	6条41 51条38	E	津波監視機能	—	津波監視設備のうち津波監視カメラは、7号機の非常用電源設備から給電し、監視機能を有したカメラにより、設置した中央制御室から監視可能な設計とする。【6条41】【51条38】	—	—
その他発電用原子炉の附属施設 9 緊急時対策	—	5号機原子炉建屋内緊急時対策(6,7号機共用)	DB/SA	46, 76	46条1 76条1	E	緊急時対策の 設置、居住性 の確保(対策 本部分)、居住 性の確保(待 機場所)	—	緊急時対策には、原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の機能との影響が懸念される場合に適切な措置をとるため、5号機原子炉建屋内緊急時対策(6,7号機共用、5号機に設置(以下同じ))を中央制御室以外の場所に設置する。なお、5号機原子炉建屋内緊急時対策は、5号機原子炉建屋内緊急時対策(対策本部分・高気密室)(16,7号機共用、5号機に設置(以下同じ))及び5号機原子炉建屋内緊急時対策(待機場所)(16,7号機共用、5号機に設置(以下同じ))から構成され、5号機原子炉建屋付属棟内に設置する設計とする。【46条1】【76条1】	—	—
その他発電用原子炉の附属施設 9 緊急時対策	—	5号機原子炉建屋内緊急時対策(対策本部分・高気密室)(6,7号機共用)	DB/SA	46, 76	46条1 76条1	E	緊急時対策の 設置、居住性 の確保(対策 本部分)	—	同上	—	—
その他発電用原子炉の附属施設 9 緊急時対策	—	5号機原子炉建屋内緊急時対策(待機場所)(6,7号機共用)	DB/SA	46, 76	46条1 76条1	E	緊急時対策の 設置、居住性 の確保(待機 場所)	—	同上	—	—
その他発電用原子炉の附属施設 9 緊急時対策	—	5号機原子炉建屋内緊急時対策(対策本部分) 二酸化炭素吸収装置	SA	76	76条16	B	居住性の確保 (対策本部分)	個数	5号機原子炉建屋内緊急時対策(対策本部分) 二酸化炭素吸収装置(個数2(手備1))は、5号機原子炉建屋内緊急時対策(対策本部分・高気密室)の二酸化炭素を除去することにより、委員の意志を反映する設計とする。【76条16】	—	—
その他発電用原子炉の附属施設 9 緊急時対策	—	5号機原子炉建屋内緊急時対策(対策本部分) 二酸化炭素濃度計(6,7号機共用)	DB/SA	46, 76	46条7 76条22	B	緊急時対策の 設置、居住性 の確保(対策 本部分)、居住 性の確保(待 機場所)	個数	5号機原子炉建屋内緊急時対策には、酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障のない範囲にあることを把握できるように酸素濃度計(個数2(手備1))及び二酸化炭素濃度計(個数2(手備1))を確保する設計とする。【46条7】【76条22】	—	—
その他発電用原子炉の附属施設 9 緊急時対策	—	二酸化炭素濃度計(6,7号機共用)	DB/SA	46, 76	46条7 76条22	B	緊急時対策の 設置、居住性 の確保(対策 本部分)、居住 性の確保(待 機場所)	個数	同上	—	—
その他発電用原子炉の附属施設 9 緊急時対策	—	5号機原子炉建屋内緊急時対策用圧計(6,7号機共用)	SA	76	76条15	B	居住性の確保 (対策本部分) 居住性の確保 (待機場所)	計測範囲	5号機原子炉建屋内緊急時対策用圧計(個数2(手備1))、計測範囲(200Pa)は、5号機原子炉建屋内緊急時対策用圧計として、計測室内と周辺エリアとの差圧を監視できる設計とする。【76条15】	—	—

申請対象設備			DB/SA	関連条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 ブロー	性能・機能	明確にする必要が ある仕様 (基本設計方針に 記載する項目)	基本設計方針記載内容 (仕様を明確にする必要がある場合は、その仕様も記載する。)	記載資料名	備考
施設	系統	機器名									
その他発電用原子炉の附属施設 9 緊急時対策所	—	送受話器（ペー징）（6,7号機共用）	DB	46	46条6	E	緊急時対策所の設置	—	原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合において、当該事故等に対処するため、発電所内の関係要員に指示を行うために必要な所内通信連絡設備及び発電所外関係箇所と専用であつて多様性を備えた通信回線にて通信連絡できる設計とする。【46条6】【47条】	—	計測制御系統施設の兼用
その他発電用原子炉の附属施設 9 緊急時対策所	—	電力保安通信用電話設備（固定電話機、FIS端末及びFAX）（6,7号機共用）	DB	46	46条6	E	緊急時対策所の設置	—	同上	—	計測制御系統施設の兼用
その他発電用原子炉の附属施設 9 緊急時対策所	—	携帯型音声呼出電話設備（携帯型音声呼出電話機）（6,7号機共用）	DB/SA	46,76	46条6 76条27	E	緊急時対策所の設置、通信連絡	—	原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合において、当該事故等に対処するため、発電所内の関係要員に指示を行うために必要な所内通信連絡設備及び発電所外関係箇所と専用であつて多様性を備えた通信回線にて通信連絡できる設計とする。【46条6】【47条】 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）には、重大事故等が発生した場合においても発電所の内外の通信連絡を必要のある場所と通信連絡できる設計とする。なお、5号機原子炉建屋内緊急時対策所に設置又は保管する通信連絡設備は、計測制御系統施設の設備を緊急時対策所の設備として兼用する。【76条27】	—	計測制御系統施設の兼用
その他発電用原子炉の附属施設 9 緊急時対策所	—	衛星電話設備（常設）（6,7号機共用）	DB/SA	46,76	46条6 76条27	E	緊急時対策所の設置、通信連絡	—	同上	—	計測制御系統施設の兼用
その他発電用原子炉の附属施設 9 緊急時対策所	—	衛星電話設備（可搬型）（6,7号機共用）	DB/SA	46,76	46条6 76条27	E	緊急時対策所の設置、通信連絡	—	同上	—	計測制御系統施設の兼用
その他発電用原子炉の附属施設 9 緊急時対策所	—	無線連絡設備（常設）（6,7号機共用）	DB/SA	46,76	46条6 76条27	E	緊急時対策所の設置、通信連絡	—	同上	—	計測制御系統施設の兼用
その他発電用原子炉の附属施設 9 緊急時対策所	—	無線連絡設備（可搬型）（6,7号機共用）	DB/SA	46,76	46条6 76条27	E	緊急時対策所の設置、通信連絡	—	同上	—	計測制御系統施設の兼用
その他発電用原子炉の附属施設 9 緊急時対策所	—	テレビ会議システム（テレビ会議システム（社内向））（6,7号機共用）	DB	46	46条6	E	緊急時対策所の設置	—	原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合において、当該事故等に対処するため、発電所内の関係要員に指示を行うために必要な所内通信連絡設備及び発電所外関係箇所と専用であつて多様性を備えた通信回線にて通信連絡できる設計とする。【46条6】【47条】	—	計測制御系統施設の兼用
その他発電用原子炉の附属施設 9 緊急時対策所	—	専用電話設備（専用電話設備（ホットライン）（地方公共団体他向））（6,7号機共用）	DB	46	46条6	E	緊急時対策所の設置	—	同上	—	計測制御系統施設の兼用
その他発電用原子炉の附属施設 9 緊急時対策所	—	衛星電話設備（社内向）（テレビ会議システム（社内向）及び衛星社内電話機）（6,7号機共用）	DB	46	46条6	E	緊急時対策所の設置	—	同上	—	計測制御系統施設の兼用
その他発電用原子炉の附属施設 9 緊急時対策所	—	総合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP-電話機及びIP-FAX）（6,7号機共用）	DB/SA	46,76	46条6	E	緊急時対策所の設置、通信連絡	—	同上	—	計測制御系統施設の兼用
その他発電用原子炉の附属施設 9 緊急時対策所	—	安全パラメータ表示システム（SPDS）	DB/SA	46,76	46条4 76条26	E	緊急時対策所の設置、必要な情報の把握	—	緊急時対策所の情報収集設備として、事故状態等の必要な情報を把握するために必要なパラメータ等を収集し、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内で表示できるよう、データ伝送装置（6,7号機共用、5号機に設置）（以下同じ。）、緊急時対策支援システム伝送装置（6,7号機共用、5号機に設置）（以下同じ。）及びSPDS表示装置（6,7号機共用、5号機に設置）で構成する安全パラメータ表示システム（SPDS）（7号機設備）（6,7号機共用、5号機に設置）（以下同じ。）を設置する設計とする。なお、安全パラメータ表示システム（SPDS）は、計測制御系統施設の設備を緊急時対策所の設備として兼用する。【46条4】【76条26】	—	計測制御系統施設の兼用
その他発電用原子炉の附属施設 9 緊急時対策所	—	安全パラメータ表示システム（SPDS）（6,7号機共用）	DB/SA	46,76	46条4 76条26	E	緊急時対策所の設置、必要な情報の把握	—	同上	—	計測制御系統施設の兼用
その他発電用原子炉の附属施設 9 緊急時対策所	—	5号機機外緊急連絡用インターフォン（インターフォン）（6,7号機共用）	SA	76	76条27	E	通信連絡	—	5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）には、重大事故等が発生した場合においても発電所の内外の通信連絡を必要のある場所と通信連絡できる設計とする。なお、5号機原子炉建屋内緊急時対策所に設置又は保管する通信連絡設備は、計測制御系統施設の設備を緊急時対策所の設備として兼用する。【76条27】	—	計測制御系統施設の兼用
その他発電用原子炉の附属施設 9 緊急時対策所	—	電力保安通信用回線（有線系）（6,7号機共用）	DB	46	46条6	E	緊急時対策所の設置	—	原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合において、当該事故等に対処するため、発電所内の関係要員に指示を行うために必要な所内通信連絡設備及び発電所外関係箇所と専用であつて多様性を備えた通信回線にて通信連絡できる設計とする。【46条6】【47条】	—	計測制御系統施設の兼用
その他発電用原子炉の附属施設 9 緊急時対策所	—	通信事業者回線（有線系、衛星系回線）（6,7号機共用）	DB	46	46条6	E	緊急時対策所の設置	—	同上	—	計測制御系統施設の兼用

2. 比較表（技術基準要求機器リスト）

施設区分	申請対象設備機器名		明確にする必要がある仕様及び説明書		申請対象設備機器名	明確にする必要がある仕様及び説明書	差異理由
	玄海	東海第二	玄海	東海第二			
施設共通（電巻）	防護壁（防護ネット）	防護ネット	材料 線径 網目寸法 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	材料 線径 網目寸法 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	電巻防護ネット（建屋開口部電巻防護ネット）	材料 線径 網目寸法 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	差異なし。
施設共通（電巻）	電巻防護鋼板	防護鋼板	材料 厚さ 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	材料 厚さ 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	電巻防護鋼板（換気空調系ダクト防護壁） 電巻防護鋼板（原子炉補機冷却海水系配管防護壁） 電巻防護鋼板（非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ防護壁） 電巻防護鋼板（非常用ディーゼル発電設備燃料移送配管防護壁）	材料 厚さ 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	差異なし。
施設共通（電巻）	電巻防護建屋		材料 厚さ 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書				玄海は重大事故等対処設備を電巻防護設計を施した新設建屋内に配備し防護するが、柏崎刈羽7号機は他の重大事故等対処設備に影響を及ぼさない場所に保管（位置的分散）するため対象建屋なし。
施設共通（電巻）	電巻防護扉	扉	材料 厚さ 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	材料 厚さ 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	電巻防護扉	材料 厚さ 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	差異なし。
施設共通（電巻）					電巻防護フード（建屋開口部電巻防護鋼製フード） 電巻防護フード（建屋開口部電巻防護コンクリート製フード）	材料 厚さ 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	設備構成の差異であり、東海第二は防護鋼板で建屋開口部を防護するのに対し、柏崎刈羽7号機は防護フードにより防護するため記載。
施設共通（火山）					非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ防護板 非常用ディーゼル発電設備燃料移送配管防護板	— 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	柏崎刈羽7号機特有の設備であり、非常用ディーゼル発電設備燃料系を屋外に設置しているため、防護板により防護するため記載。
施設共通（外部火災）					非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ防護板	— 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	柏崎刈羽7号機特有の設備であり、非常用ディーゼル発電設備燃料系を屋外に設置しているため、防護板により防護するため記載。
施設共通（アクセスルート）	ホイールローダ	ホイールローダ	台数 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	台数 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	ホイールローダ（6,7号機共用）	台数 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	差異なし。
施設共通（地震）		原子炉建屋地下排水設備		容量 揚程 原動機出力 個数 計測範囲 設定根拠に関する説明書（別添）	7号機地下排水設備 5号機地下排水設備（6,7号機共用）	容量 揚程 原動機出力 個数 検出範囲 設定根拠に関する説明書（別添）	差異なし。
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	使用済燃料ピット監視カメラ	使用済燃料プール監視カメラ	個数 使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	個数 使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	使用済燃料貯蔵プール監視カメラ	個数 使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	差異なし。
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	使用済燃料ピット監視カメラ冷却設備	使用済燃料プール監視カメラ用空冷装置	個数 <sup>(注)</sup> コンプレッサ容量 <sup>(注)</sup> エアオン冷却能力 <sup>(注)</sup> 設定根拠に関する説明書（別添）	個数 容量 設定根拠に関する説明書（別添）	使用済燃料貯蔵プール監視カメラ用空冷装置	個数 容量 設定根拠に関する説明書（別添）	差異なし。
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	シルトフェンス	汚濁防止膜	高さ 幅 個数 設定根拠に関する説明書（別添）	高さ 幅 個数 設定根拠に関する説明書（別添）	汚濁防止膜（6,7号機共用）	高さ 幅 個数 設定根拠に関する説明書（別添）	差異なし。

施設区分	申請対象設備機器名		明確にする必要がある仕様及び説明書		申請対象設備機器名	明確にする必要がある仕様及び説明書	差異理由
	玄海	東海第二	玄海	東海第二	柏崎刈羽		
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	放射性物質吸着材		重量 個数 設定根拠に関する説明書 (別添)		放射性物質吸着材 (6,7号機 共用)	重量 設定根拠に関する説明書 (別添)	東二では自主対策設備として いる。
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	小型船舶 (放射線管理施設、原子炉格納施設と兼用)		個数 設定根拠に関する説明書 (別添)		小型船舶 (汚濁防止機設置 用) (6,7号機共用)	個数 設定根拠に関する説明書 (別添)	東海第二では汚濁防止機 (可搬型)の設置に小型船 船を使用しない。
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設		静的サイフォンブレーカ		— 使用済燃料貯蔵槽の水深の 遮断能力に関する説明書	サイフォンブレイク孔	— 使用済燃料貯蔵槽の水深の 遮断能力に関する説明書	差異なし。
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設					可搬型計測器 可搬型計測器 (6,7号機共 用) (予備)	個数 使用済燃料貯蔵槽の温度、 水位及び漏えいを監視する 装置の構成に関する説明書 並びに計測範囲及び警報動 作範囲に関する説明書	主登録である計測制御系統 施設に記載。
原子炉冷却系統施設	主蒸気安全弁及び逃がし弁		漏えい量 設定根拠に関する説明書				柏崎刈羽7号機は当該設備に 対し、同様の管理値はない ため対象外。
原子炉冷却系統施設	タービンバイパス弁 (3TCV- 500A, B, C, D, E, F, G, H, J, K, L, M)		容量 個数 設定根拠に関する説明書 (別添)				申請対象外。
原子炉冷却系統施設		フィルタ装置		p H 原子炉格納施設的设计条件 に関する説明書	フィルタ装置	p H 原子炉格納施設的设计条件 に関する説明書	差異なし。
原子炉冷却系統施設		遠隔人力操作機構		個数 原子炉格納施設的设计条件 に関する説明書	遠隔手動弁操作設備	個数 原子炉格納施設的设计条件 に関する説明書	差異なし。
原子炉冷却系統施設		耐圧強化バント系		系統設計流量 原子炉格納施設的设计条件 に関する説明書	耐圧強化バント系 (系統設 計流量)	系統設計流量 原子炉格納施設的设计条件 に関する説明書	差異なし。
原子炉冷却系統施設		格納容器逃がし装置		系統設計流量 原子炉格納施設的设计条件 に関する説明書	格納容器圧力逃がし装置 (系統設計流量)	系統設計流量 原子炉格納施設的设计条件 に関する説明書	差異なし。
原子炉冷却系統施設		サブプレッション・チェンバ		容量 個数 原子炉格納施設的设计条件 に関する説明書	原子炉格納容器 (サブプレ ッションチェンバ)	容量 個数 原子炉格納施設的设计条件 に関する説明書	差異なし。
原子炉冷却系統施設					水酸化ナトリウム水溶液 (6,7号機共用)	容量 p H 原子炉格納施設的设计条件 に関する説明書	柏崎刈羽7号機特有の設備で あり、よう兼除去機能に必 要な仕様であるため記載。 (主登録である原子炉格納 施設に記載。)

施設区分	申請対象設備機器名		明確にする必要がある仕様及び説明書		申請対象設備 機器名	明確にする必要がある 仕様及び説明書	差異理由
	玄海	東海第二	玄海	東海第二			
原子炉冷却系統施設					遠隔空駆動弁操作設備	個数 原子炉格納施設的设计条件に関する説明書	柏崎刈羽7号機特有の設備であり、隔離弁の操作に必要な仕様であるため記載。(主登録である原子炉格納施設に記載。)
原子炉冷却系統施設					燃料取扱床ブローアウトパネル	設置枚数 開放差圧 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	柏崎刈羽7号機では、燃料取扱床ブローアウトパネルを技術基準規則61条の設備として原子炉冷却系統施設に位置付けており、原子炉建屋原子炉区域内の圧力及び温度を低下させる機能に必要な仕様であるため記載。(主登録である原子炉格納施設に記載。)
計測制御系統施設		<ul style="list-style-type: none"> <li>フィルタ装置入口水素濃度</li> <li>フィルタ装置水位</li> <li>フィルタ装置圧力</li> <li>フィルタ装置スクラビング水温度</li> <li>残留熱除去系海水系系統流量</li> <li>緊急用海水系流量(残留熱除去系熱交換器)</li> <li>緊急用海水系流量(残留熱除去系補機)</li> <li>常設高圧代替注水系ポンプ吐出圧力</li> <li>常設低圧代替注水系ポンプ吐出圧力</li> <li>代替循環冷却系ポンプ吐出圧力</li> <li>原子炉隔離時冷却系ポンプ吐出圧力</li> <li>高圧炉心スプレイ系ポンプ吐出圧力</li> <li>低圧炉心スプレイ系ポンプ吐出圧力</li> <li>残留熱除去系ポンプ吐出圧力</li> </ul>		計測範囲 個数 計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	フィルタ装置水素濃度 フィルタ装置水位 フィルタ装置入口圧力 フィルタ装置スクラビング水pH フィルタ装置金属フィルタ差圧 原子炉補機冷却水系系統流量 残留熱除去系熱交換器入口冷却水流量 復水移送ポンプ吐出圧力 原子炉圧力容器温度	計測範囲 個数 計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	差異なし。(柏崎刈羽7号機として必要なパラメータを抽出している。)
計測制御系統施設	静的触媒式水素再結合装置 作動温度計測装置(原子炉格納施設に記載。記載内容比較のため転記。)	静的触媒式水素再結合器動作監視装置	検出器の種類 計測範囲	検出器種類 計測範囲 個数	静的触媒式水素再結合器動作監視装置	検出器の種類 計測範囲 個数	他の計測装置類に合わせ、「計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書」で仕様を明記するため。
計測制御系統施設	可搬型計測器	可搬型計測器	個数	個数	可搬型計測器 可搬型計測器(6,7号機共用)(予備)	個数	差異なし。
計測制御系統施設	代替格納容器雰囲気ガスサンプリング圧縮装置		吐出圧力 容量 個数 設定根拠に関する説明書(別添)				柏崎刈羽7号機では格納容器内ガスサンプリングポンプを期待しているため対象設備なし。
計測制御系統施設		格納容器内雰囲気ガスサンプリング装置		圧縮機吐出圧力 圧縮機容量 冷却器容量 窒素ポンプ個数 空調機容量 設定根拠に関する説明書(別添)	格納容器内ガスサンプリングポンプ	個数 吐出圧力 容量 設定根拠に関する説明書(別添)	東海第二とは設備構成による差異であり、東海第二の格納容器内雰囲気ガスサンプリング装置(圧縮機、冷却器、ガスポンプ、空調機)の機能は、柏崎刈羽7号機では格納容器内ガスサンプリングポンプと格納容器内ガス冷却器により果たしている。
計測制御系統施設		格納容器内雰囲気ガスサンプル冷却器	伝熱面積 設定根拠に関する説明書(別添)		格納容器内ガス冷却器	個数 伝熱面積 設定根拠に関する説明書(別添)	東海第二とは設備構成による差異であり、冷却器は東海第二の格納容器内雰囲気ガスサンプリング装置に含まれている。
計測制御系統施設		非常用窒素供給系高圧窒素ガスポンプ		空調機容量 設定根拠に関する説明書(別添)			東海第二特有の設備であり、柏崎刈羽7号機ではガスポンプ用の空調機は設置しないため対象設備なし。
計測制御系統施設		非常用逃がし安全弁駆動系高圧窒素ポンプ		空調機容量 設定根拠に関する説明書(別添)			東海第二特有の設備であり、柏崎刈羽7号機ではガスポンプ用の空調機は設置しないため対象設備なし。



施設区分	申請対象設備機器名		明確にする必要がある仕様及び説明書		申請対象設備 機器名	明確にする必要がある 仕様及び説明書	差異理由
	玄海	東海第二	玄海	東海第二	柏崎刈羽		
計測制御系統施設	格納容器水素濃度計測装置 接続用1.5m、3mフレキシブルホース		最高使用圧力 設定根拠に関する説明書 (別添)				柏崎刈羽7号機では格納容器 内水素濃度の監視を常設の サンプリング装置により行 うため対象設備なし。
計測制御系統施設	代替格納容器雰囲気ガスサ ンプリング圧縮装置接続用 2mフレキシブルホース		最高使用圧力 設定根拠に関する説明書 (別添)				柏崎刈羽7号機では格納容器 内水素濃度の監視を常設の サンプリング装置により行 うため対象設備なし。
計測制御系統施設	酸素濃度計（中央制御室 用）		個数 中央制御室の機能に関する 説明書				柏崎刈羽7号機では「酸素・ 二酸化炭素濃度計（6,7号機 共用）」として、計測制御 系統施設の発電用原子炉の 運転を管理するための制御 装置（要目表）に記載して いるため対象外。
計測制御系統施設	二酸化炭素濃度計（中央制 御室用）		個数 中央制御室の機能に関する 説明書				柏崎刈羽7号機では「酸素・ 二酸化炭素濃度計（6,7号機 共用）」として、計測制御 系統施設の発電用原子炉の 運転を管理するための制御 装置（要目表）に記載して いるため対象外。
計測制御系統施設	中央制御室用可搬型照明		個数 中央制御室の機能に関する 説明書				柏崎刈羽7号機では「可搬型 蓄電池内蔵型照明」として 、計測制御系統施設の発 電用原子炉の運転を管理す るための制御装置（要目 表）に記載しているため対 象外。
計測制御系統施設	(1)原子炉非常停止信号 ・出力領域中性子束高 （高設定、低設定） ・過大温度ΔT高 ・過出力ΔT高 ・原子炉出力高 ・原子炉出力低 ・1次冷却材流量低 ・1次冷却材ポンプ電源電 圧低 ・蒸気発生器水位低 ・タービントリップ (2)非常用炉心冷却設備作動 信号 ・原子炉圧力低 ・主蒸気ライン圧力低 ・原子炉格納容器圧力高 (3)主蒸気ライン離隔信号 ・主蒸気ライン圧力低 (4)原子炉格納容器スプレイ 作動信号 ・原子炉格納容器圧力異常 高		応答時間 発電用原子炉の運転を管理 するための制御装置に係る 制御方法に関する説明書				柏崎刈羽7号機では、既設の 安全保護系について変更が ないため対象外。
計測制御系統施設	制御棒駆動装置冷却ユニ ット（原子炉冷却系統施設と 兼用）		容量 <sup>(注)</sup> 設定根拠に関する説明書 (別添)				柏崎刈羽7号機には対象設備 なし。
計測制御系統施設					自動減圧系の起動阻止ス イッチ	個数 発電用原子炉の運転を管理 するための制御装置に係る 制御方法に関する説明書	申請方針の差異であり、設 置許可本文で個数について 記載をしているため記載。
放射性廃棄物の廃棄施設		格納容器床ドレンサン プ導入管		高さ 原子炉格納施設的设计条件 に関する説明書			東海第二特有の設備であり、 柏崎刈羽7号機では有効 性評価上不要な設備である ため対象設備なし。
放射線管理施設	可搬型気象観測設備	可搬型気象観測設備	個数 環境測定装置の構造図（可 搬型気象観測設備）	個数 環境測定装置の取付箇所を 明示した図面 可搬型気象 観測設備	可搬型気象観測装置（6,7号 機共用）	個数 環境測定装置の取付箇所を 明示した図面（ <b>表の1</b> ）	差異なし。

施設区分	申請対象設備機器名		明確にする必要がある仕様及び説明書		申請対象設備機器名	明確にする必要がある仕様及び説明書	差異理由
	玄海	東海第二	玄海	東海第二	柏崎刈羽		
放射線管理施設	小型船舶（核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設に記載。比較のため転記。）	小型船舶	個数	個数	小型船舶（海上モニタリング用）（6,7号機共用）	個数	設備構成は差異なし。個数については個別の説明書に記載していないため、玄海同様に「設定根拠に関する説明書（別添）」において個数を記載している。（玄海は核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設に記載しているが、柏崎刈羽7号機は放射線管理施設として整理。）
放射線管理施設	可搬式ダストサンプラ	可搬型ダスト・よう素サンプラ	個数	個数	可搬型ダスト・よう素サンプラ（6,7号機共用）	個数	差異なし。
放射線管理施設	使用済燃料ピット周辺線量率可搬型記録計（3,4号機共用）		個数				玄海はSA時に使用済燃料貯蔵槽の上部空間線量率を監視する設備として、左記の可搬型設備を配備することとしているが、柏崎刈羽7号機は常設設備の使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ（高レンジ・低レンジ）及びその関連機器によりその機能を果たしているため、可搬型設備を有していない。
放射線管理施設	使用済燃料ピット周辺線量率（低レンジ）用変換器（3,4号機共用、4号機に保管）		個数				玄海はSA時に使用済燃料貯蔵槽の上部空間線量率を監視する設備として、左記の可搬型設備を配備することとしているが、柏崎刈羽7号機は常設設備の使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ（高レンジ・低レンジ）及びその関連機器によりその機能を果たしているため、可搬型設備を有していない。
放射線管理施設	使用済燃料ピット周辺線量率（中間レンジ）用可搬型RMS計測装置（3,4号機共用、4号機に保管）		個数				玄海はSA時に使用済燃料貯蔵槽の上部空間線量率を監視する設備として、左記の可搬型設備を配備することとしているが、柏崎刈羽7号機は常設設備の使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ（高レンジ・低レンジ）及びその関連機器によりその機能を果たしているため、可搬型設備を有していない。
放射線管理施設	使用済燃料ピット周辺線量率（高レンジ）用可搬型RMS計測装置（3,4号機共用、4号機に保管）		個数				玄海はSA時に使用済燃料貯蔵槽の上部空間線量率を監視する設備として、左記の可搬型設備を配備することとしているが、柏崎刈羽7号機は常設設備の使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ（高レンジ・低レンジ）及びその関連機器によりその機能を果たしているため、可搬型設備を有していない。
放射線管理施設		中央制御室待避室差圧計	個数計測範囲				柏崎刈羽7号機では「中央制御室用差圧計（6,7号機共用）」として、計測制御系統施設の発電用原子炉の運転を管理するための制御装置（要目表）に記載している。
放射線管理施設		緊急対策用差圧計（東海、東海第二発電所共用）	個数計測範囲				柏崎刈羽7号機では、緊急時対策用の「5号機原子炉建屋内緊急時対策用差圧計（6,7号機共用）」として整理している。
放射線管理施設		第二弁操作室差圧計	個数計測範囲				東海第二特有の設備であり、柏崎刈羽7号機では該当の部屋が存在していない。
放射線管理施設		第二弁操作室遮蔽	材料厚さ				柏崎刈羽7号機では、原子炉格納施設の「遠隔手動弁操作設備遮蔽」として記載。
原子炉格納施設	静的触媒式水素再結合装置		検出器の種類計測範囲				柏崎刈羽7号機は計測制御系統施設に記載。
原子炉格納施設	イグナイタ作動温度計測装置		原子炉格納施設の水素濃度低減性能に関する説明書				柏崎刈羽7号機は水素濃度制御設備としては静的触媒式水素再結合器のみを期待しているため対象設備なし。

施設区分	申請対象設備機器名		明確にする必要がある仕様及び説明書		申請対象設備機器名	明確にする必要がある仕様及び説明書	差異理由
	玄海	東海第二	玄海	東海第二	柏崎刈羽		
原子炉格納施設		泡混合器		個数 設定根拠に関する説明書(別添)	泡原液混合装置(6,7号機共用)	個数 設定根拠に関する説明書(別添)	差異なし。
原子炉格納施設	泡消火薬剤(移動式大容量ポンプ車)	泡消火薬剤容器(大型ポンプ用)	容量(泡消火剤) 設定根拠に関する説明書(別添)	容量 個数 設定根拠に関する説明書(別添)	泡消火薬剤(6,7号機共用)	容量 設定根拠に関する説明書(別添)	柏崎刈羽7号機は玄海と同じ。東二は泡消火薬剤容器を申請対象としており、その個数を「明確にする必要がある仕様」と整理している。
原子炉格納施設	格納容器再循環ユニット(原子炉冷却系統施設と兼用)		漏えい量 設定根拠に関する説明書				柏崎刈羽7号機では、漏えい位置を特定できない原子炉格納容器内への漏えいに対して有効性評価上期待していないため対象設備なし。
原子炉格納施設		サブプレッション・チェンバ		容量 個数 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	原子炉格納容器(サブプレッションチェンバ)	容量 個数 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	差異なし。
原子炉格納施設		コリウムシールド		高さ 厚さ 材料 個数 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	コリウムシールド	高さ 厚さ 材料 個数 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	差異なし。
原子炉格納施設		格納容器床ドレンサンプ導入管		高さ 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書			東海第二特有の設備であり、柏崎刈羽7号機では有効性評価上不要な設備であるため対象設備なし。
原子炉格納施設		格納容器機器ドレンサンプ導入管		高さ 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書			東海第二特有の設備であり、柏崎刈羽7号機では有効性評価上不要な設備であるため対象設備なし。
原子炉格納施設		格納容器床ドレンサンプスリット		高さ 幅 厚さ 材料 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書			東海第二特有の設備であり、東海第二において設置している格納容器床ドレンサンプ導入管の下流側の設備であること及び同導入管が柏崎刈羽7号機では有効性評価上不要であることから、柏崎刈羽7号機では格納容器床ドレンサンプスリットを設置する必要なし。
原子炉格納施設		格納容器機器ドレンサンプスリット		高さ 幅 厚さ 材料 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書			東海第二特有の設備であり、東海第二において設置している格納容器機器ドレンサンプ導入管の下流側の設備であること及び同導入管が柏崎刈羽7号機では有効性評価上不要であることから、柏崎刈羽7号機では格納容器機器ドレンサンプスリットを設置する必要無し。)。
原子炉格納施設	原子炉建屋外側ブローアウトパネル		設置枚数 開放差圧 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書		燃料取扱床ブローアウトパネル	— —	差異なし。(明確にする仕様の要求があるのは兼用先である原子炉冷却系統施設、浸水防護施設であり、原子炉格納施設としては明確にするべき仕様の要求はない。)
原子炉格納施設		ブローアウトパネル閉止装置		個数 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	燃料取扱床ブローアウトパネル閉止装置	個数 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	差異なし。
原子炉格納施設		格納容器圧力逃がし装置		系統設計流量 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	格納容器圧力逃がし装置(系統設計流量)	系統設計流量 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	差異なし。

施設区分	申請対象設備機器名		明確にする必要がある仕様及び説明書		申請対象設備機器名	明確にする必要がある仕様及び説明書	差異理由
	玄海	東海第二	玄海	東海第二	柏崎刈羽		
原子炉格納施設		フィルタ装置		pH 原子炉格納施設的设计条件に関する説明書	フィルタ装置	pH 原子炉格納施設的设计条件に関する説明書	差異なし。
原子炉格納施設		移送ポンプ		容量揚程 個数 原子炉格納施設的设计条件に関する説明書			柏崎刈羽7号機は「ドレン移送ポンプ」として要目表に記載。
原子炉格納施設		遠隔人力操作機構		個数 原子炉格納施設的设计条件に関する説明書	遠隔手動弁操作設備	個数 原子炉格納施設的设计条件に関する説明書	差異なし。
原子炉格納施設	シルトフェンス（核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設に記載。記載内容比較のため転記。）	汚濁防止膜（可搬型）	高さ幅 個数 設定根拠に関する説明書（別添）	高さ幅 個数 設定根拠に関する説明書（別添）	汚濁防止膜（6,7号機共用）	高さ幅 個数 設定根拠に関する説明書（別添）	差異なし。
原子炉格納施設					小型船舶（汚濁防止膜設置用）（6,7号機共用）	個数 設定根拠に関する説明書（別添）	柏崎刈羽7号機特有の設備であり、海洋への放射性物質の拡散抑制に必要な機器であるため記載。
原子炉格納施設					放射性物質吸着材（6,7号機共用）	重量 設定根拠に関する説明書（別添）	柏崎刈羽7号機特有の設備であり、海洋への放射性物質の拡散抑制に必要な機器であるため記載。
原子炉格納施設		第二弁操作室遮蔽（放射線管理施設に記載。記載内容比較のため転記。）		材料厚さ 原子炉格納施設的设计条件に関する説明書	遠隔手動弁操作設備遮蔽	材料厚さ 原子炉格納施設的设计条件に関する説明書	差異なし。（東海第二は、放射線管理施設の「第二弁操作室遮蔽」として記載しているが、柏崎刈羽7号機は原子炉格納施設に記載。）
原子炉格納施設					遠隔空気駆動弁操作設備	個数 原子炉格納施設的设计条件に関する説明書	柏崎刈羽7号機特有の設備であり、格納容器圧力逃がし装置及び耐圧強化ベント系使用時、空気駆動弁の駆動源が喪失した場合に必要な機器であるため記載。
原子炉格納施設					水酸化ナトリウム水溶液（6,7号機共用）	容量 pH 原子炉格納施設的设计条件に関する説明書	柏崎刈羽7号機特有の設備であり、よう素除去機能に必要な仕様であるため記載。
原子炉格納施設					主蒸気系トンネル室ブローアウトパネル	設置枚数 開放差圧 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	柏崎刈羽7号機特有の設備であり、運転員の誤ばくを低減するため及び溢水による損傷防止のために必要な機器であるため記載。
原子炉格納施設					耐圧強化ベント系（系統設計流量）	系統設計流量 原子炉格納施設的设计条件に関する説明書	柏崎刈羽7号機特有の設備であり、原子炉格納容器内の水素ガス及び酸素ガスの排出のために必要な機器であるため記載。

施設区分	申請対象設備機器名		明確にする必要がある仕様及び説明書		申請対象設備機器名	明確にする必要がある仕様及び説明書	差異理由		
	玄海	東海第二	玄海	東海第二	柏崎刈羽				
非常用電源設備	メタルクラッド開閉装置	メタルクラッド開閉装置	電圧 電流 母線数	電圧 電流 母線数	メタルクラッド開閉装置 (C, D系)	容量 個数	給電機能に対して、容量及び個数を仕様要求と整理し、先行電力と同様に、容量及び個数について「設定根拠に関する説明書(別添)」にて説明しているため、記載の適正化を行った。		
			設定根拠に関する説明書 (別添)	設定根拠に関する説明書 (別添)		設定根拠に関する説明書 (別添)			
								—	工事計画の申請範囲の差異であり、柏崎刈羽7号機は、技術基準規則第45条第3項第1号に係る内容を、本工事計画にて申請する。
							メタルクラッド開閉装置 (C, D系)	非常用発電装置の出力の決定に関する説明書	
							メタルクラッド開閉装置 (E系)	容量 個数	給電機能に対して、容量及び個数を仕様要求と整理し、先行電力と同様に、容量及び個数について「設定根拠に関する説明書(別添)」にて説明しているため、記載の適正化を行った。
							メタルクラッド開閉装置 (E系)	設定根拠に関する説明書 (別添)	
						—	工事計画の申請範囲の差異であり、柏崎刈羽7号機は、技術基準規則第45条第3項第1号に係る内容を、本工事計画にて申請する。		
					非常用発電装置の出力の決定に関する説明書				
非常用電源設備		メタルクラッド開閉装置H P C S		電圧 電流 母線数			東海第二特有の設備であり、柏崎刈羽7号機では、HPCS専用の電源系統は無く、安全区分3系統にて電源構成しているため対象設備なし。		
				設定根拠に関する説明書 (別添)					
非常用電源設備	パワーセンタ	パワーセンタ	電圧 電流 母線数	電圧 電流 母線数	パワーセンタ	容量 個数	給電機能に対して、容量及び個数を仕様要求と整理し、先行電力と同様に、容量及び個数について「設定根拠に関する説明書(別添)」にて説明しているため、記載の適正化を行った。		
			設定根拠に関する説明書 (別添)	設定根拠に関する説明書 (別添)		設定根拠に関する説明書 (別添)			
								—	工事計画の申請範囲の差異であり、柏崎刈羽7号機は、技術基準規則第45条第3項第1号に係る内容を、本工事計画にて申請する。
							パワーセンタ	非常用発電装置の出力の決定に関する説明書	
非常用電源設備	コントロールセンタ	モータコントロールセンタ	電圧 電流 母線数	電圧 電流 母線数	モータコントロールセンタ	容量 個数	給電機能に対して、容量及び個数を仕様要求と整理し、先行電力と同様に、容量及び個数について「設定根拠に関する説明書(別添)」にて説明しているため、記載の適正化を行った。		
			設定根拠に関する説明書 (別添)	設定根拠に関する説明書 (別添)		設定根拠に関する説明書 (別添)			
								—	工事計画の申請範囲の差異であり、柏崎刈羽7号機は、技術基準規則第45条第3項第1号に係る内容を、本工事計画にて申請する。
							モータコントロールセンタ	非常用発電装置の出力の決定に関する説明書	
非常用電源設備		モータコントロールセンタ H P C S		電圧 電流 母線数			東海第二特有の設備であり、柏崎刈羽7号機では、HPCS専用の電源系統は無く、安全区分3系統にて電源構成しているため対象設備なし。		
				設定根拠に関する説明書 (別添)					
非常用電源設備	動力変圧器	動力変圧器	電圧 容量 台数	電圧 容量 個数	動力変圧器	容量 個数	給電機能に対して、容量及び個数を仕様要求と整理し、先行電力と同様に、容量及び個数について「設定根拠に関する説明書(別添)」にて説明しているため、記載の適正化を行った。		
			設定根拠に関する説明書 (別添)	設定根拠に関する説明書 (別添)		設定根拠に関する説明書 (別添)			

施設区分	申請対象設備機器名		明確にする必要がある仕様及び説明書		申請対象設備 機器名	明確にする必要がある 仕様及び説明書	差異理由	
	玄海	東海第二	玄海	東海第二				柏崎刈羽
非常用電源設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急用断路器</li> <li>・緊急用メタルクラッド開閉装置</li> <li>・緊急用パワーセンタ</li> <li>・緊急用モータコントロールセンタ</li> <li>・緊急用直流125V主母線盤</li> <li>・緊急用直流125Vモータコントロールセンタ</li> <li>・緊急用直流125V計装分電盤</li> <li>・緊急用無停電計装分電盤</li> <li>・可搬型代替低圧電源接続統盤</li> <li>・可搬型代替直流電源設備用電源切替盤</li> <li>・緊急時対策用メタルクラッド開閉装置（東海、東海第二発電所共用）</li> <li>・緊急時対策用パワーセンタ（東海、東海第二発電所共用）</li> <li>・緊急時対策用モータコントロールセンタ（東海、東海第二発電所共用）</li> <li>・緊急時対策用100V分電盤（東海、東海第二発電所共用）</li> <li>・緊急時対策用直流125V主母線盤（東海、東海第二発電所共用）</li> <li>・緊急時対策用直流125V分電盤（東海、東海第二発電所共用）</li> <li>・直流125V主母線盤</li> <li>・直流125Vモータコントロールセンタ</li> <li>・非常用無停電計装分電盤（3、4号機共用）</li> <li>・直流±24V中性子モニタ用分電盤</li> <li>・直流125V主母線盤HPCS</li> <li>・緊急用直流125V充電器</li> <li>・緊急用電源切替盤</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重大事故等対処用変圧器受電盤</li> <li>・重大事故等対処用変圧器盤</li> <li>・常設電動注入ポンプ電源切替盤</li> <li>・重大事故等対処用分電盤</li> <li>・計装用電源切替盤</li> <li>・重大事故等対処用直流コントロールセンタ</li> <li>・代替電源接続統盤1</li> <li>・代替電源接続統盤2（3、4号機共用）</li> <li>・発電機受電盤（3、4号機共用）</li> <li>・通信・照明分電盤（100V）（3、4号機共用）</li> <li>・PC・コンセント分電盤（100V）（3、4号機共用）</li> <li>・動力分電盤（200V）（3、4号機共用）</li> </ul>	電圧 電流 個数	電圧 電流 個数	緊急用断路器（6、7号機共用） AM用MCC（7B-1A, 7B-1B, 7B-1C） AM用MCC（7B-1D） 緊急用電源切替箱接続統盤 緊急用電源切替箱断路器 AM用切替盤 直流125V充電器（7A） 直流125V充電器（7A-2） 直流125V充電器（7B） 直流125V充電器（7C, 7D） 直流125V主母線盤（7A） 直流125V主母線盤（7B） 直流125V主母線盤（7C, 7D） 直流125V HPAC MCC 125V同時投入防止用切替盤 AM用切替装置（SRV） 5号機原子炉建屋内緊急時対策用交流110V分電盤1（6、7号機共用） 5号機原子炉建屋内緊急時対策用交流110V分電盤2（6、7号機共用） 5号機原子炉建屋内緊急時対策用交流110V分電盤3（6、7号機共用） 5号機原子炉建屋内緊急時対策用受電盤（6、7号機共用） 5号機原子炉建屋内緊急時対策用6/7号機電源切替盤（6、7号機共用）	容量 個数	設定根拠に関する説明書（別添）	柏崎刈羽7号機として必要な電源盤類を抽出している。仕様については、給電機能に対して、容量（電流又は電力）及び個数を仕様要求と整理し、先行電力と同様にて、容量及び個数について「設定根拠に関する説明書（別添）」にて説明しているため、記載の適正化を行った。
			電圧 容量 個数	電圧 容量 個数	AM用動力変圧器 5号機原子炉建屋内緊急時対策用主母線盤（6、7号機共用）	容量 個数	設定根拠に関する説明書（別添）	柏崎刈羽7号機として必要な電源盤類を抽出している。仕様については、給電機能に対して、容量（電流又は電力）及び個数を仕様要求と整理し、先行電力と同様にて、容量及び個数について「設定根拠に関する説明書（別添）」にて説明しているため、記載の適正化を行った。
			電圧 容量 個数	電圧 容量 個数	設定根拠に関する説明書（別添）	容量 個数	設定根拠に関する説明書（別添）	東海第二特有の設備であり、柏崎刈羽7号機では、HPCS専用の電源系統は無く、安全区分3系統にて電源構成しているため対象設備なし。
			電圧 容量 個数	電圧 容量 個数	設定根拠に関する説明書（別添）	容量 個数	設定根拠に関する説明書（別添）	東海第二特有の設備であり、外部電源が期待できない場合に通信連絡設備の動作に必要な電源を給電するために必要な設備であるため記載。
非常用電源設備					5号機電力保安通信用電話設備用48V蓄電池（6、7号機共用） 送受話器（ベージング）用48V蓄電池（6、7号機共用）	容量 個数	設定根拠に関する説明書（別添）	柏崎刈羽7号機特有の設備であり、外部電源が期待できない場合に通信連絡設備の動作に必要な電源を給電するために必要な設備であるため記載。
非常用電源設備					可搬ケーブル（6、7号機共用）	容量 個数	設定根拠に関する説明書（別添）	柏崎刈羽7号機特有の設備であり、5号機原子炉建屋内緊急時対策用可搬型電源設備からの給電に必要な設備であるため記載。
非常用電源設備	タンクローリ（3、4号機共用）		容量 台数	設定根拠に関する説明書（別添）		容量 個数	設定根拠に関する説明書（別添）	柏崎刈羽7号機は、要目表に記載しないタンクローリはない。
非常用電源設備	号炉間電力融通回路（3、4号機共用）		電圧 電流 個数	設定根拠に関する説明書（別添）	号炉間電力融通ケーブル（常設）（6、7号機共用）	容量 個数	設定根拠に関する説明書（別添）	給電機能に対して、容量及び個数を仕様要求と整理し、先行電力と同様にて、容量及び個数について「設定根拠に関する説明書（別添）」にて説明しているため、記載の適正化を行った。
非常用電源設備	予備ケーブル（号炉間電力融通用）（3、4号機共用）		電圧 電流 本数	設定根拠に関する説明書（別添）	号炉間電力融通ケーブル（可搬型）（6、7号機共用）	容量 個数	設定根拠に関する説明書（別添）	給電機能に対して、容量及び個数を仕様要求と整理し、先行電力と同様にて、容量及び個数について「設定根拠に関する説明書（別添）」にて説明しているため、記載の適正化を行った。
浸水防護施設	耐震型海水ピット水位計（監視含む）	取水ピット水位計	計測範囲	個数 計測範囲	取水槽水位計	計測範囲	計測範囲	柏崎刈羽7号機では、個数は技術基準規則の要求に含まれないものと整理。
			発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	環境測定装置の取付箇所を明示した図面 津波監視設備 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	取水槽水位計	計測範囲	発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	柏崎刈羽7号機では、個数は技術基準規則の要求に含まれないものと整理。

施設区分	申請対象設備機器名		明確にする必要がある仕様及び説明書		申請対象設備機器名	明確にする必要がある仕様及び説明書	差異理由
	玄海	東海第二	玄海	東海第二	柏崎刈羽		
浸水防護施設		潮位計		個数 計測範囲 環境測定装置の取付箇所を明示した図面 津波監視設備 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷防止に関する説明書			津波監視設備の差異であり、柏崎刈羽7号機では対象設備なし。
浸水防護施設		循環水系隔離システム（検知器前調整及び検知監視盤）		自動隔離時間 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書		自動隔離時間 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書	差異なし。
浸水防護施設		循環水系隔離システム（漏えい検知器）		自動隔離時間 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書	循環水系隔離システム		
浸水防護施設		循環水系隔離システム（循環水ポンプ出口弁及び復水器水至出入口弁）		自動隔離時間 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書			
浸水防護施設		可撓継手（循環水管伸縮継手）		継手部とのすき間 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書			設備構成の差異であり、柏崎刈羽7号機では対象設備なし。
浸水防護施設	温度検知器（自動検知・遠隔隔離システム）	自動検知・遠隔隔離システム（温度検出器）	蒸気遮断弁自動隔離時間 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書	蒸気遮断弁自動隔離時間 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書			設備構成の差異であり、柏崎刈羽7号機では対象設備なし。
浸水防護施設	蒸気遮断弁（自動検知・遠隔隔離システム）	自動検知・遠隔隔離システム（蒸気遮断弁）	蒸気遮断弁自動隔離時間 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書	蒸気遮断弁自動隔離時間 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書			設備構成の差異であり、柏崎刈羽7号機では対象設備なし。
浸水防護施設	検知制御盤・検知監視盤（自動検知・遠隔隔離システム）	自動検知・遠隔隔離システム（検知制御盤・監視盤）	蒸気遮断弁自動隔離時間 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書	蒸気遮断弁自動隔離時間 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書			設備構成の差異であり、柏崎刈羽7号機では対象設備なし。
浸水防護施設	防護カバー	防護カバー	配管とのすき間 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書	配管とのすき間 設定根拠に関する説明書（別添）			設備構成の差異であり、柏崎刈羽7号機では対象設備なし。
浸水防護施設		原子炉建屋原子炉棟止水板 6-1		高さ 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書			設備構成の差異であり、柏崎刈羽7号機では対象設備なし。
浸水防護施設		原子炉建屋原子炉棟止水板 6-2		高さ 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書			設備構成の差異であり、柏崎刈羽7号機では対象設備なし。
浸水防護施設		原子炉建屋外側ブローアウトパネル		設置枚数 開放差圧 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	燃料取替床ブローアウトパネル	設置枚数 開放差圧 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	差異なし。

施設区分	申請対象設備機器名		明確にする必要がある仕様及び説明書		申請対象設備機器名	明確にする必要がある仕様及び説明書	差異理由
	玄海	東海第二	玄海	東海第二	柏崎刈羽		
浸水防護施設					保護カバー(蒸気防護カバー)	— 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書	柏崎刈羽7号機特有の設備であり、タービン建屋に設置する計器を防護するために設置。
浸水防護施設					タービン補機冷却海水系隔離システム	自動隔離時間 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書	柏崎刈羽7号機特有の設備であり溢水量低減のため設置。
浸水防護施設					7号機地下水排水設備	容量 揚程 原動機出力 個数 検出範囲 設定根拠に関する説明書(別添)	柏崎刈羽7号機では、7号機地下水排水設備を技術基準規則12条の設備として浸水防護施設に位置付けており、地下水の水位上昇を抑制する機能に必要な仕様であるため記載。
浸水防護施設					主蒸気系トネル室ブローアウトパネル	設置枚数 開放差圧 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	柏崎刈羽原子力発電所7号機特有の設備であり、MSトネル室のブローアウトパネルについても設計上の考慮が必要であるため記載。
緊急時対策所	酸素濃度計	酸素濃度計(東海、東海第二発電所共用)	個数 緊急時対策所の機能に関する説明書 緊急時対策所の居住性に関する説明書	個数 緊急時対策所の機能に関する説明書	酸素濃度計(6,7号機共用)	個数 緊急時対策所の機能に関する説明書 緊急時対策所の居住性に関する説明書	柏崎刈羽7号機は玄海と同じ。個数については、緊急時対策所の機能に関する説明書に記載し、機能については、緊急時対策所の居住性に関する説明書に記載している。
緊急時対策所	二酸化炭素濃度計	二酸化炭素濃度計(東海、東海第二発電所共用)	個数 緊急時対策所の機能に関する説明書 緊急時対策所の居住性に関する説明書	個数 緊急時対策所の機能に関する説明書	二酸化炭素濃度計(6,7号機共用)	個数 緊急時対策所の機能に関する説明書 緊急時対策所の居住性に関する説明書	柏崎刈羽7号機は玄海と同じ。個数については、緊急時対策所の機能に関する説明書に記載し、機能については、緊急時対策所の居住性に関する説明書に記載している。
緊急時対策所					5号機原子伊建屋内緊急時対策所(対策本部)二酸化炭素吸収装置(6,7号機共用)	個数 緊急時対策所の居住性に関する説明書	柏崎刈羽7号機特有の設備であり、5号機原子伊建屋内緊急時対策所(対策本部・高気密室)の居住性確保に必要な特有の設備であるため記載。
緊急時対策所		緊急対策所用差圧計(東海、東海第二発電所共用)(計測制御系統施設に記載。記載内容比較のため転記。)	個数 計測範囲 緊急時対策所の居住性に関する説明書	個数 計測範囲 緊急時対策所の居住性に関する説明書	5号機原子伊建屋内緊急時対策所用差圧計(6,7号機共用)	個数 計測範囲 緊急時対策所の機能に関する説明書 緊急時対策所の居住性に関する説明書	設備構成は差異なし。個数については、緊急時対策所の機能に関する説明書に記載し、機能については、緊急時対策所の居住性に関する説明書に記載。東海第二は計測制御系統施設として整理しているが、柏崎刈羽7号機は緊急時対策所として記載。)。

(注) 明確にする必要がある仕様のうち、基本設計方針に記載していない仕様